

てその提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

本年八月四日、一般職の職員の給与の改定を内容とする人事院勧告が行われました。政府としては、これらの内容を検討した結果、一般職の職員の給与については人事院勧告どおり実施することが適当であると考え、一般職の職員の給与等に関する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を申し上げます。

第一に、全俸給表の全俸給月額を人事院勧告どおりそれぞれ引き上げることとしたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十五万五千円に引き上げるとともに、いわゆる医系教官等に対する支給月額の限度額を四万五千五百円に引き上げることとしたしております。

第三に、通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する全額支給限度額を月額三万円に引き上げることとしたしております。

第四に、新たに単身赴任手当を設け、単身赴任職員に対し、月額二万円、さらに職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて最高一万八千円を加算して支給することとしたしております。

第五に、期末手当及び勤勉手当について、六月期の支給割合をそれぞれ百分の百五十及び百分の六十に引き上げることとしたしております。

第六に、非常勤の委員、顧問、参事等に支給する手当について、支給の限度額を月額二万九千六百円に引き上げることとしたしております。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定するとともに、関係法律について所要

の改正を行うこととしたしております。

続きまして、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定にあわせて特別職の職員の給与について所要の改正を行うとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、引き上げることとしたしております。

第二に、常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の支給限度額を、一般職の委員の日額手当の改定に準じ、引き上げることとしたしております。

第三に、一般職の職員に単身赴任手当が支給されることとなるため、秘書官に対しても単身赴任手当が支給されるよう改定することとしたしております。

第四に、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、引き上げることなどとしたしております。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日等について規定することとしたしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○吹田委員長 次に、松本防衛庁長官

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○松本國務大臣 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に準じて、防衛庁職員の給与の改定等を行うとともに、退職手当の算定の基礎となる勤続期間を計算するに際し、防衛大学校等の学生としての在職期間について自衛官としての在職期間に折算する場合の要件を改めるものであります。

すなわち、改正の第一点である防衛庁職員の給与の改定等につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校等の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定し、あわせて営外手当について改定するほか、一般職におけると同様、新たに単身赴任手当を設けることとしております。

なお、一般職の職員の給与等に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとされている事務官等の俸給、通勤手当、期末・勤勉手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当等につきましては、同法の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

改正の第二点である防衛大学校等を卒業した者の退職手当の算定に係る学生としての在職期間の通算要件を改めることにつきましては、現行の学生から自衛官に任用されたことに加え、その任用に引き続き自衛官として一定の期間以上在職したことを通算要件として、本制度をより適切に実施することとするものであります。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○吹田委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

○吹田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田口健二君。

○田口委員 ただいま議題になりました一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に関しまして、幾つかお尋ねをいたしたいと思います。

今年の八月二十九日だったと思いますが、今年度人事院勧告が出された際に、本委員会におきましても人事院総裁の方からその概要について御説明がございましたし、その後、若干の質疑も行われたわけでありまして、私はそのときにも申し上げておったのでありますが、確かに今年度の人事院勧告の内容を見ても、一時金についてはほぼ十一年ぶりに〇・二カ月分の増額が繰り込まれております。あるいはまた、単身赴任手当という新しい制度の導入も入っているわけでありまして、一定の評価はできると思はしめました。一〇〇％評価をするわけにはいかない。それはなぜかと申しますと、今申し上げました一時金の支給率のアップというのが、私どもの考え方からするとやはり民間に比較して少ないのではないかと。私どもの考え方としては、今日の民間における一時金の支給状況から見れば、これは当然総体で五・二カ月に還元をすべきである、こういうふうな考えておったわけでありまして、結果的には〇・二カ月の引き上げで、トータルとして五・一カ月ということにとどまっておるわけでありまして、これは一体どういう調査の結果こういう数字になったのか、まずそのことを伺いたしたいと思います。

○中島（忠）政府委員 一時金につきましては、かねがね先生方及び労働団体の皆さん方からいろいろな御意見をちょうだいしております。そこで、私たちがこの調査につきましては、調査に当た

職員に對しまして慎重に、かつ、十分詳細に調査するように申しております、そういう精神で各調査員が調査に当たったと思ひます。

具體的に申し上げますと、民間の給与というのは、一時金も含めまして一番変動するのはやはり春季の賃金闘争だと思ひます。したがって、私たちは春季の賃金闘争が終りました五月の連休明けから調査にかかりまして、民間の最新の情報を把握できるように努めております。具體的に申し上げますと、毎年同じでございますけれども、昨年の五月から本年の四月までの民間の一時金の支給状況というものを把握いたしました、それに基

づいて民間の支給月数というものを算出し、公務員の支給月数と對比いたしました、その増減に基づいて勧告をいたしておるわけでございます。本年もそういう作業の結果、五・一カ月という〇・二カ月分アップの勧告を申し上げましたけれども、今先生がおっしゃいますように、民間の状況というのは、ここの夏もあるいはここの暮れも昨年よりいよいよでございます。そういう観点から見ていただくと少しずれていくという感じがいたしますけれども、私たちは、従来からの方式に基づいて、慎重に、かつ、詳細に調査をして御報告申し上げていくことでございます。

〇田口委員 今お答えがあったように、公務員の給与については人事院勧告制度というものがある、言うならば法定制度として決まっております、今給与局長がおっしゃったように、春季の賃金闘争、いわゆる春闘の段階で民間の場合は一時金が決定される、もちろんそういうところもあるわけですが、ところが、そういう春の段階で年間臨給として決定するところもあれば、夏冬別々に交渉をして決めていく、こういうところも大手の中では結構あるわけですね。ですから、今おっしゃったように、昨年の四月から調査をし、五月の段階まで引き続いて調査をやつてそれが翌年度の人事院勧告にはね返ってくるということであれば、公務員の一時金というのはまさに民間に比べると一年おくれということになるわけでは

ね。かねがね私もそのことを主張してまいつておるわけでありまして、そういうことになれば、いわゆる公務員法上に言うところの情勢適応の原則からいってもこれは逸脱をしてくるのではないかと、こういうふうな感じもするわけですね。今も給与局長のお話にありましたように、こ

の夏もそうでありまして、とりわけ暮れの一時期金については、新聞報道等で見れば民間の伸び率は非常に高くなつてきている。例えば電機あるいは電力、高いところでは大体五・八三月という一カ月に年間臨給はなつていく。低いところでも五・二三という数字も出てくるわけですね。しかも、公務員の場合には、今年度の勧告が実施されるにしても五・一月ですね。民間の発表された状況を見ますと、小教点第二位、今申し上げましたように、高いところで五・八三月、低いところでも五・二三というところになっていきます。公務員の場合には五・一月です。民間の場合は、小教点二位まで具體的に出して一時金の支給率というのが発表されているわけですね。この辺はどうなんだろうかね。小教点二位の問題については人事院としてはどう扱っているわけですか。

〇中島(忠)政府委員 小教点以下第二位の扱いでございますが、民間の支給月数を算出し、その結果、小教点以下第二位が出た場合には、公務員の現に支給されておる月数と比較いたしました差が出る、その差の小教点以下第二位というのを切り捨てて今までの勧告をしてきております。もう少し具體的に申し上げますと、公務員の支給月数と比べて高い支給月数が民間で出てきた場合に、公務員の支給月数を引き上げることになるわけですね。公務員の支給月数を引き上げることに比べて、公務員の場合には小教点以下第二位を切り捨てておる。また反対に、公務員の支給月数の方が多い、民間の支給月数の方が少ないというふうなことになる場合には、小教点以下第二位というものを切り上げて今までの勧告をしてきておるということでございます。そういう扱いを従来いたしておりますけれども、やはり公務員の期末・勤勉手当の性格あるいはまた、民間のボ

ーナス、いわゆる賞与の性格というものを相互に對比して考えました場合には、それはそれなりの理論はあるというふうに私は考えております。ただ、そこに考えるべき問題があるかもしれないというふうには思ひますけれども、私たちの考え方としては、従来そういう考え方で対処してきております。

〇田口委員 それでは、今の給与局長の御答弁の状況でいって、これはどこまでとるかというのにはちよつと問題があると思ひますが、例えば昭和四十五年以降、実際に小教点以下二位の扱いについて、切り捨て、切り上げをやられてきたというのとはなれば、実際に切り捨てられた月数というのはどのぐらいの月数になるのですか、その二位以下を切り捨てたことによつて、どうでしょうか。

〇中島(忠)政府委員 突然の御質問でございますが、今も国会に来る途中車の中で二十年間というのを見ておつたのですが、その端数を合計いたしますと、おおむね〇・七分分になるのではないかと、いふふうに思ひます。切り上げたものは〇・一三月というところだと思ひます。

間違ひがございましたら後ほど訂正させていただきますが、それで間違ひはないと思ひます。

〇田口委員 そうしますと、今のお答えでも、切り捨てから切り上げの分を差し引いても〇・五月ぐらい格差が出てきているわけですね。ですから、私が先ほども申し上げましたように、今日の勧告制度の中からいっていわば公務員の一時金については民間の一年おくれになつていく、しかも、その一年おくれの中で小教点以下の端数処理の問題で切り捨てられてきて、現実にはこの二十年間で〇・五月ぐらいの差が出てきておる。これは公務員にとつては大変な損失だろと私は思ひます。これはやはりやり方というものを検討していただかなければならないと思ひます。今の勧告制度、四月あるいは五月の調査時点をとつと繰り下げてということでは、八月勧告という今日の状況からいふとなかなか難しい点があるかと思ひますけれども、もう少しそこところは技術的に

工夫をして、公務員に對して損失がないような処置をすべきではなからうかというふうに思ひます。

総務庁長官、給与担当大臣として、いわば公務員の使用者の責任者という立場もあるかと思ひますが、この点についてはどうお考えになりますでしょうか。

〇水野國務大臣 先生の公務員の立場に立つての今のお話は、なかなか傾聴に値するお話だと私は思つております。

ただ、私も人事院の勧告を尊重して公務員の給与の基本給からボーナスもあわせて実施するということが立場でございますので、人事院勧告どおり実施していきたい、かように思つております。

〇田口委員 そこで、再度人事院の方にお尋ねをいたします。

今まで申し上げてまいりました一時金の支給月数を小教点以下二位まで採用することについては、官民比較の方法として、現行の制度上何か問題がありますか。先ほど給与局長の御答弁があったように、今まで採用されてきたやり方でなければならぬ何か理由があるのかどうか、ひとつその辺の見解をいただきたいと思います。

〇中島(忠)政府委員 今までのような方法を採用してきたことの理論というのは、やはり公務員の一時金と民間のボーナスは性格面において違ふ。民間のボーナスの場合には、企業によつても異なりますし、あるいはまた、同じ企業でも部署によつて異なる、同じ部署でも個人によつて異なるというふうな、収益の反映という面が非常に色濃く出ておるわけでございますが、公務員の場合には、まあそういう色彩というものは考慮しなればならないのでしようが民間ほどではないということと、もう一つは、給与法定主義がとられておりますので、民間ほど細かな事情を反映するのはどうかというところが実はあったわけでございます。そういうことで、先ほど来御説明申し上げておるような方法をとらせていただいております。

けでございます。

それでは、小教点以下第二位まで採用することについて、理論上突き詰めて言うとか何か支障があるのかということになりますと、理論上どうしてもそれはだめだということにはならないと思います。私は、今までの取り扱いというものは、理屈は理屈として通っておると思いますが、理屈は理屈として通っておると思えますけれども、今先生が御指摘になりましたように、二十年間なら二十年間というものを振り返って見た場合に、やはり切り捨てたものより多いんじゃないかということについては、人事院としてもかねがね問題意識を持っておりましたし、こういう議論が出てくると、それなりの対応を改めて考える必要があるのかなというふうに考えます。

○田口委員 それでは、人事院総裁にお尋ねをいたしますけれども、今私が申し上げてまいりましたように、一時金の算出に当たって、当然民間に準拠して小教点以下二位までを採用して勧告の中に反映をすべきだと私は思っております。御賛同をいただきましてこの分について後は御賛同をいただきたかと思っております。このことについて、人事院総裁としてどのようにお考えでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○内海政府委員 いろいろ経緯につきまして、あるいは考え方にしましては、ただいま給与局長から御説明を申し上げておるとおりでございます。しかし、給与全般という問題を考えますと民間の給与に準拠してこれを定めていくのが一番合理的であると考えますと、現状あるいは将来を考えると、小教点以下二位という問題も決して無視していいものではない、十分検討の対象にはなると思っております。今後におきまして、我々としては在来も決して無視してきいたわけではありませんが、検討をいたしていきたい、こういうふうに考えております。

○田口委員 それでは最後の質問になりますけれども、

ども、防衛庁長官、先ほど防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の御提案をお聞きをした中で、防衛大学卒業生のいわゆる退職手当支給の問題について、自衛官として就任をし、一定の期間に職をするに要するに支給を考えたというお話があったのです。私もまだ勉強不足であります。それを具体的にちょっと教えていただきたいと思うのです。現状と、それから今後どうやっていこうとお考えなのか、そのところをまずお聞きをしたいと思っております。

○島山(善)政府委員 お答えをいたします。防衛大学校等の課程を終了した場合に、現状では、引き続き自衛官として任官しましてやめた場合に、例えば一日でも任官されずとそこで退職手当が支給されます。その場合、学生としての期間、四年間でございますが、それを二分の一の通算して退職手当が支給される形になっていたわけでございます。それを今度は、引き続き自衛官に任官された期間として六カ月を要件としたしまして、六カ月在職した後に退職した場合に初めて学生としての期間を二分の一の通算するという形に改めたところでございます。

○田口委員 そこで、重ねて今の御説明についてお尋ねをしますが、防衛大学校等の卒業生が自衛官として就任をする、その後、六カ月を超えた場合に学生期間が通算をされるということですから、六カ月未満で退職をした場合には、その学生期間は一切通算をしない、こういうことですね。○島山(善)政府委員 六カ月未満で退職した場合には、退職手当が支給されないという形になります。

○田口委員 終わります。

○吹田委員 次に、井上和久君。

○井上和(和)委員 給与法に関連をいたしまして、若干御質問いたしたいと思っております。

日本人は働き過ぎである、こういうことを海外からも特に言われております。この働き過ぎというところが原因になっております。過労死が最近社会問題となつておると思っております。時代的な流れとい

ましようか、技術革新あるいは国際競争、さらには経済的な動き、構造変化、こんなものが原因となりまして、残業過多による長時間労働あるいは深夜労働、さらには休日勤務など、それに加えて人間関係とか肉体的、精神的に大変重要な事柄が累積をいたした上で、そのあげくが過労死だということになる結果を生むわけでありまして、同時に、過労死に至らないにしても、まさに過労死予備軍といつてはどうかと思いますが、健康障害の方々も非常に多く見られるというのが今の段階じゃないかというふうに思っております。民間企業に限りませんで、国家公務員におかれましては同様の状況にある、こう思わざるを得ないのであります。また、この労災の認定の可否も大変難しい状況にある、そういうふうなことを私は認識をいたしております。

そこで、まず過労死について何点かお尋ねをいたしたいと思います。

今月の九日の新聞に次のような報道がございます。五月下旬から相次ぐ難民の審査に当たっていた法務省の福岡入国管理局の職員の方お二人が過労で亡くなった、こういう記事でございます。難民の到着後、連日審査に追われ、大変な日々が続いていたようでありまして、公務に全力で取り組んでおられたことと想像するものであります。が、このお二人については公務災害として認定されたのかどうか、この経緯も含めまして、人事院にまずお伺いをいたしたいと思います。

○大城政府委員 本年五月ごろからいわゆる難民が多数九州方面に漂着いたしました。こうした状況に入国管理局で対応してきたわけでございまして、福岡入国管理局の職員二名がそういう業務の中で九月及び十一月に死亡したという事故がございました。このうち、先に亡くなられたのは福岡入国管理局の警備課長補佐の方のケースにつきましては、さきに法務省の方から私どもに内容の協議がございまして、その勤務内容、超過勤務時間数等を調査検討いたしましたわけでございまして、総合的な判断の結果、私どもとしては公務上と認定

すべきであるという結論に達しております。その旨法務省の方にも御連絡申し上げておりますが、法務省の方では、十一月二十七日付で公務上の災害と認定するという通知を出されているというふうに承知いたしております。

それからもう一人の方、佐世保港出張所長の方のケースでございますが、現在、法務省において事実関係を調査中と伺っております。近いうちに、また私どもの方に協議があるものと思っております。その状況を踏まえまして検討したいと考えております。

○井上和(和)委員 人事院に重ねてお伺いをしたいと思っておりますが、国家公務員の公務災害の申請件数並びに認定数、さらにはこの数年間におきます死亡者数等の推移につきまして、どのようになっておりますかお伺いをしたいと思います。

○大城政府委員 公務災害の関係につきましては、お尋ねでございますが、全体的な特に死亡の状況について申し上げます。公務員の死亡者数でございますが、病死、災害死を含めまして、昭和五十八年度では千五百六十四人、昭和五十九年度では千四百六十五人、六十年年度が千三百三十二人、六十一年度が千三百三十二人、六十二年度が千二百九十九人となつておりまして、いわゆる死亡の状況としては減少傾向を示してきております。

その中で公務災害として認定された死亡者の数でございますが、昭和五十八年度三十九人、五十九年度三十三人、昭和六十年二十五人、六十一年度三十六人、六十二年四十四人ということになっております。年によって変動がございまして、最近、若干の増加というふうな状況があるわけでございまして。

○井上和(和)委員 この過労死について、民間におきまして、労災保険の適用が業務上の理由による死亡かそうでないかというふうな判断が大変難しいというところで、認定をめぐりましてしばしば対立といったことが、トランプが起つておるといふふうに認識をしております。遺族の中には、労災

申請すれば補償が支払われることがわからなかったというか、知らなかったという場合もあるそうであり、国家公務員においてはこのようなことが現在まで何件かあったと思いますが、この実態について教えていただきたいと思います。

○大城政府委員 いわゆる過労死と言われるものに相当するものとして、脳・心疾患による公務上の死亡災害ということで認定された件数として申し上げますと、昭和五十八年度から、四人、八人、四人、五人、七人という方々の死亡についてこれを公務上の災害というふうに認定することをしております。これはいわゆる過重な業務による負担が脳・心疾患の発生に結びついた、いわゆる職務との関連において公務上と認定できるかという点が非常に問題になるわけでございまして、その点についてのいろいろな考え方、御意見等があるわけでございます。

私ども、国家公務員の災害補償に関しましては、いわゆる認定指針なるものを出しまして、その認定についての基準等を定めまして、それに基づいて認定するということで、その過重負担の実態を詳細に調査して、それに基づいて的確な判定を下すようにという努力をしているつもりでございます。

○井上(和)委員 この際ですと、公務災害認定基準というものはどのようになっておるか、これをお伺いしておきたいと思っております。

○大城政府委員 いわゆる認定指針としていろいろ定めているわけでございますけれども、脳・心疾患による死亡等についての認定に当たりましては、発症前における職務上の過重負担という観点から、本人が従事した勤務の内容、勤務密度、勤務量等をもとに公務起因性を判断するというふうにいいたしております。

この認定に当たりましては、日常の職務に比較して質的、量的に過重な職務に従事したかどうか、これを発症前一週間を中心にして詳細に調査いたします。さらに、それ以前の疲労の蓄積等を含めて精神的、肉体的な過重負担が公務遂行

上存在したか否か、これを医学的知見を基礎にいたしまして判断する。そういう基本的な考え方を指針に定めておりまして、それに伴いまして必要な調査事項等を指針において規定している。それに基づいて実態を調査し、判断をするというふうにしていくわけでございます。

○井上(和)委員 ただいま御説明いただきましたが、一昨年、二十六年ぶりに過労死の労災認定の基準というものが緩和をされました。旧の基準は、倒れる前日に従来の業務と比べて過激な出来事があった場合しか労災ということを確認できなかったということでありまして、新基準では、ただいまありましたように、倒れる前一週間に所定の業務に比べて過重な労働に従事した場合に、遺族年金や障害年金が支給される、こういうことで、今言われましたように、一週間前というふうにお決めになりました。言いますと、過労死という場合にはもっと長期にわたって蓄積されたものというものが非常に大事じゃないかというふうにも思うわけであります。この点について一週間とされた理由等についてお伺いしておきたいと思っております。

○大城政府委員 いわゆる認定に当たりまして一週間前の勤務状況というのを特に結びつけて考えているわけではございませんが、問題は、その発症と職務実行との関連性がどうかということでございます。医学的には、そういう原因があれば比較的短期間で発症に結びつくということでございますが、その間、一週間ぐらいの期間をとればそういう関係が比較的に明らかになるであろう、その辺の調査を詳細に行うということでございます。

しかし、これに限定するということではございませんで、その職務の過重性というのを判断する上で、付加的な要因としてさらに一カ月間にわたります勤務状況もあわせて調査してそれを参考にするといいことを現にいたしております。なおかつ、いろいろ質的な過重性の問題もございまして、個々別々にいろいろなケースがございまして、そのケースに即して実態的な判断をするように指針では定めているところでございます。

○井上(和)委員 次に、大蔵省にお伺いをしたいと思うのですが、成田の新東京国際空港に成田税関の支署がございまして、この税関の職員業務は大変重要なものであります。特に、輸入貨物の検査を初めとして、税関手続、旅具、徴税事務等がございまして、輸出入貨物の増加、さらには出入国の旅客数の増加というものが年々増大をしております。電算化と申しますか、業務の効率化に努めておられるようでありまして、それでも旅客数あるいは貨物量のふえ方というのは、先日もテレビで報道しておりましたが、大変な量であるというところであります。

このような仕事量の増加という状況である反面、税関全体の職員数は、定員事情というものがあり、極めて厳しい状況にある、こういうふうにお聞いております。それだけに、職員の方々の負担というものが増大をしておる、これは当然こういうことが起こるであらうと思うのであります。

ちなみに貨物の取扱量を調べてみますと、十年前の五十四年においては四十五万トン、それが六十三年には百九十九万トンと、十年で三倍近くにふえております。また、現在の空港施設の対応能力というものが五十万トン程度と言われております。輸入食品の検査等を行う食品衛生監視員も不足をしておることも報道されておりました。

これにつきまして、これは昨年の十二月の新聞記事であります、若干申し上げたいと思っております。

「全国九つの税関で働く職員の死亡がこのところ増えているというのが、さしずめ問題である」としまして、

昨年は一昨年の二倍の二十四人。ことしは先週末まで十八人。特に、五十代後半の職員が目立つ。急に大蔵省がいろいろの統計と比較しながら原因を追跡したら、残った答えは「輸入の急増に伴う過労の影響」ということになった。日本経済の構造変化の一つの表情である。

この五年、十年の税関の変わりようは激し

い。入港してくる船舶の数は増えなくても、積み荷のほとんどがコンテナ貨物。このため入港と出港の間が極端に短くから忙しくなるし、勤務時間も延びる。それに通関業務を急ぐ必要のある食料品や生花などのナマモノの増え方はすごい。飛んでくる飛行機、それとともによてくる人間と貨物は「倍」で数えた方がいいほどだ。おまけに、覚せい剤や大麻、銃砲の押収量も増えているし、ココム違反の東芝機械事件以後は共産圏向け輸出に向ける目も厳しくせざるを得ない。仕事は増えるが、増えない定員の枠内でのやりくりが続く中で不幸が起こっている。

こんなような記事が出ております。これを確認をしておきまして、まずこの空港に勤務する税関職員について、過労死で亡くなられた方がおられましたら教えていただきたいと思います。

○川説明員 ここ数年、税関の業務量が急増しているのは事実でございますけれども、過労を原因として亡くなった税関職員の事例はございません。

○井上(和)委員 ないという御答弁なんです、医学的に言いますと、これは過労死ですという病名はないと思っております。心筋梗塞であったり、あるいは脳内出血なり、脳溢血なり、そういう死因だろというふうに思うのであります。こういう点で、実態というものの、その点はどういふふうに考えておられますか。過労死という病名はないのですから、ほかのことでも、そうじゃないかなと思うようなこともありませんでしたかね。現実というものは僕はちょっと違うのじゃないかという気がするのであります。

○川説明員 ここ数年の税関職員の死亡につきましても、いろいろ調査したわけでございますけれども、税関では五十歳以上の職員の比率が最近高まってきている等いろいろな事情が重なり合って死亡者数がふえてきたものではなからうかというふう

○井上(和)委員 人員の配置状況等の調査、そういうことも含めましてもっとしっかりとやってもいいと思うのです。この記事にも載っておいりましたように、大変労働が過重であるということは事実だと思っております。これについて、今後のことも御答弁をお願いしたいと思います。

○川説明員 税関の業務量増に対処するため、従来から事務の重点化あるいはまた機械化等を図ってきたところでございますけれども、今後ともこうした施策を進めるとともに、要員確保についても引き続き最大限の努力を払ってまいりたいというふうに考えております。

○井上(和)委員 最後に、総務庁にお伺いをしたのですが、全国八十三万の国家公務員を所管をされておりますが、先ほど申し上げましたように、経済的なあるいは社会的な急激な変化あるいは進展によって、それぞれの部署において大変業務量が増えていくというところが出てくるであろうと思っております。それに対しての定数枠の問題、またその予算の関係もありまして、大変難しい面があるというのかわかるわけですが、こういうふうな人命にかかわる問題になってくるわけでありまして、これについて今後対策をどういうふうにお考えになっておられるか、お伺いをしておきたいと思っております。

○百崎政府委員 ただいま税関と入管の職員例を挙げられて、定員管理についての査定当局の考え方の御質問がございましたが、私どももいたしまして、最近のこれらの機関におきまして業務量の増大に対応いたしますために、非常に厳しい定員事情の中でもできるだけの配慮を行ってきているつもりでございます。定員の増加のほかに、そういう機関の内部における職員の適正配置ということも重要なことでございますので、そういう点につきましても関係機関にいろいろお願いしているところでございますが、いずれにいたしましても、今後、私どもは今御指摘のような点を念頭に置きながら、実際の現場の実態を十分に把握いたしまして適切に対処してまいりたいという

ふうに考えております。

○井上(和)委員 どうもありがとうございます。

時間が参りましたので、終わります。

○塚田委員 次に、塚田延充君。

○塚田委員 本年十一月初めに、新行革審の中の公的規制の在り方に関する小委員会が報告書を行革審に対して出したわけでございます。これに絡みまして行政改革につきまして二、三お尋ねしたいと思っております。

行政改革はいわば天の声ということであり、その目標をいたしましては、仕事を減らすこと、そして、人を減らすこと、ひいてはそれがお金を減らすことになる、これが目的であります。官僚機構というのははたして自己増殖のような形で無限なくふえていくということは、古今東西を問はずどうしても起きがちな事実でございます。それに歯どめをかけようということで第二臨調が設置され、あの土光会長のもとにかなり厳しい行政改革が推進されたわけであり、国民もそれに対して拍手喝采をしながらその行方とその成果を見守ったわけでございます。土光臨調はかなりの成果を上げたとは言われておりますものの、結果論から見ると、国鉄、電電、専売、この三公社を民営にした、それから、自己増殖するものについてはこれ以上ふえないようなある程度の歯どめはかかったけれども、いわゆる行政機構そのものが縮小して、小さな政府、効率的な政府になるということまでは至っていないのではないかと思われます。そして、行政改革の結果につきましては、例えば竹下元総理大臣も、行革はいい線までやったけれども実際にはまだ道半ば以前であるというふうな感想も漏らしておたわけでございます。

ところで、この件に関しまして総務庁にお尋ねいたしますけれども、行政改革の推進の仕方につきましてはは新行革審にすべてをお任せして、その答申を待って、それを事務方として各省庁に配付し、またその報告を聞くという、単なる事務のまとめ役のみなのか、それとも効率的な行政全般を

管轄するものとして、みずからの業務として積極的にそれに取り組む必要があるのかどうか、すなわち行政改革については単に新行革審の事務方だけで終わるのか、それとも本来の機能としての役割を認識されているのか、そういう業務があるのかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思っております。

○百崎政府委員 行政改革の進め方につきまして御質問でございますが、行革審に任せ放しで総務庁事務局は独自の活動をしていないのではないかと、多分こういう御趣旨の御質問だったと思っております。

一つは、今おっしゃいますように新行革審に幾つかのテーマをお願いいたしまして御検討いただいておりますが、当然のことながらその成果を行革の一つとして実施に移す。そのほかに、私ども事務局といたしましては、御承知のとおり、毎年度行革大綱というものをつくって閣議決定をいたして実施しておりますが、この中身は、いわゆる行革審の答申以外に各省といる折衝をいたしまして、機構、定員あるいは特殊法人等の合理化、そういったものを盛り込んだ大綱をつくって今実施しているというところでございます。

○塚田委員 昨年十二月に新行革審は、その答申においてトラック事業を例示いたしまして、それらを含めた七十ほどの個別課題につきまして改善の提案をしております。この具体的な提案に対してそれぞれの担当省庁がどのように扱ったのか、総務庁としてはどのようにそれをチェックし、今後進めようとしているのか、昨年十二月の答申についてその後の状況についてお答えいただきたいと思っております。

○百崎政府委員 昨年の公的規制の緩和等に関する答申のその後の状況についての御質問でございますが、御指摘のとおり、昨年答申を受けまして、政府といたしましては早速昨年末にその推進要綱というものを閣議決定いたしまして、今その実施に取り組んでいるところでございます。私どももいたしましては、その政府の実施状況のフォ

ローアップをする、こういうことで行革審の小委員会でのフォローアップ作業を続けていただきましたが、つい去年十一月二日にその結果が一応まとまりました。

それによりますと、昨年の答申のうちいわゆる運営の改善に係る部分については前進が見られるけれども、制度改革を含めた本格的な成果を上げるにはなお一層の努力が必要だ、こういう御報告をいただきました。私どももいたしましては、この報告を厳しく受けとめまして、引き続き強力に推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○塚田委員 このたびの小委員会の内部報告では、行政指導や認可の基準を定めるための行政手続法を制定したらどうかという新しい提案、そして、それについて審議するための中立的、専門的な、例えば調査会みたいな機関を設けたらどうかというような提案がありますけれども、これに關しまして総務庁はどのような見解をお持ちでしょうか。

○百崎政府委員 ただいま御指摘がございましたように、行政手続法制の整備についての報告が一応出されましたけれども、私どももいたしましては、今後の国際化というふうなことを考えた場合に、事務方といたしましてはやはり法制化の必要があるだろうというふうな認識をいたしております。そこで、今この小委員会報告が行革審本体の方に上がっておりますので、そこで御審議いただいておりますので、その答申を待ちまして、できるだけ政府部内で前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

○塚田委員 過重な行政指導が諸悪の根源とまで申してしまふけれども、それがあればゆえに利権構造が出てくる温床にもなっているということがあると思っております。実際、リクルート事件にしてもパチンコ事件にしても、公的規制を強くしようとか緩めるとか、これに絡んでいろいろ事件が起きてくるわけですか。そういうことからいいますと、公的規制につきましては、もっと緩和するという

ことがどうしても必要だと思ひます。

そうした場合、私どもとしては、かねてより、このような公的規制については、その目的、趣旨があるのならば期限を設けなければいけない。規制がたん生まれると半永久的に続いてしまう、そしてそれが一つの構造となつて、それゆゑに利権構造に結びつき、そこにいろいろ事件が起きてくるというわけですね。そうなりますと、公的規制そのものについてはすべて期限を設ける、いわゆるサンセット方式、これをやらなければ本格的な改革にはならないと思ひます。このサンセット方式の推進について新行改革の方に諮問しているかどうか、諮問してないとしても、総務庁としてこのサンセット方式についてどういうやり方で今後推進しようとするのか、御見解を伺いたしたいと思います。

○百崎政府委員 サンセット方式の導入についての御質問でございますが、私どもも、事柄の性質によりまして期限を付す必要があるものではあるけれども、ただ期限を付すということでもこれまでやってまいつております。例えば補助金等につきましてもできるだけ期限を付すというふうなことでやつておりまして、ことしの予算におきましても、たしか六十数件につきましてはそういう期限を付されております。

審議会にサンセット方式について諮問をしていくかというお尋ねでございますが、そのこと自体はそういう形で諮問いたしておりますけれども、常にそういうことを念頭に置きながら行革審の方でもいろいろ規制の緩和等について御審議いただきたい、こういう態度で臨んでおります。

○坂田委員 総務庁はいろいろな意味におきまして行革の推進の主務官庁でございますし、国民の期待も非常に大きなものがあると思ひます。新行改革の答申を、つまみ食いではなくて、諮問したからには全面的にそれを実施する、また、新行改革に頼るのみではなくて、みずから主体性を持つて行革を推進し、行革の推進を通ずることによつて、単に仕事、人、金のみならず、いわゆる利権

の温床になるようなことを打破する、このような見地で今後さらに努力されることを期待いたします。質問を終わります。

○坂田委員 次に、柴田陸夫君。

○柴田委員 今回の給与改善の平均三・一％の引き上げは、これまでの臨調行革による賃金抑制、消費税の導入による物価の上昇、共済年金の大幅な掛金引き上げなどで重い負担がのしかかっているところに公務員労働者の生活実態から見て、不十分水準であります。また、人勧に関連して、地域調整手当の支給地区分の改悪も人事院規則で行われようとしておりますが、極めて遺憾であります。

そこで、総務長官に伺いますが、人事院勧告は八月四日に内閣と国会に提出されました。しかし、政府が人勧取り扱い方針の閣議決定をしたのが十一月二日、法案が提出されたのはきのうの十一月二十九日、勧告から法案の国会提出まで四カ月近くかかっております。一体なぜこんなに法案の国会提出まで日をおけるのか。それから、一緒に伺いますが、これまでの政府の人勧の取り扱いは、八月に出した勧告をその月の八月に勧告取り扱いは九月二十一日に法案が提出されております。これは九月二十一日に法案が提出されております。勧告から法案提出まで一カ月と十日足らずです。七八年も九月二十七日に法案が提出されております。そういうことを考えますと、その気になれば早くできると思うのですが、一体なぜこんなに時間をかけているのか、まずお伺いします。

○水野国務大臣 お答え申し上げます。従来から、人事院勧告制度尊重の基本姿勢に立ちまして、勧告をできるだけ早く完全実施するように努力をしてまいつたところでございます。しかし、一方、国民の大多數の御理解をいただくに公務員の給与改定を行うためには、国政全般との関連について各方面から慎重に検討をする必要が出てまいりました。このため、給与関係閣僚会議におきまして、

公務員給与等に特に関係の深い閣僚の方々から、人勧制度の趣旨を踏まえつつそれぞれの立場からの論議を尽くした上で、方針を決定したわけでございます。

このように取り扱い方針を決定し、関係法案を国会に提出してきょうの御審議をお願いするまでにはある程度の日時を必要とすることは御理解をいただけたと思ひますが、給与担当大臣といたしましては、御指摘の点をよく踏まえまして、今後ともできるだけ早期に結論を得るよう努力をしたいと思つております。

○柴田委員 きょうは質問時間がありませんので、議論に入るわけにはいきませんけれども、総務長官はできるだけ早くやらなくちゃならないというお答えでありますので、この人勧が公務員労働者の労働基本権の代償として設けられたべきことから考えてみましても、速やかに給与改善を実施するのが当然だと考えております。人勧の性格づけを別にいたしましても、公務員労働者の生活にかかわる切実な問題でありますし、しかも、四月実施の勧告という内容からいたしまして、早い時期の閣議決定、それから法案も早く提出するということが大事であると思ひます。ですから、このことを私は強く要求しておきます。

次に、人事院総裁にお伺いいたしますが、一つは単身赴任手当の問題です。今回の給与改正で単身赴任手当を新設いたしました。制度を確立したこと、それから加算額部分を官民較差分の枠外としたことは一定の評価が得られると思ひます。しかし、基礎額を官民較差の枠内としたこと、それから実態から見ますと支給水準が低いということについてはやはり問題があると思ひます。例えば東京と京都を新幹線で往復しますと二万五千四百四十円になります。これに対する加算額は一万二千円あります。東京―福岡ですと、新幹線往復は四万二千六百円、加算額は一万八千円です。人事院は、加算額が往復料金に直接対応するものではないと言われるわけでありますが、加算額の趣旨というのは帰宅旅費などを

念頭に置いて設けていることははっきりしております。実際上、現実に見ますと、加算額というのは旅費の半分程度ということになっております。こうした実態から見て、加算額の水準が低いというのは当然であると思ひます。そういう点で、今後実態を十分に踏まえて改善を検討すべきではないかと思ひますが、この点についての御見解。

それから、一緒に期末・勤勉手当の支給月数の小数点第二位の採用についてお伺いします。この問題は、これまでも随分と議論をされてきたところでありますが、この後の給与法の採決に当たりましてこの問題の附帯決議が付されることになっております。私も小数点以下第二位まで採用すべきであると考えておりますが、人事院総裁は先ほど検討するという趣旨の答弁をなさいました。その点から、来年度の人勧から速やかな実施をすべきだと思ひますが、この点はどうか。

○雪野政府委員 単身赴任手当の分についてお答え申し上げます。単身赴任手当の決定に当たりましては、民間事業所の単身赴任者に対する措置の水準なり分布状況、あるいは単身赴任者の生計費、帰宅旅費等の負担の実態などを総合的に勘案しつつ、かつ、帯同赴任者との均衡、給与全体としての配分等の要素も考慮した結果、今回の額とすることが適当であると考えたわけでございます。

なお、加算額につきましては御質問がございました。加算額一つとして一つの手当と考えておりますが、加算額は、家族との日常接機会を失つていく単身赴任者が家族のもとへ帰宅あるいは家族を呼び寄せる際に要する費用、電話、手紙等の通信に要する費用など、結果として家族との距離におきまして区分を設けまして加算額をするということにいたしましたわけでございます。その決定に当たりまして、各交通機関の運賃の実情であるとか単身赴任者の帰宅の実態と費用とか、通信費用

の状況とか、民間における措置の状況等を総合勘案いたしました決定いたしましたわけでございます。したがって、現段階におきましてはこの額は妥当な額と考えておりますが、将来的には、やはり民間における措置の動向であるとか、単身赴任となつてゐる職員の負担の状況であるとか、帯同赴任者との均衡、そういうものを総合勘案しつつさらに随時検討を進めていきたい、このように考えております。

○中島(忠)政府委員 期末・勤勉手当の少数点以下第二位の扱いにつきましては、先ほど田口議員からもいろいろ御指摘がございました。私たちは、その議論が出てくるに至つた背景とか考え方というものを院内でよく議論いたしました。対応を決めていきたいと思ひます。附帯決議が付けられますと、私たちはその附帯決議を尊重する方向で検討するということは、先ほど総裁から御答弁申し上げたとおりでございます。

○柴田(隆)委員 終わります。

○吹田委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○吹田委員長 この際、日本共産党・革新共同から討論の申し出がありますが、理事会で協議の結果、御遠慮願うこととなりましたので、御了承願ひます。

これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吹田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吹田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吹田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○吹田委員長 お諮りいたします。

この際、ただいま議決いたしました各案中、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、井上喜一君外四名から、五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。田口健二君。

○田口委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔案〕

政府並びに人事院は、特別給の改定に当たつては、民間の支給実態を確実に反映させるよう努めるべきである。

本案の趣旨につきましては、先ほどの質疑を通じて明らかにされておりますので、簡潔にその要旨を申し上げます。期末・勤勉手当については、現在、小數第一位までを基礎として改定しておりますが、民間の支給実態をより確実に反映させるため、小數第二位までを基礎として改定するようにすべきであるということであり、よりよく御賛成くださいますよう、お願い申し上げます。

上げます。

○吹田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吹田委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。水野総務庁長官。

○水野国務大臣 ただいまの一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、今後とも検討し、努力してまいりたいと思つております。

○吹田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○吹田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吹田委員長 次に、平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般の理事会等において御協議願ひ、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得た次第であります。

本起草案の趣旨及び内容につきまして、便宜、委員長から概要を御説明申し上げます。

最近の経済情勢等にかんがみ、平成元年度の恩給の改定措置は既に実施されておりますが、遺族たる恩給受給者に対しては、福祉の向上を図る必要

があると考えまして、本年八月分から実施した扶助料等に係る寡婦加算及び遺族加算の年額の引き上げ措置を、本年四月分から七月分までのものについても実施しようとするものであります。以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案起草の件

〔本号末尾に掲載〕

○吹田委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。水野総務庁長官。

○水野国務大臣 本法律案につきましては、政府としては、やむを得ないものと考えております。

○吹田委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の提案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吹田委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○吹田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十一分休憩

午後零時二十六分開議

○吹田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。第百十四回国会、内閣提出、防衛庁設置法及び

自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。塚田延充君。

○塚田委員 まず初めに、潜水艦「なだしお」と釣り船第一富士丸の衝突事故に關しまして御質問いたしたいと思ひます。

マスコミ各紙などの報道によりますと、「なだしお」の航海日誌が改ざんされたということですが、この事実關係について、防衛庁の事実についての調査結果をお聞かせいただきたいと思ひます。

○米山政府委員 「なだしお」航海日誌問題の事實關係でございしますが、これは當時の錯綜した状況の中で鉛筆書きをしてあったものを、事後に整理、清書して航海日誌が作成されたということに事實でございします。その際、山下艦長は、時刻について速力通信受信簿の方がより正しいと判斷して、衝突時刻につきまして、これをもとに整理をさせたところとしまして、調査をいたしているわけでございます。庁内におきまして、事故後かなり早い時期に、こういった三十八分が四十分という数字で航海日誌が書きかえられているという事實を私も承知をいたしまして、關係の当事者に説明を求め、たゞしました結果、今申し上げたような事實が判明をいたしましたものでございまして、改ざんというふうなものではないと私どもは判斷をいたしております。

○塚田委員 改ざんという言葉自体は、辭書などによりまして、そこに書いてある文字を自分に都合のいいように書き直すことというものであります。というところは、そこに意圖なり隠すことが一般的には含まれてはいるはずでございます。しかし、ただいまの防衛庁からの説明も踏まえまして、航海日誌は艦長が最終の作成責任者であり、艦長が記録をより正確にしようとして整理したのだとすれば、この事實をもつて一方的に改ざん報道することには大きな疑問があります。仮に報道された艦内の様子などが事實といたしまして

も、それを改ざんであると認定することは疑問でございます。この点につきましては、内部文書なるものにかかると新聞報道を讀みまして、何を根拠として山下艦長以下が特別の意圖を持って突施したと断言しているのか、その報道自体に疑問を感じるわけでございます。この点につきましては、その整理によつて「なだしお」側が有利になる、あるいは再加速の判斷ミスについて追及を免れるねらいがあるところとある新聞社の一方的な推測、憶測を交えた報道があるわけでございます。防衛庁側は整理が行われた事實は認めているわけですが、それならば、改ざんかどうかといううなことは、それを司法当局がその意圖を含めて調査、判斷することになるのじゃないかと思ひます。

そこで、この件につきまして海上保安庁にお尋ねしたいのですが、この事實關係をもつて改ざんが「なだしお」において特段の意圖を持って行われたものと認めているのかどうか。海上保安庁の「なだしお」の改ざんに関する見解を求めたいと思ひます。

○中島説明員 お答えいたします。私ども海上保安庁といたしまして事件を知りましたのは、横須賀の地方総監部より最初に連絡があったことで知つたわけでございますけれども、その連絡のあった時刻は十五時三十八分という時刻とでありました。この十五時三十八分という時刻は、後ほど調べてみました航海日誌等の記載と違つておりましたので、その点については詳細に調査を行つてきたところでございまして、その過程で航海日誌の修正をいたしますか、そういう事實があったというところは承知いたしております。ただ、この修正が証憑隠滅とか偽造とか、そういうふうな特段の意圖を持って行われたものというふうには考へておりません。

○塚田委員 特段の意圖を持ってないとなれば、辭書などに言われる言葉の定義の改ざんとは言えないのじゃないかと思ひます。もしこれが特段の意圖を持ってやつたということが認定された場合、改ざんがあれば、これは犯罪となるのでしょ

うか。海上保安庁、お願いいたします。

○中島説明員 そういう意圖でなされたということとあれば、証憑隠滅とか公文書偽造とかいうような罪に問われるという可能性はあると思ひますけれども、私どもは改ざんしたとは、今回の事實がそういうふうな証憑隠滅とか公文書偽造なりに当たるといふふうには考へておりません。

○塚田委員 海上保安庁は、航海日誌というものは、どういふ性格のものと考えておられますか。○中島説明員 航海日誌は、船員法によりまして、船長が船内にこれを備へつけ、航海の概要等必要な事項を記載することが義務づけられている書類だといふふうに理解しております。

○塚田委員 それでは、事實關係についてお尋ねいたしますが、この衝突事故當時、第一富士丸に航海日誌はあったのでしょうか。

○中島説明員 第一富士丸の船内に航海日誌はございました。日記帳があつても、これは日誌として書き込まれていて初めて法律が規定した航海日誌といふことが言えると思ひます。第一富士丸の航海日誌には事故當時の模様について、日誌として事實がきちんと記載されていたのでした。また、それが「なだしお」のように清書されたとかもしくは改ざんされたとか、そういう事實が第一富士丸にはあつたのでしょうか。

○中島説明員 第一富士丸の航海日誌につきましても、航海の概要につきましても不記載という事實がございました。これは大変なことだと思ひます。不記載といふことは法律違反になるはずですが、何法にどのような違反をするのでしょうか。

○中島説明員 ただいま申し上げました船員法に違反するといふことでございします。しかし、今回の事實を我々は調べたわけでございますが、当日の航海の概要について記載はございませんでしたけれども、船員法違反として立件するほど悪質なものではないという判斷のもとで、これを船員

法違反で送致はいたしませんでした。

○塚田委員 いわゆる「なだしお」の航海日誌改ざん問題というのがマスコミによつて大きく取り上げられております。事實は防衛庁の説明どおり、改ざんというよりは、どちらかといえば清書的なものであつた。この事實を、いわゆる特段の意圖があつて犯罪的行爲のうちに改ざんしたというようにマスコミは一方では取り上げておる。ところが、第一富士丸の方は航海日誌そのものすら全然書いておられない。これについてマスコミが全然取り上げておられない。これは余りにも片手落ちな報道の仕方であり、また当局の対応の仕方でございます。

それから、衝突のときに「なだしお」の乗組員がおぼれた者の救助に当たらなかつたとかいふような事實が報道されて、それが事實であつたとか事實でないとかいろいろなことが國民の関心を大きく呼んだわけでありまして。しかし、この人命救助問題についても、事實と違つたことが一方的に報道されておる。こういうことで、海上自衛官などの間において、どうも自衛隊たたき、一方的に意圖を持ってやられてはいるのではないかと、いふやうなことで、自衛官のモラルに大きく影響が来ていると私は思ひます。

そこで、防衛庁長官にお尋ねいたします。今の改ざん問題にしまして、清書的なものを針小棒大に、これこそいわゆる意圖的に、事實を曲げて伝えるに近しいやうなことが行われておる。一方の第一富士丸は、船員法に違反して航海日誌すら何も書いてない。これが平等に報道されてない。そのために自衛隊がつまらぬ誤解を國民の間に生じさせてしまつた。このような問題につきまして、自衛官のモラルを維持するためといふことも踏まえて、長官の御見解を伺いたいと思ひます。

○松本國務大臣 塚田委員の自衛隊、特に海上自衛隊員のモラルについてお勵ましの言葉、ありがたく受けとめております。

この航海日誌の問題、我々は書き直し、清書と

言っているのでしょうか、それはございましたが、何らかの意図を持って改ざんしたというものではないという認識を持っております。ただ、もとの鉛筆書きの記録というものを破棄したといましようか、そこに若干国民の皆様は誤解を与え余地があったということで、これは反省をいたしております。

自衛隊、特に海上自衛隊員の士気でございますが、私も八月に防衛庁長官就任以来、時間を見つけては各基地を視察をしております。黙々として国の守りに徹しておる自衛官の諸君の姿を見て、私も頭の下がる思いであり、この実態というものを国民の皆様は十二分に御理解と御認識をいただきますして、そして激励もいただく、そのことがまた自衛隊員のモラルの向上につながるというところでございまして、国民の皆様はそういう御理解と激励をいただきますような配慮と施策を講じたいと思ひますし、防衛庁といたしましては、そのような方策について最善の努力をさらに続けてまいりたい、このように考えております。

○塚田委員 テーマを変えます。
いよいよ今週末にマルタ島沖で米ソの洋上サミットが行われます。時折しも、東ヨーロッパでは雪崩が起きたように各国において民主化運動が起き、それに現政府がほとんど応ずるといふような形で、いわゆる社会主義体制、共産主義体制が変革をしようとしている時期にまさに差し加かったわけであります。

そんな中で、最も衝撃的な事実というのは、ベルリンの壁の崩壊、これは象徴的な事件といましようか事実でございます。となりますと、東西ドイツの再統一という問題が国際的に大きくクロイザップされてまいります。まさにそのような潮流の中で、呼応するがごとく西独のコール首相が二十八日、東西ドイツ再統一に関する十項目の綱領なるものを発表いたしました。残念なことに東ドイツのクレンツ書記長は全く正反対の見解を発表したようでございます。分断国家である東西ドイツが統一国家になるのかどうか、世界の今後

の趨勢に大きな影響を与えると思ひます。しかし、これは短時日にどうのこうのということにはならないと思ひます。しかし、我が国も世界の情勢を注視する中において、この東西両ドイツの行方については重大な関心を持たざるを得ないと思ひます。

そこで、外務省にお伺ひいたしますけれども、東西ドイツの再統一について、それが望ましいのか、それとも時期尚早とかいうことがあるのか。いずれにしてもこれはドイツ国民が決めることでございすけれども、地球国家の一員として、日本政府としてどんな見解、感想をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○荒瀬説明員 お答え申し上げます。
先生御承知のように、現在ヨーロッパ情勢が非常に流動化しておるということで、その中で、御指摘のようにおとといのコール演説でドイツの再統一ということが西独の政治目標であるというような重大な発言があったわけでございます。

本件につきましては、これはもう先生御指摘のとおりでございますけれども、まず東独として、ドイツの二国家論ということから統一に反対しておりますし、またソ連の方も、反対というような意見を出しておるということでございす。また西側各国の方でございすけれども、このドイツ問題というのは、御高承のとおりECの今後の動向、さらには欧州を中心とします東西関係に重大な影響を及ぼしかねないということで、こういう表現がいいかどうかかわかりませんが、言ひなれば、各国とも複雑な気持ちで事態を見守っているという状況かと思ひます。我が国として望ましいのかどうか、簡単に申せ、こういう御質問でございすけれども、正直に言つて大変難しい状況でございまして、事態も流動的であるといふことで、大変役人的な表現になりますけれども、我が国としましては、今後両独関係がどういふふうに進んでいくのか、そこら辺の動き、それから欧州全体の動きというものを慎重に見守つていきたいということしか現在では申し上げられま

せん。
○塚田委員 以下の質疑は防衛庁に対して行いますので、海上保安庁の方、そして外務省の方、ありがとうございました。
それでは、防衛庁にお尋ねいたします。
次期中期防の作成作業は現在どのような進捗状況になっておりますでしょうか。
○日吉政府委員 次期中期防でございますが、これにつきましては、昨年の十二月の安全保障会議の議論を踏まえまして、防衛庁といたしましては、庁内それぞれの担当部局が個別具体的な作業を開始するに当たりまして、全般的な整合性を確保することを目的としまして、まず、基本的な方向に関する庁内のコンセンサスを得るための議論を現在実施しているというのが防衛庁内部の検討の状況でございます。

これをもう少し具体的に申し上げますと、人事施策や教育訓練施策等の後方分野を中心に、その基本的な方向について検討を行っているところでございす。こうした議論を踏まえまして、今後庁内の個別具体的な作業を逐次進めていきたいと考えております。
最終的な政府計画の取りまとめでございますが、これにつきましては、防衛庁としましては、でき得れば計画の初年度となります平成三年度の予算の概算要求までに策定されることが望ましいと考えておりますけれども、これは政府の段階で決めることでございす。私も、私どももいたしましては、それに間に合いますように庁内の作業は進めていっているところでございす。

いづれにいたしましても、最終的に「防衛計画の大綱」との関係はどうするか、あるいは防衛関係費のあり方をどうするかというような点につきましては、防衛庁の検討作業もお踏まえいたしたい上、安全保障会議を中心とします政府全体の中で総合的に御判断いただく必要があるか、かように考えております。

○塚田委員 ただいま外務省の方はお帰りましたので結構と申し上げましたけれども、これはドイツ問題についてのみでございまして、防衛分担金につきまして質問しますので、北米関係はお残りいただきましたと思ひます。
さて、世界の軍事情勢、場合によっては我々がつい先ほどまでは予測もできなかったほどの大きな変化を遂げる可能性が出てまいりました。それにつきましては、冒頭申し上げたマルタ島沖での米ソ・サミットでございす。ここにおいて特に東西両陣営とも欧州におけるかなり大幅な軍縮について話し合われる可能性も伝えられております。そして、これと連動するわけではございませぬが、アメリカ政府そのものも一九九〇年度予算以降かなり軍事予算を圧縮するというような報道もございす。このようなことを踏まえまして、今までの延長線としての次期中期防であつてはいけなないのではないかと。ぜひ今から起きてくる世界の諸情勢をよく踏まえながら防衛計画の作成作業に取り組んでいただきたい、このようにお願いするものであります。

さて、次期中期防も基本的には五カ年計画になるのじゃないかと伝えられておりますけれども、いかがでしょうか。それとも場合によっては三カ年計画で今の変動する世界情勢に備えようとするのか、あるいはまた、三年目にローリングを行つたというやり方でやろうとするのか、その辺の事情を御説明いただきたいと思います。
○日吉政府委員 次期中期防の計画対象期間でございす。これにつきましても、今後、安全保障会議等におきまして検討される問題ではございす。防衛庁の立場から一般論として申し上げますと、中期的な防衛力整備を計画的に進めたいという点から見ると、ある程度の期間の見通しが必要であります。逆に対象期間が余り長くなりますと、正確な見積もりを行うことが難しくなる、こういうことがございす。そういうことを考えますと、今委員が例示されましたように、五年とか三年とかいうのが一応常識的な期間、線ではないか、かように考えております。

また、ローリング方式を採用するかどうかとい

う点でございますが、計画の弾力性の確保とか激しく変動しております時代の変化への対応というような点を考えますと、ローリング方式というのはいくらも面を有していると思ひます。が、他方におきまして、計画上の所要経費とその実績との関係が容易に把握できることが望ましいという点から昭和六十二年の閣議決定におきまして、中期防期間中のローリングは行わないとしたという点から、この方式につきましても慎重に考える必要がある面もあらうかと思ひます。

いづれにいたしましても、期間そのものをどうするか、あるいはローリング方式をかませるかどうかという点につきましても、今後の国際情勢、さらに計画そのものの内容、それらを詰めるに総合的に安全保障会議等の場において検討、御判断をいただきますと考へております。

○塚田委員 防衛費の歯どめの問題です。対GNP比にするのか、それとも総額でやるのかということでございますけれども、これにつきましても、防衛庁は既に総額で歯どめにしようというところになっておられると理解しております。次期中期防でも、その歯どめは総額でいくわけでしょうか。そして、これが万一三カ年計画でいった場合、その総額というものは歯どめとしてどういうことになるのか、ましてやローリングになった場合にどうなるのか、その辺の事情について御解説をいただきますと思ひます。

○日吉政府委員 この点につきましても、先ほど来申し上げておりますように、今後、安全保障会議等におきまして最終的には検討、御判断をいただきますという問題でございますが、防衛庁の立場から一般論として申し上げたいと思ひます。ただ、防衛庁もこういうふうな最終的に態度を固めているというふうなことではございませんで、ただ一般論として申し上げますと、いわゆる総額明示方式と言われているのは、防衛力を整備計画におきまします整備の内容とその裏づけとな

る経費を一体として明示することになりますので、防衛力の整備に当たっての具体的、合理的な指針とするには適切なものではないかろうか、こう考えられますし、また、こういうような考え方に立ちまして、昭和六十二年一月の閣議決定で、中期防衛力整備計画期間中の防衛関係費のあり方を、いわゆる総額明示方式を採用するというようなこととした経緯もございまして、こういうようなことから考えますと、具体的な防衛力の整備内容とも離れて一般的な経済指標等にリンクさせて金額を設定するという方式よりも、より望ましい方式ではないかろうか、かように考へております。

さらに、期間によりましてこの方式に差があるのか、あるいはローリング方式を用いた場合どのように点でございまして、このあたりまではまだ具体的な検討を進めているわけではございません。したがって、ローリング方式をかましました場合等は、これは全く参考でございまして、前にも当委員会でも御説明をさせていただきましたことがあろうかと思ひますが、金額的には三年間、五年間の、例えば五年で三年たちましてローリングをするというふうな場合には、三年たちまして、さらにローリングいたしました二年プラス三年といったしました場合に、前二年につきましては全計画の残り二年分の金額を限度とするとか、そういうふうなことを考えられるのも一つの考え方と思ひますが、これは概念的な一つの考え方ではございまして、ローリング方式そのものを採用した方がよいという結論にも立つておりませんので、そこまで詳しいことは検討いたしておりません。私が今申し上げましたのは、ローリング方式を採用すると、金額といいますが、経費面からのチェックといいますが、それが十全に機能しなくなってしまうと必ずしも言い得ないのではないかと、工夫の余地というのがあるのではないかと、工場の余を採り上げたわけではございまして、ローリング方式を採用したいとかするとかいうような意図を持って申し上げたのではない点は御理解賜りたいと思ひます。

いづれにいたしましても、この点は、冒頭に申しましたように、今後計画全体とそのときの国際情勢等を眺めながら政府全体で慎重に御判断をいただきます、かように考へております。

○塚田委員 次期中期防では、五十一年に作成いたしました防衛大綱と別表はどうなるのでしょうか。もしこの防衛大綱と別表を見直さない場合、次期中期防としての目標は、大綱水準の維持というふうに自動的に解釈されるのでしょうか。その辺、お尋ねいたします。

○日吉政府委員 委員ただいまの御質問は、先ほども委員の方から御指摘がございましたように、国際情勢が近時極めて流動的に動いている、そのときに、我が国の防衛力整備も従来と同じような考え方ではよろしいのかどうかという問題提起をされていらっしゃると思いますが、そういうお考えとの一連のお尋ねかと思ひます。

ところで、次期中期防につきましては、昨年十二月の安全保障会議の議論を踏まえて、政府全体として次期中期防後も中期的な計画をつくるということが決められたわけではございまして、そのときの認識といたしましては、現時点におきましては、その大綱の基本的な枠組みを見直さなければならぬという国際情勢の基本的な変化はないのではないかと、そういうような認識があったということでございます。ただ、そのときには、必ずしも安全保障会議で明確な認識といたしませんか、意見の一致を見ているわけではございまして、今後この点は安全保障会議が最終的に次期中期防を決定する際に決まられることではございまして、私も防衛庁が現在作業をしております「防衛計画の大綱」の基本的な枠組みを見直さなければならぬというような国際情勢等の基本的な変化はないのではないかと、かように考へております。

それは委員も既に御案内のように、五十一年の「防衛計画の大綱」は、世界的な大規模な紛争、また我が国周辺におきましてもそのような紛争が起

こる可能性は少ない、こういうふうな認識のもとに立ちまして、そうして我が国が独立国として平時から基盤的に整備をしておくべき必要最小限度の中の限定的な小規模な侵襲に対しまして原則として独力で対処するような防衛力を整備するということを基本的な考えといたしておりますので、現在のようないかなる国際情勢の中におきましてもその枠組みは変える必要はないのではないかと、かように考へておられるわけではございません。

また、別表等の改定の問題でございますが、これにつきましても、大綱の基本的な考え方を踏襲する場合でも、大綱の仕組みの上からは理論的に可能であるという旨を従来から申し上げておられるところではございまして、ただ、しからば別表を変えるのか変えないのかといいますが、これは、私はただいま理論的な考え方を申し上げたにとどまるわけではございまして、変えるとも変えないとも決めているわけではございません。

それでは、次の御質問でございますが、次期中期防が達成されましても、大綱に定めます防衛力の水準をおおむね達成することになるわけではございまして、その場合に、次期中期防におきましては、どういふ点に政策目標といたしますが、計画策定の目標を置くのかということではございまして、私ももといたしましては、大綱が定めている目標とすべき水準が達成されたといいたしましても、その水準を維持していくというところそのもので大変な努力を要するといふような点、それから正面装備はある程度量的に達成されることになりましても、これを支えます後方分野には立ちおくれられている点が多々ございまして、この点に十分配慮いたしまして、正面装備、後方を含めまして、全体として有効な防衛力を整備することに一つの目標を置く必要があるのではないかと、こう考へております。

さらに、最近の人的資源の確保、こういうような観点から申しますと、次期中期防におきましては、防衛力発揮の基盤となるべき隊員を確保、育成することが非常に重要になってくることがと思ひます。そういう点に留意しなければならぬと思ひ

います。現在、作業を進めておりますけれども、そのような認識に立ちまして、具体的な計画、作業を進めていきたい、かように考えているところでございます。

○塚田委員 次に、アメリカからの防衛分担保要求決議についてお尋ねいたします。

アメリカ合衆国におきましては、昨日のブッシュ大統領の署名をもって防衛分担保要求決議が発効されました。日本にとって重大な影響が及ぼされるものと予想されます。まず、この防衛分担保要求決議そのものについて、本来は日米交渉というところになりまして、外務省の所管かとは思いますが、防衛政策全般を担当する防衛庁長官として決議に対しての御感想をお伺いいたします。

○松本國務大臣 在日米軍駐留経費の負担増を求める附帯事項を含む一九九〇会計年度国防権法案は、十一月九日に下院本会議、そして十五日に上院本会議において可決をされまして、夕べといましようか、十一月二十九日に大統領が署名しましたことは、委員御指摘のとおりでございます。今後、米政府がこの決議を受けてどのように対応しようとしているのか、まだ定かではございませんが、その辺の見きわめをしながら注視しているところであります。我が国としましては、実質的な立場で日米安保体制を維持発展させる、あるいは信頼性を向上させるという大事な課題を背負っておりますので、その辺のところを見きわめながら我が国としての方向を定めたいと思っておりますが、今のところはまだ、そういう希望なり期待があるやには聞いてはおりますが、何ら正式のあれはございせんし、あくまでも駐留経費の問題は、我が国が我が国の独自の立場で、今のような経済大国になったことを認識しながら国際情勢等も勘案しつつ決めるべき問題だ、こういうふうにかえております。

○塚田委員 この件につきましては、主務官庁が外務省のはずでございまして、すなわち日米交渉というところになるからであります。今防衛庁長官

は、この件については具体的な米側からの交渉の動きはまだ具体的にない、このように言明されましたけれども、今後早い時期にアメリカからいろいろなこの決議に基づく交渉を要求されるものと思っております。そうした場合、どういふことが問題点になり、我が国国内としてどのような問題点がそれに連動して出てくるのか、その辺、駐留米軍のバードン・シニアリングについて、この決議に絡んで今後どのように動くのか、外務省の見通しをお聞かせいただきたいと思っております。

○重家説明員 先生の言われましたこの法案は、先ほど大臣からも御答弁ありましたように、二十九日、大統領の署名を得て成立したわけでございまして。しかし、その署名に当たりまして、大統領自身ステートメントを発表いたしました。この法案中の幾つかの条項につきましては留保がある、署名をされたけれども、日本関連事項を含む幾つかの条項は、外交政策の実施に関するあるいは外交交渉に関する情報の管理についての大統領の憲法上の権限を侵すおそれがあるということと同時に指摘しております。同時に、かかる大統領の権限が制約を受けないような形で関連条項を解釈するつもりであるということをお述べておられるわけでございます。したがって、今後の対応というところでございまして、まず、米政府が今後どういふふうに対応してくるのかというところを見ることが必要であると思っております。

いずれにいたしましても、従来から我が国は日米安保体制の効果的な運用という観点から最大限の努力をしてきておられるわけでございまして、今後のこの問題につきましては自主的に考えていくべき問題だというふうにかえております。

○塚田委員 このたびの決議によりまして、地位協定そのものの改定が必要となってくる見通しでしょうか。それともそれはなしに、特別協定の範囲内でもってうまく処理できる程度におさまると考えられますか、いずれでしょうか。

○重家説明員 アメリカの考え、具体的に要求が参っているわけではございません。したがって、

て、地位協定との関係がどうなるか、特別協定がどうなるかということにつきましては、お答えを差し控えていただくと適切なではないかと思っております。いずれにいたしましても、我が国としては、現行の地位協定及び現行の特別協定の中で可能なことをできる限り最大限実現することによってやっていくということでございます。

○塚田委員 それでは次に、自衛隊の装備や施設の効率的な活用方法についてお尋ねいたします。自衛隊の主要装備の耐用年数、これはどのような根拠に基づいて算定しているのか。その算定の際に、西側諸国がどのような年数を出しているのか、そういう事例をも参考にしているのかどうか、この辺の事情について御説明いただきたいと思っております。

○植松政府委員 主要兵器の耐用年数の件でございますが、それぞれ火砲、戦車あるいは艦艇、航空機で若干の差はございますが、簡単にどういふふうにして耐用年数を決めているか申し上げますと、まず火砲あるいは戦車等の使用年数につきましては、技術的、経済的な要因等総合的に勘案いたしました上で、個別に用途廃止するか否かを決めることにいたしました。一般的な基準として耐用年数をあらかじめ定めてはおりません。例えば六一式の戦車の場合について申し上げますと、原則として取得後二十年を経過したものにございまして個別に検査を実施いたします。その上で、修理等に多額の経費が必要となるものにつきましては用途廃止をすることといたしております。

また、艦艇につきましては、老齢船舶調査の時期に達した艦艇につきましては、これは護衛艦、潜水艦、あるいは掃海艇、それぞれ違いますが、例えば護衛艦でございまして、十六年たちますとこの老齢船舶調査の対象になります。その調査の時期に達したものにございまして、個別の艦ごとに技術的な調査を行って、その結果、安全性などを勘案いたしまして決めることにいたしております。それぞれ個別の艦ごとに違いますが、過去の実

績を見ますと、護衛艦では、平均しまして約二十四年護衛艦としての役割を果たした上で、護衛艦としては無理でございまして特別任務を限定いたしまして、例えば訓練支援とかあるいは教育用にとにかくいうことでさらに特務艦として使うことにいたしておりますが、平均いたしますと、それを含めまして除籍まで約二十八年程度でございます。また、潜水艦につきましては約十六年程度になっております。これはやはり個別にそれぞれ違いますが、平均いたしますと、その程度でございます。

また、航空機につきましては、固定翼航空機については、疲労試験等を行いました。その結果と運用実績とを勘案いたしまして、また回転翼、いわゆるヘリコプターにつきましては、飛行安全を確保するために必要な修理に要する費用が多額になることによつて、修理がかえつて非効率になるといふようなケースについて、それぞれ判断をいたしまして、それぞれ航空機は機種ごとに累積飛行時間を定めまして、これをもつて耐用年数といたしております。例えば固定翼機のF1で申し上げますと、約四千時間というふうな数字で、これは時間数で出しております。

以上、主要装備につきましては使用期限の定め方でございますが、西側諸国との比較を基準としていられるかというお話でございますが、こういった装備品の使用年数につきましては、事柄の性格上、必ずしも諸外国の耐用年数というものが明らかでございせん。公開資料等から私どももそれなりの推測等はいたしておりますが、私どもが調べている限りでは、特に我が国と諸外国との間にそれほどの差はないものというふうにかえております。

○塚田委員 耐用年数につきましては、技術面であるとか経済面であるとか、その辺を勘案して、その都度個々の装備や施設についてチェックしてやるというやり方、これは評価されるべきだと思います。それしか方法がないと思っております。しかしながら、一般的にどうも自衛隊の場合西側諸国よ

りも耐用年数が短いようだと、いろいろな心配が持たれておることは事実でございますので、その件についてのみきつく指摘し、しかも、経済面というところもあるかもしれぬけれども、例えば護衛艦とかなんかにつきましては訓練用に使うとか教育用に使うとかいろいろな活用の方法があると思えますので、それらについては、国民の財産でございますから、ぜひ慎重に御検討をいただき、大事に使っていただきたい、このように思うわけでございます。

さて、主要な設備施設そのものはそれでいいとして、ちょっとみっちり話でございすけれども、護衛艦そのものの戦車そのもの、これは、技術面とか経済面から見たらばもう耐用は過ぎたから廃棄しなければいけない、このような答えが出て、それに積載されております火砲などの火器の問題、言うならば独立して使える部品でございす。こういう武器類とそれから民間の通常の機械設備とを一緒にしてはなんですけれども、民間においては、使えるものについては分解してでもそれを使つて、また別な面で活用するといふくらい、の敷いやり方をとっているわけでございす。日本の場合、残念なことには、火砲につきましては、実弾射撃などのチャンスが極めて少ない。となると、戦車及び護衛艦そのものは、例えば二十年とか何とかたてばこれはもう新式にかえなければ確かに技術的にも世界の趨勢に追いついていけないといふこともありましようし、また、変に修理してもかえつて経済的にコストがかかり過ぎる、ならば新鋭のものにかえるべきであることは当然でございます。しかし、積んである火器につきましては、今言つたように、ほとんど実弾射撃してないからびかびかで使えるのじゃないか。となれば、それらの火砲を新しい戦車もしくは護衛艦に移しかえるとか、それは技術的に見て旧式になつてくるからまずいといふことになれば、全く発想を変えて、それらの火砲類を基地防衛のための予備火砲として備蓄して、予想敵の襲来に備えて少しでも役に立てる、これはちょうど予備自衛

官と同じような考え方でございすが、そのように火砲、火器については特別な活用の仕方考えられてもいいのじゃないかと個人的に考えますけれども、いかがでしょうか。

○植松政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、限られた防衛予算を極力有効に活用するという見地から、一つはそれぞれ装備品をできるだけ長く維持して使っていくということで努力しておるわけでございすが、あわせていよいよ戦車等使用にたえなくなったもので用途廃止をする場合につきましては、そこに搭載されております部品につきましては、転用可能なものにつきましては部品取りをいたしまして、それぞれその組み込み部品を別の整備用に使うとか、ほかのシステムに使えるものについてはほかの武器システムに使うとかいふようなことで努力をいたしております。

また、火砲につきましても御指摘のとおりでございまして、例えば六一式戦車の戦車砲身あるいは車載機関銃等につきましても、使用可能なものにつきましては、それそれまたほかにも補用部品としてあるいは交換部品として、あるいはそういう形で別の武器システムに組み込むといふような形で再使用できるものは再使用するというところで現在も実施いたしております。

○塚田委員 最後に、自衛隊機の民間空港の活用につきましてお尋ねいたします。

有事によらず平時によらず、自衛隊機が燃料切れが急に起きてしまつたとか、また、機器の故障が起きたとかいふような緊急事態の発生は、常に起き得るものであり、今までも起きていたはずでございす。これらの場合、本来でしたらば自衛隊基地に着陸するのが当然のことではございすけれども、緊急やむを得ず民間空港に離着陸すれば難を避けることが可能だ、しかもそれしか方法がない、このようなことも常に起きてくると思ひます。これらのときに、今の体制でいける民間

空港との間、すなわち運輸省との間はどうなるのか、取り決めになつており、スムーズにいっているのかどうか、またこれについて問題点があるのかどうか、これらについて御答弁いただきたいと思ひます。

○米山政府委員 先生お尋ねの緊急時における対処につきましては、常々これに備えるような対策を講ずる必要があるといふことは、御指摘のとおりでございまして、自衛隊機の民間空港への着陸を円滑に行うため、必要に応じて運輸省と連絡をとり合つておるところでございす。

具体的な点を若干申し上げますと、こういう緊急時においては自衛隊機がより安全に民間空港に着陸するためには、一つは、航空機と飛行場との通信連絡手段があること、第二点といたしまして、航空機に飛行場着陸のための航法支援機材があること、この二つの事項が必要でございす。それとあわせて、事前に飛行場の状況を承知してゐるということが望ましいわけでございす。このため、防衛庁といたしましては、民間空港に着陸するため航空機に所要の無線、これはVHFの無線機でございす、それとILSの装置を装備することといたしております。また、運輸省と調整を行ひまして、必要な民間飛行場に自衛隊の航空機と連絡をとるための対空通信施設を運輸省の方でも設置をしていただくといふようなことで、逐次進めたいところでございす。

若干問題といたしましては、慣熟のための飛行がなかなか進んでいないという状況がございす。これにつきましても、鋭意運輸省あるいは地元との協議を進めまして、何とか実施できるような方向へ持っていきたいといふふうに考えております。

○塚田委員 終わります。

○吹田委員長 次は、竹内勝彦君。

○竹内勝彦委員 一九八七年十二月八日、御承知のとおり、米ソにおきましてのINF全廃条約が調印されまして、大きくニューデータとして世界の流れが進んでいっておるわけでございす。いよいよ二日後には米ソの首脳会談を控えておる。そこにおきましても、この軍縮、データといたふ問題がさらにまた進んでいくのではないかと

こういうふうに考えられるわけでございす。日本政府といたしまして、その後の米ソの軍縮の状況、あるいは決意なりそういったものがどう進んでいったるのに進んでいくものか、これは大事でございすので、まず米ソの状況をできるだけ詳しく、わかつてゐる範囲で御説明をいただきたいと思ひます。

○小野寺政府委員 委員ただいま御指摘のとおり、INF条約が締結され、現在それが実施に移されておるわけでございすけれども、それに続く軍縮交渉といたしましては、まず戦略核削減交渉、START交渉があるわけでございす。これについてはおおむねその五〇%の削減を行うという点が合意されております。また、核運搬手段についての内訳といふような点についても、今までにかなりの進展が見られてきたわけでございす。まだ残つてゐる問題といたしまして、例えば移動式のミサイル、それから海上発射の巡航ミサイルをどう扱うか、航空発射の巡航ミサイルをどう扱うかといふようなことで幾つかあります。SDIとの関係といふような問題もまだございす。しかし、これにつきましても、米ソ双方とも多少の歩み寄りが見られております。現在の東西関係の進展している状況の中で、START交渉はまたさらに進展をするという期待が持てるのではないかとこのように考えております。

さらに、米ソ間の軍縮交渉で非常に重要なのは、ヨーロッパにおける通常兵力削減交渉でございす。これは米ソだけではございせん。むしろNATOとワルシャワ条約との間の交渉でございす。これにつきましても、削減の方法について東側と西側との考え方が非常に近づいてゐるという状況でございす。西側が非常に問題にいたしておりましたソ連・ワルシャワ条約側の非常に優位にございす戦車等、そういうものを共通シンリングまで引き下げるという原則が合意されております。この方の交渉も現在ヨーロッパで進んでいる情勢によりさらにその進展が期待されるの

ではないかと存じます。

そのほかに、化学兵器に関する軍縮・軍備管理という問題がございます。これも米ソの間ではその話がかなり進んでいると聞いております。ただ、化学兵器になりますとかかわってくる国が非常に多いこと、問題が非常に複雑であることで、まだ時間を要するのではないかと感じがいいたしております。

○竹内(勝)委員 私に要望しているのは兵力の具体的削減です。ゴルバチョフ書記長が例えば一九八八年十二月七日に国連で演説をしております。あるいは北京における演説であるとか、数字まで挙げて具体的に削減、軍縮に努めております。それからアメリカにおいても、米紙の報道によれば米軍二十五万人削減へというように具体的に軍縮に向かっている進んでおる。そういう発言がある、また報道がある。そういうものをどうとらえておるか、それを具体的に数字も挙げて説明をいただきたい、こう述べたわけでございます。もう一回。

○小野寺政府委員 ゴルバチョフ書記長が発表いたしました兵力削減提案につきましては、昨年の国連演説において五十万人の削減を行うということとを公表いたしております。それと同時に、ワルシャワ条約、東欧諸国に駐留しております師団のうち戦車師団六個、そのほか渡河強襲部隊等も撤退させるということを発表しているわけでございす。その後、極東に関連する部分として、中曽根元総理等三極委員会に対する言明として、五十万人のうちソ連東部について二十万人を削減する等のやや具体的な発言をいたしております。さらに、北京における演説におきまして極東部十二万人の削減を行うことを発表いたしました。この実施状況につきましては、はっきりしたところはまだわかっておりませんが、例えば東ヨーロッパから引き揚げるというふうに約束いたしました六個戦車師団のうちの半分が引き揚げを完了したというふうに見られております。モンゴルからも四個師団のうちの三個師団を引き揚げると

いうことを約束したわけでございますけれども、この三個師団のうちの一個戦車師団は既に撤退を完了しているというふうに見られております。そのほか、五十万人削減全体、そのアジア部分につきましてどの程度の実際の削減が行われたかということ、それからその兵器、装備がその後どうなっているかということについては、今のところ必ずしも我々も情報をつかんでおりません。

委員ただいま御指摘のアメリカの方につきましては、確かにチェイニー国防長官が今後米国のしても国防費の削減を行うということを表明いたしておりますけれども、現在いろいろ数字が挙がっているものにつきましてはこれは報道ベースでございまして、本場にアメリカが具体的にそれほどのような形の削減を行うかということについては必ずしもまだ明らかになっていないと承知いたしております。

○竹内(勝)委員 そういうことを言っているんじゃないんだ。だから、そういう報道も含めて、そういう決意もあり、そういうものをどう把握しているか。ソ連の状況はもういいです。私は米軍の二十五万人削減というように一つの報道を掲げて言っておるのですから、もう一步具体的に、そんなにかげんな報道がこの情報の時代に行き交うわけがない、国民はみんな見ているんですから。そんなにかげんな答弁をしないで、米軍に關しての今後の兵力削減、決意でいいと私は言っているんですから、そういうものをどうとらえておるか、もう一度それを御説明いただきたいと思ひます。

○小野寺政府委員 米国の削減につきましては、ただいま申し上げましたとおりその内容については現在報道にとどまっております。例えば数としては、九一年度になんといふ六十億ドル削減する、九二年ないし九四年度までに千八百億ドル削減するということ、そういう数字も挙がっておりますし、それから内容につきましても、これも全く報道ベースでございすけれども、陸軍十三・五万人削減、海軍六十二隻、空軍

の航空団五個を削減する、そういう数字が挙がっております。

ただ、これは現在のところは本場に報道ベースでございすし、例えば最近のNATOの国防相会議において、アメリカが同盟国と相談をしないまま一方的に削減をするということはありません、まさにヨーロッパにつきましてはヨーロッパにおける兵力削減交渉の進展とその結果に基づいて削減する、そういう意図を表明しているわけでございまして、この報道がどの程度の信頼性があるかということとはちよつと判断しかねる次第でございす。

○竹内(勝)委員 くだいようですが、数の問題はそれでいいでしょう。では、米ソは具体的に軍縮に向かっているのか、兵力削減に向かっているのかあるいは反対に増強に向かっているのか、どうとらえておるか、明快にお述べ願いたいと思ひます。

○小野寺政府委員 ソ連につきましては、既に一方的な削減を発表いたしておりますし、実際にどの程度までそれが実現されているかどうかは必ずしもはっきりわかっておりませんけれども、削減の方向に向かっていること、これは間違いないかと存じます。

それから、アメリカにつきましても、現在の国際情勢の中、またアメリカ自身の財政的な困難というふうな事象から見まして、国防費が今後増大するということは非常に難しいということ、これは常識的に見まして当然かと存じます。そういうことから、恐らく削減の方向に向かうということ間違いないと思ひます。

ただ、その内容それからその効果、これは数的な削減と質的な向上という側面が米ソともにあるかと思ひます。したがって、戦力としての効果というものは今の段階では非常にはかりにくいのではないかと存じております。

○竹内(勝)委員 長官にお伺いしておきますが、現在の世界全体の流れというものが平和、軍縮、

は常識でございす。そこで、今政府の御見解というものがございました。現在の東ヨーロッパの大きな流れの問題あるいはINF全廃条約の締結、そしてまた、いよいよ二日後には米ソ首脳会談を持ちましてさらにそういったものを進めていこう、こういう大きな流れがございすね。そういう中で、長官として現在その任に当たられておるということは非常に重要な立場ではないか、こう思うわけでございすので、ここではっきりと、長官がその世界の軍縮の流れというものをどうとらえておるか、それをお述べいただきたいと思ひます。

○松本國務大臣 委員御指摘のとおり、米ソの対話が進展、軍縮が着々と話し合われて進展していることは現実でございす。しかしながら、きのう、おとといですか、行われましたNATOとアメリカの防衛大臣といひますか防衛長官の会合の結果のコミニケ、これも新聞報道でございす。が、これを見ておりました、NATOについて、今アメリカは、軍縮交渉で決まるまではむしろ今のままの姿勢を堅持するわけであります、一方的な軍縮はやりませんとはっきり言っております。そして、極東におきましては、ゴルバチョフ書記長の発言その他軍縮声明もございまして、大変望ましい方向でございす。が、それが現実にはどのようになつていくかということにつきましては、これから十分注視し、見きわめなければならぬ、そういう認識を持っておりす。

しかも、十二月二日、三日のマルタ島近くの艦上における米ソ首脳会談、これは結論は出ないであらうと伝えられておりますし、軍備管理のみならず、経済の問題についても話し合うというふうなことが伝わっておりますが、そういう中で世界がどのように現実に向いていくのか、これを見きわめなければならぬという立場でございまして、望ましい方向であり、また、全体としての軍縮が進むことは大きく期待したいわけでございす。が、現実はまだ期待の段階にとどまっております。

して、我々は現実の姿を十分見きわめながら対処しなければならぬ。そういうことで、特に極東については、あれほどテンポの速い動きで進む東ヨーロッパあるいは欧州大陸に対しては、まだまだそこまではいってやらぬ、こういう認識を持っておりまして、今後のことにつきましましては、さらに慎重に対処してまいりたい、このように考えております。

○竹内(勝)委員 私はそこまで言っていないのです。今の米ソの、INF全廃条約から始まり、そして今後の戦略核削減交渉やあるいはまた二日後に予定されておる米ソ首脳会談、そしてまた、報道の域を出ないということですが、米紙の報道等を見ましても、具体的にいうと予算も減らしていく、SDIの予算も減らしていく、そういうような流れの中にあつて、またそういう報道がある中であつて、長官は、では、この米ソが今後軍縮に向かつていくとらえておるのかあるいは軍拡に向かつていくとらえておるのか、それを伺つておる、これだけのことで、日本の対応というふうなことはこれはまた後の問題ですから、それを明快にお答えください。今のは全然わからない。

○松本國務大臣 ミソが対話を進め、軍縮の方向に進んでいることはもう現実でございまして、我々は期待を持って見守つており、軍縮の方向にまた進むだろう、しかし、それには相当の時間がかかるかと考えております。

○竹内(勝)委員 そこで伺ひしてありますが、この防衛白書を讀ましていただきましたが、依然としてソ連脅威論。具体的に申し上げます。例えば四十四ページにあるように、「極東ソ連軍の配備・展開状況についてみれば、」云々とずっと述べられておりますが、「師団の約六割、戦闘機の約六割、爆撃機の約八割が配備されるに至つてゐるのに加へ、ソ連最大の艦隊である太平洋艦隊がウラジオストクを主要拠点として展開している。」このように、今日では、この地域に極東ソ連軍の大半が配備・展開されている。さらに、このよ

うな極東ソ連軍の増強に伴い、わが国周辺における艦艇と軍用機などの活動が活発化している。」というふうな表現。そのほかにも幾つもございませう。例えば、「米ソ両国の保有する圧倒的な核戦力及び通常戦力を中心として東西が軍事的に対峙しているという実態については、基本的な変化が生じたとはいえないであらう。」というふうな言い方でもございませうし、またさらに、「ゴルバチョフ書記長によつて表明されたソ連軍の一方的削減については、それが言葉どおり実施されたとしても、依然としてソ連の軍事力は西側に對して優位にあり、さらに、このような削減表明を行つた一方、引き続き核戦力及び通常戦力の両面にわたり質的強化を図つてゐる。」というように、ますます軍拡が進んでおるというふうな表現にこれはとれるんだ。これはどういふことなんですか。

○小野寺政府委員 ただいま委員が読み上げられた各箇所、これは現実に基づいて事実を書いたものでございませう。まず最初に、日本近辺の沿海州、カムチャツカ半島、サハリン、千島等におけるソ連軍の配備について、これは今回の白書において初めて掲げたわけでもございませうけれども、経緯からいいますと、極東ソ連軍が六〇年代以来ずっと強化されてきた中で、最近になって特に我が国の周辺におけるその配備というものが重点が置かれてゐるという動きに注目いたしました。それをばつきり皆様に御理解いただきたいと思つて書いた次第でございませう。

それから、米ソの対峙につきましましてございませうけれども、STARRT交渉、これが進展いたしました五〇%の削減ということが合意されるところのことについて我々は大きな期待を持つてゐるというところを先ほど申し上げた次第でございませうけれども、しかし、このSTARRTというものは、あくまでやはり両方の抑止力を同じレベルに保つたまま、相対的に同じにしておきながら全体のレベルを下げようという交渉でございませう。五〇

％残った戦略核の威力というものは依然として極めて大きなものでございませう。かつ、この交渉に向かつて特にソ連の場合、現在戦略核の近代化に非常な努力を払つております。SS18という、これは米國が一番ソ連の戦略核の中で恐れている兵器でございませうけれども、このMod5という改良型が出ておりますし、SS24、25という新しい移動型の戦略核が開発され、かつ、配備をされている。また、潜水艦発射のミサイルについても、タイフーン型とかデルタIV型という全く新しい潜水艦が建造され、また配備されている。こういう現実があるわけでもございませう。したがつて、そういった意味では確かに交渉という側面はございませうけれども、これは米ソの戦略的な対峙というところを前提としながら両國とも交渉をしてゐるということではないかと存じます。

それから、ソ連極東部におきましても、その兵力の削減がゴルバチョフの発表によつて実施されていることは事実でございませうし、白書にも書いてありますとおり、削減自身は非常に評価するわけでもございませうけれども、同時に、太平洋艦隊、それから航空機におきましては近代化というものがまた非常に速いペースで進んでゐるわけでもございませう。現在のところでは、削減された兵力を相殺するに十分な近代化が行われてゐるというものが我々の認識でございまして、これは現実として我々は白書に記したわけでもございまして、別にソ連に対する脅威というものをあおつてゐるということではないと存じます。

○竹内(勝)委員 それではもう一回伺ひしてございませう。例えば六〇%極東ソ連軍が配備しておるというふうな具体的な数字まで掲げて、例えば師団の約六割、戦闘機の約六割、爆撃機の約八割が配備されてゐる、これは非常に具体的な数字ですね。先ほどは、削減の方は具体的な数字というものはわからないというふうな表現で御答弁がございまして、たまたま、この白書にその脅威が非常に具体的に書かれておるのにはこれどういふ

ことで、今一回概算要求として六・三五%増、四兆一億の要求をされた根拠は何ですか。これはどうしてもわからない。

○藤井(一)政府委員 ただいま防衛庁は四兆一千六百八十八億円の概算要求をさせていただいております。その基本的な考え方でもございませうけれども、まず第一は、中期防の最終年度ということと同計画の総仕上げを図りたいという基本方針のもとに、正面装備の質的充実を図つております。それに加へまして、隊舎、宿舎等生活関連施設の整備あるいは指揮・通信、情報機能の充実、練度の向上、あわせて基地対策、こういうふうな後方関連部門を重視して要求案をつくつておるところでございませう。

額等でございますが、支出額で申し上げますと、一九八六年が二千七百三十四億ドル、八七年が二千八百二十億ドル、八八年が二千九百四億ドル、八九年、これはまだ見積もりでございますが二千九百八十三億ドル、九〇年、これは先ほど大統領が署名したという案でございますが、二千九百九十二億ドルでございます。

○竹内(勝)委員 今いろいろな方法があるがと述べられました、本年の予算委員会に配付された資料が私のところにあるのでございます。その資料は「最近五年間の世界主要国防費の推移(ドル建て)」で、これは日本、米国、西独、英国、ずつと最後の下は中国まで出ております。今の数字ですとどんどんふえていって、そういう数字でございまして、この資料では、米国のドル建ての国防費の推移を見ますと、一九八七年から一九八八年には減っております。一九八七年におきましては二千八百八十四億ドルであったものが一九八八年におきましては二千八百六十億ドル、このように減っております。この資料はどんなことになっているのですか。もう一度御説明ください。

○藤井(一)政府委員 ただいま私の申し上げましたのは名目の数字でございますが、伝えられておりますのは、実質ベースで米国の予算を見ますと、権限ベースでは八六年以来五年間ダウンをしております。支出ベースではここ二年間ダウンをしております。こういう状況でございます。

○竹内(勝)委員 このようにダウンしておる状況を防衛庁長官、どのようにお考えですか。

○松本(國務)大臣 アメリカの場合は、委員御高承のとおり、五〇年代には二けたの防衛予算の増加がございました、その後デタントに入りましてダウンをいたしました、それでもGNPの六・七％というふうな高い割合の防衛費を予算として組んでおる姿でございます、ダウンの仕方は大変微々たるダウンでございますので、それらの全体の流れを見ますと、やはり依然として蓄積されていく軍事力は大きいし、ダウンとはいえない

がまだまだ大きな額の軍事費が支出されている、こう見ております。

○竹内(勝)委員 ダウンしておることはお認めになりました。しかし、GNPの比などは聞いておりません。

そこで、先ほどあった削減あるいは軍縮の流れというものを認め、そういう中でなぜこの日本においてのみ、六十二年におきましてはあの中曽根軍拡路線によりましてGNP一％枠という目安、本当にそれが最後の頼りであった、そういうものを取っ払ってしまつて、そして本年も依然として、若干でございませうけれどもGNP一％を突破した概算要求を出して、そして、さらに六・三五％というふうな突出をさせてきた、この流れというのはどうしても理解できない。これはだれでも理解できないと思う。日本だけ逆行している。どう説明しますか。もう一度御答弁ください。

○松本(國務)大臣 先ほど答弁申し上げたとおり、アメリカあるいはソ連の場合は長年にわたつて蓄積されたものがあるわけでございまして、それが新しく上に乗つてくるフロアがや減つたからといって依然として大きいわけでございます。

日本の場合は、委員御承知のとおり、戦後あるときから、細々という言葉はどうかと思ひますが、一％、こういう程度のものが積み重なつてきているわけでございまして、依然として低い。そして、五十一年度につくりましたあの案、これは憲法の定めによる専守防衛の範囲で最小限これだけには要するのだというところでございまして、そこまでするにまだ達しておらないというのが現在の姿であります。日本として最小限の防衛を達するためには、少なくともこの大綱の水準まで到達しなければならぬ。充実の段階がアメリカ、ソ連あるいはヨーロッパの国々には比べて日本はまだまだ低い段階にとどまつていて、こういう認識を持つて、来年度は最小限こまでは要するのだという概算要求をしているということでありまして。

○竹内(勝)委員 長官、大間違ひ。先ほど私、

「ミリタリー・バランス」を引きまして申し上げましたが、例えばその中で、一九八九年から一九九〇年、英国の国際戦略研究所が発表したこの「ミリタリー・バランス」では、日本の国防支出は西側諸国の中で米国に次いで第二位です。そして、これはNATO式の計算方法による。これは旧軍人恩給あるいは海上保安庁などの準防衛力、警察隊などの経費を含む、こうしておられますけれども、そういうものを見たとしても、西側におきまして世界第二位。そして、同じく一九七一年と一九八六年を比べた防衛予算の伸び率、これは米国防衛省の共同防衛の同盟国の貢献度、一九八八年版にあるわけでございまして、一九七一年から一九八六年の伸び率は、米国は二五％、米国以外のNATO諸国においては三三％なのに対して、日本は一九九％と異常な突出ぶりなのです。これをどう説明しますか。

○松本(國務)大臣 委員御指摘の「ミリタリー・バランス」は、軍事費については国際比較がなかなか難しいのですが、第二位と書いてあるかと思へば、末尾についております別表では第六位になっております。NATO方式、いろいろあるうと思ひますが、計算の仕方によつては日本は第六位になる。しかも、ことし一年あるいは来年の要求といたつたフロアの姿だけで軍事力をはかられることはいかかと思ひわけでございまして、ものが少ないから当然ほどほどのところまで達するには大きく伸びざるを得ない、これが現実の姿でございます。そして、もとのある程度あったものが伸びないものと、ほとんど少なかったものが大きく伸びたものとを同日に談ずるということはいかかなものかと私は考えます。

○竹内(勝)委員 第六位と第二位の計算の違いをもう一度説明してください。

○藤井(一)政府委員 委員ただいま御指摘いただきましたように、本文では西側先進第二位、NATO方式によればと書いてございます。ただ、再三御説明しておりますように、NATO方式というのは秘になっておまして、また「ミリタリー

・バランス」自身も計算方法を詳細に書いておりませんのでわかりませんが、今までの議論では、先ほど大臣からお話がありましたように、軍人恩給費とか海上保安庁の経費が足されているのではないかと思います。この経費を足しますと防衛関係費の約一・四倍になりますので、これと他のNATO諸国とを比べれば、確かに計算上は西側第二位、こういうふうになるということでございます。

○竹内(勝)委員 この問題のみで余り時間はとれないわけでございまして、とにかく世界の軍縮の流れに逆行しておるということをどうか認識していただいて、今後の防衛問題に対処していかねければならないことを重ねて要望しておきます。

そこで、次の問題に移りますが、先日米日いたしましたソ連のヤコブレフ氏が、領土問題なのかどうかとそれとそれとよくわかりませんが、後でいろいろと説明を追加したり、修正したのかどうか、その点はよくわかりませんが、いずれにせよ、私どもは領土問題を何としても解決していかなければならない、これは日本国民の願いでございます。そういう中で、ヤコブレフ氏が第三の方法という発言をいたしました。この問題に関してどのようにとらえておるのか、外務省、その点に関してコメントを最初にいただきたいと思ひます。

○荒説明員 お答え申し上げます。

ヤコブレフ政治局長が来日した際に第三の方法と申したということについてどう受けとめておるか、こういうことと思ひますけれども、ヤコブレフ政治局長は、第三の道あるいは第三の方法と若干表現は変わっておりますが、私どもとしましては、要するに對話を通じて日ソ関係を改善したい、こういう意欲を表明したものであらうというふうにはまず受けとめておまして、そういうものとして評価はしておるということでございまして。それで、この對話を通じて日ソ関係を改善する、こういう考えあるいは方法論と申しますか、これは突き詰めますと、結局は、現在行われてお

ります。平和条約の作業グループ、これを推進し、同時に日ソ関係を多面的に発展させる、こういう趣旨でございまして、新しい日ソ関係構築の必要性という点については、ヤコブレフのそういう一般的な考えと我が方の認識は一致しておる、こういうことは言えるかと思ひます。

それで、我が方としては、先生御高承のとおり、本年の五月以来、領土問題を解決して平和条約を締結することを最重要課題とする五つの要素から成ります。日ソ関係全体の拡大均衡、こういう考え方、イニシアチブを発揮しまして対ソ関係の推進を図っておるということで、今後ともそういう方向で努力を続けていくということでござい

ます。

○竹内(勝)委員 もう一点お伺いしておきますが、シェワルナゼ・ソ連外相がソ連外務省で北方領土の共同管理論について興味深いアイデアだ、こういう発言がございまして、北方領土を非武装化し、日ソ兩國が共同統治する、この四島の共同管理論、これはソ連の改革派学者から提起されたことがあるわけがございまして、この共同管理論に關してのシェワルナゼ外相の発言等々を踏まえて御見解を外務省に伺っておきたいと思ひます。

○荒説明員 私どもとしましては、ただいま先生御指摘のような意見が表明されたということ、そういう事実は承知しておりますけれども、現在御承知のように、我々としてはあくまで四島一括返還という立場でございまして、この時点でそういう考え方について我々としてどう考えるというのを申し上げる段階にはないというふうに考えておる次第でございまして。

○竹内(勝)委員 二年後はゴルバチョフ書記長の来日が予定されておるわけがございまして、とにかく日本にとりましては北方領土返還という大きな問題があるわけがございまして、もちろん目標は二年とかそんなことで言っておるわけじゃございませんが、こういったものに今後具体的にどういうような取り組みをしていく決意なのか、それ

を明らかにしていただきたいと思ひます。

○荒説明員 確かに先生おっしゃる通りに、先般九月の国連総会の際の外相会談で、先方から九一年のゴルバチョフ書記長の訪日という話がございまして、そういう意味で今後の日ソ関係のスケジュールの中に一つの具体的な段階というところでそういう見通しが出てきておるわけがございましてけれども、それに向かつてどう取り組んでいくのかという御質問かと思ひます。

具体的な段階取りということでお答えしますけれども、まず、本年十二月の十八、十九日、東京でございまして、平和条約の作業グループというのをまず予定しております、その後、明年の三月でございまして、シェワルナゼ外相の来日ということも一応予定されておまして、さらにその後我が国の外務大臣が訪ソする、こういう段取りがございまして、我々としては、今後こういう一連の日ソ間の対話というものを真剣に進め、そういう中で九一年のゴルバチョフ書記長の訪日問題、これをそういうプロセスの中で具体化していく、こういう考えでございまして。

○竹内(勝)委員 今後の現中期防、そしてポスト中期防、そういうものを踏まえてまずお伺いしておきますが、現中期防は平成二年をもちましてこれが最終年になるわけがございまして、「防衛計画の大綱」の水準というものは完全達成なのか、ほぼ達成なのか、まず最初に御答弁ください。

○日吉政府委員 おおむね達成されるという状況でございまして。

○竹内(勝)委員 それでは、ポスト中期防というのは九〇年代の我が国の新しい防衛計画と位置づけていかなければならない、こう思うわけがございまして、その防衛理念、そして防衛哲学というのか、どういふものを理念として持っておるか、御答弁ください。

○日吉政府委員 現在、米ソを中心といたしまして軍備管理・軍縮交渉が進められておりまして、低いレベルの力の均衡へ向けて着々とその交渉が進展しているのは事実でございまして、非常に喜

ばしいこととございまして。しかしながら、そういう形での核を中心としました、また、通常兵器に

よりましては攻撃的性格を有する抑止的部分の低いレベルの均衡、低いレベルに向けての軍備管理・軍縮というものが進められまして、東西両陣営に位置しておりますそれぞれの国がそれぞれ自国の安全を平時から守っているべき必要最小限度の自衛的防衛力の整備というものは十分意を尽くさなければならぬと思ひます。そういう観点から、「防衛計画の大綱」は、我が国が平時から保有すべき防衛力整備の水準を示していたわけがございまして。したがって、この水準は今後も維持する必要があるかと私どもは考えております。

そういうことになりましたと、中期防によりまして「防衛計画の大綱」が目標といたしております防衛力整備の水準は、ただいま申しましたようにおおむね達成されるわけがございまして、その及ばざることを補うとともに、その水準を維持するだけでも相当の努力を要するかと思ひます。したがって、その努力をどのようにするかというような点が一つの考え方になろうかと思ひます。

それから、これまでの整備は、比較の問題でございまして、どちらかといえますと正面装備に比べて重点が置かれてきた感じがございまして、けれども、今後は正面装備を支えまして全体として効果的な、効率ある防衛力が維持できる、発揮できる、こういうふうな形の後方をも含めた防衛力の整備、後方にどちらかといえは重点を置いて整備をすべきではないだろうか、かように考えております。

さらに、もう一つの観点といたしましては、これらの防衛力を発揮するためには、装備はともあれ、これを動かしますのは自衛隊員、人でござい

ます。と、そこが、求人環境等は必ずしも容易なものではないと思ひますので、防衛意識を確固として持った良質な隊員を確保する意味で、隊員確保のための施策、隊員施策等にも十分留意をしなければならぬのではないだろうか。今作業中でございまして、この作業の結果、いろいろな新しい考

え方が最終的には固まると思ひますけれども、私どもはそういうような問題意識を持ちながら現在作業を進めているところでございまして。

○竹内(勝)委員 最近の自衛官の充足率、これを御説明いただきたいと思ひます。

○島山(善)政府委員 平成元年十月三十一日現在の全体の合計の充足率は八八・七％でござい

ます。

○竹内(勝)委員 最近のと言ったんだ。最近の推移をずっと教えてください。

○島山(善)政府委員 突然の御質問でござい

ます。今手元にございましてのは、ただいま申し上げました十月末と一カ月前、九月三十日現在で八八・九でござい

○竹内(勝)委員 それでは、充足率の推移を、今

ございせんか。私のもとにはあるのですが、こちらで述べましょうか。——時間の関係上、私の方から申し述べます。

全体の推移はほぼ同じ状況でございまして、例えば陸上自衛隊、これは昭和六十年でござい

ますが、八六・六六％、ところが元年度は八五・六

たので、月々のいうことで理解したものですから、先ほど二カ月申し上げたわけでございますが、ただいま先生御指摘のとおり、年度末ベースで見ますと、例えば陸上自衛隊の六十年末が八六・六六というふうなことになるわけでございます。それで、元年度として言われたのはたしか九月時点、現在の九月時点の充足率ということで、元年度の末というのは当然まだわからないわけでございますので、その比較の時点が若干違うということだけ述べさせていただきます。

元年度末の計画で言いますと下がってはいない形になっておりまして、現段階で確かに御指摘のとおり九月、十月のあたりで充足が必ずしも進んでいませんので、その時点での充足率を見ますと下がった形になっておりますが、これは大変厳しい募集環境ではございますけれども、今後なお努力をして募集について進めてまいれば、充足率は今の時点よりは若干上がってくるであろうという期待を持っている次第でございます。

○竹内(勝)委員 それでは、今募集状況は大変厳しい、このお述べになりましたが、この募集状況の推移、最近ではないですか。私がちょっと先ほど言った言葉を訂正させていただきます。ここ数年というところで直させていただきます。それをお述べください。

○島山(善)政府委員 これは数字でございますが、五十九年度、応募者数四万三千二百八十三、入隊者数一万八千二百三十三、それから六十年、応募者数四万五千二百五十九に対して入隊者数が二万九百二十七、六十一年度、四万六千六十九に対して入隊者数一万九千五百五十一、六十二年度、応募者数四万五千五百八十二、入隊者数一万九千六百三十三、六十三年度、応募者数四万三千百九十一、入隊者数二万二千八百七十五となっております。

○竹内(勝)委員 それを述べていただくと同時に、厳しい募集状況ということの説明していただきたいのです。どういうように厳しいのですか、その状況を今の充足率と絡めて、数字だけ言って

もらっても、これだけじゃわからないのです。

○島山(善)政府委員 六十三年、有効求人倍率等民間の活動の活発さを反映して、非常に募集状況は厳しかったわけでございますけれども、今数字で具体的に申し上げますと、六十三年度まではどうやら何とか所要数を確保できていたというところでございます。ところが、元年度に入りまして一層この傾向が強まりまして、ただいま現在のところでは非常に厳しさが増しているというところでございまして、先ほど九月末、十月末の充足率について数字を申し上げましたとおり、現在では元年度の上半期の実績が出ておりますけれども、その所要の計画数に対して約九割の実績という形が充足されておるといいますか、採用数が計画に対して九割というところでございまして、したがって、あと後半において鋭意努力をしたい、こういうことでございまして、現時点においてはその厳しさが予定に対して九割というところで反映されているわけでございます。

○竹内(勝)委員 充足率が厳しい、それからまた予定に対して九割というところは、今の数字を説明してもらっても、例えば応募者が四万三千百おって入隊者は二万二千、応募者は余計あるのだから結構なことじゃないかということしかわからないわけですね。したがって、どういうわけ、例えば自衛官に対する魅力がないのか。入隊者は二万二千だけども、これは余りいい人材とは言えないけれども、そういう数を何とかそろえたんだというふうな状況なのか、そうでなくして、もう一般闘士がどんどん集まってきたんだというふうなものなのかをもうちょっと具体的に説明しなければならぬですよ、これは。もう一度説明してください。

○島山(善)政府委員 短期的には、最近の景気の上昇、拡大に見合ひまして、有効求人倍率が極めて高い状況でございます。それからまた、来年の春の卒業生に対する民間企業の採用計画数も非常にふえておるといふ状況でございますので、それらの環境の中でごく最近の事情を申し上げます

と、採用人数の確保自体がなかなか厳しいということでございます。

な、六十三年までの数字、応募者数あるいは入隊者数について先ほど申し上げましたが、それらにつきましても、特に六十三年においてはある程度厳しかったわけでございますけれども、いろいろと募集努力その他をいたしまして人的に確保したということでございます。質の問題につきましてもいろいろな見方があるかと思ひますけれども、とりあえずそれだけの人数のものを確保できたということでございまして、今、最近厳しい状況と申しましたが、主として元年度に入つての現時点における認識というふうに御理解賜りたいと思ひます。

○竹内(勝)委員 今の求人というのは、確かに一般の就職の状況など考えても求人難です。そういふ中で人が欲しいというのは、どこだってそうなんです。ましてや国防というものに携わっていても人財を集めなければならぬ、重要な自衛官の募集です。そういうものに対して答弁としてもうちょっと意欲のある、こういう面をこういふようにしていかなければならぬのだ、大変なんだという実感を言わなければならぬ、こんなものではないよ、みんな。そんなものじゃ充足率だってよくならないし、募集状況もよくないかと思ひます。何がよくないのですか。例えば魅力がない。もちろん後方支援というものの充実です。そういうものの何が必要なのか。そういうものをここで、長官おるんだから、あなた方がよくちゃんとやっておかないと、いつまでたつたてよくないか。いじやないですか。それを答弁してください。

○島山(善)政府委員 現在、自衛隊が抱えております募集難の状況というのは、いろんな原因があるかと思ひますけれども、当面一番大切だと思ひますのは、隊員の処遇改善策としての隊舎、宿舎等の生活関連施設の充実を図らなければならぬ、これがよくあるという点であらうかと思ひます。

したがって、これについてはぜひとも平成二年度を含め、あるいは平成三年度以降の次期防の段階におきましても、隊舎、宿舎その他の生活関連施設について格段の充実を図っていく必要があると認識しております。

○竹内(勝)委員 人間の生活していく条件の中で、もちろん根本的なもの、衣食住というものは当然でございますけれども、その中にゆとりと生きがいとか非常に高度なものが求められていく時代なんですよ。

そういう中で、今も話がございました自衛官の住の問題、宿舎の問題を取り上げますと、例えば私、京都ですから京都の状況を提出していただきましたけれども、いまだに二段ベッド、大部屋、何ら解消してないじゃないですか。それから木造の宿舎でも、二十五年以上たつてゐるものがパーセントでいくと約四〇％。そういうような状況で、まず住の状況を取り上げても非常に魅力がないのだ、こういう面が考えられます。その辺、もうちょっと言うておいた方がいいですよ、答弁ください。

○島山(善)政府委員 特に京都地区についてお話がございました。京都の実情につきましては私も把握いたしておりますが、ほぼ全国並みの水準でありますけれども、いずれにしても、隊舎における二段ベッドも解消されておらないことも事実でございますし、老朽宿舎がかなり多いということも事実でございます。全国的なベースで言いますと、平成二年度の概算要求においては格段の努力を払い、かつ平成三年度以降もその方向に向けて努力をしまいたいと思っております。なお、隊舎の二段ベッドの解消につきましても平成二年度においてすべて解消するつもりで、今要求ベースではそういう形になっておるわけでござい

ます。

○竹内(勝)委員 次の問題に移らしてもらいます。

日米経済摩擦の中でも防衛関連技術にかかわる

ハイテク摩擦というものは、非常に複雑かつ困難な問題を含んでいる。いわば構造摩擦の状況にあると思うわけでございます。米ソ関係がゴルバチョフ政権以降特に好転の兆しを見せている一方で、今度は日米関係というのは、このハイテク摩擦などを含めて構造摩擦によってむしろ緊張度が増した、こう言っても過言ではないのではないかと思うわけでございます。

そういう中で、特に日米間で問題となっておったFSX共同開発をめぐる摩擦については最終決着は見ておる、こういうことでございしますが、特に、エンジン技術とソフトウェアの対日移転に關してのアメリカの同意というものはどうなったのですか。一番の問題点のところでございますけれども、まずその点からお伺いしておきたいと思います。

○植松政府委員 御指摘のFSXの件でございますが、四月末にクラリフィケーションが終った段階で、あとは比較的スムーズに流れておるわけでございます。エンジンの点につきましてはこのクラリフィケーションの過程で、量産段階に入りましてからエンジンが必要になるわけでございしますが、我が国におけるライセンス生産が実効ある手段であるということを米側も確認をいたしておるわけでございまして、量産段階で具体化してくるというふうに期待をしているところでございます。

一方、御指摘のフライトコントロール・コンピュータのソフトウェアに關しますソースコードでございますが、これはクラリフィケーションの過程で、国家安全保障にかかわる技術ということで米側としてはこの部分は出せないということでございまして、その他のものにつきましては、極力FSXの開発のために米側は技術面でも協力をするというところで確約ができておるわけでございます。

○竹内(勝)委員 そして、私は前もこの問題を取り上げたわけでございますが、一九八八年十一月

に日米において交わされた交換公文の見直しあるいは新たな政府間の何らかの取り決めなり合意なり、そういったものは何かあるのございまいしゅうか。

○植松政府委員 この春に行われたクラリフィケーションは、御指摘の昨年十一月にまとまりました交換公文及び実施細目取り決めの内容につきまして双方で確認を合意したというものでございす。したがって、交換公文等の変更を伴うような事態は生じておりません。

○竹内(勝)委員 新たな何らかの合意事項というか、それにかかわるとまじいかなくても、折衝の中で生まれた何かはあるのでしょうか。

○植松政府委員 さようなものはございせん。○竹内(勝)委員 MOU、いわゆる了解覚書について、米国ではこれは議会に公開されておりますよね。我が国においてはこれが非公開ということと

で、この前も、そういったものに関しては一切述べられない、こういうことでございしますが、情報公開原則、情報公開法そのものを云々しておる現在にあって、高度情報報のこういう時代において、この重要な問題に關して、アメリカの議会においてはほとんど出てきておるものが日本では全然それが、反対にアメリカの方からこっちは流れてくるといふようなそんな事態であるということ自身がおかしいと思ふのです。

そこで、この了解覚書、細目等についてオープンにすべきところはオープンにすべきです、秘密特許の問題もあるのですから。その面では、もうちょっとおおらかにやりなさい。その意味でオープン、どう考えますか。

○植松政府委員 御指摘の了解覚書につきましては、日米間で不公表とするということにされておりますために文書そのものを公表することはできませんが、了解覚書の具体的な内容につきましては御照会等がございましたら、私どもは説明し得る範囲で御説明したいと考えておるところでございます。そういうことで御理解をいただきたいと存じます。

○竹内(勝)委員 では、その中で説明できる分、概略で結構でございます、説明してください。

○植松政府委員 FSXの共同開発に關する了解覚書の概要を簡単に申し上げますと、日本側の作成します運用要求に従いまして、日米のすぐれた技術を結集してF16を改造開発しようというのがこの共同開発の目的でございます。防衛庁が計画管理を実施し、また開発経費は負担する。主要約者につきましては日本企業が担当し、米国の企業は下請企業者として参加をする。また、日米間の具体的な作業分担は、経済的な効率性等に基づきまして今後決定をしていこう。さらに、米側はF16に關する技術情報を適切に日本に供与する、また日本側は開発の成果として得られました技術情報を適切に米側に供与するといった内容のものでございす。

○竹内(勝)委員 FSXは、単機幾らで、何機生産されるのですか。

○植松政府委員 FSXは御案内のとおりこれから開発をしようというものでございまして、成功いたしますと量産ということになるわけでございす。この段階では申し上げかねるところでございます。

○竹内(勝)委員 生産の計画年度、最終年度、これはわかりますか。スタートしてこの時点で終わる、その年度を明らかにしてください。

○植松政府委員 FSX開発の現在の計画では、昭和六十三年度発足いたしましたとして、平成八年度までかけて開発をしようというところでございす。

○竹内(勝)委員 私どもの方で入手しておるというか伝えられておるものでございすけれども、FSXは単機五十一億五千万、そして全体で百三十機生産されるやに伺っておりますが、どうでしょう。

○植松政府委員 再三申し上げますように、これからFSXの技術開発をやろうという段階でございまして、成功した上で量産に入ります段階のこととは今予測がつかないわけでございす。当然のことながら、量産に入りましてどのくらいの機

数を生産するか等によっても変わってくるわけでございまして、一部新聞等でそういう報道がなされていることは承知いたしておりますが、私どもとしては現段階では申し上げかねるわけでございすので、御理解をいただきたいと思ひます。

○竹内(勝)委員 このFSXに關しては仮想敵国というかあるいは仮想敵ミサイル、こういった物の考え方はあるのでしょうか、あればどんなふうにそれを進めているのですか。ないと、これはFSXの計画自体がおかしいのだからね。その点を御答弁ください。

○日吉政府委員 お答え申し上げます。我が国は特定の国を仮想敵国というように考えていないというところは、これまで累次申し上げていたところでございまして、FSXを装備するに当たりまして、特定の国を仮想敵国として装備するということではございせん。

○竹内(勝)委員 そうすると、FSXの目的は何ですか。

○日吉政府委員 我が国に経空脅威が参ります場合に、それを空でもって要撃するのが要撃戦闘機でございますが、その場合に、例えば着上陸進攻してまいります場合に、それを洋上において対艦攻撃を加えまして着上陸を阻止する、あるいは不幸にいたしまして相手国が我が国に上陸いたしました我が国内に陣地を構えました場合に、その対地を攻撃いたしましてその排除を支援する、こういうふうな支援機能を主たる目的とするのがFSX、いわゆる支援戦闘機の役割でございます。

○竹内(勝)委員 六十三年度から平成八年度までというものを明らかにしておりますが、それでは六十三年度、それから元年度、二年度の予算を述べてください。

○植松政府委員 年度別に申し上げますと、昭和六十三年度予算において歳出予算額として二十二億円、平成元年度予算におきまして同じく歳出予算額として約百二十億円を計上いたしてございす。また、平成二年度の概算要求といたしまして、防衛庁といたしましては歳出予算額で約百四

十八億円を要求いたしておるところでございます。

○竹内(勝)委員 米国のプレストウィッツ元商務省長官顧問は、国家安全保障会議、NSCにFSX問題で商務省、通商代表部が加わった、こういうことは米国がこれまで分離されてきた経済と安全保障が結びついたことだ、こう述べているやに伺っておりますが、ブッシュ政権というものが経済と安全保障の一体化という改革、転換、こういったもので一連の貿易摩擦あるいは技術摩擦を踏まえてどうとらえておられるのか、また日本はどう対応しようとおられるのか、外務省でも、あるいはほかでも結構です、御答弁ください。

○重家説明員 日米間におきます大幅な貿易不均衡等を背景といたしまして、米陸、海等の一部に防衛問題に経済問題をリンクさせる、連結させるというような議論があることは承知しております。しかしながら、日米両国は従来よりそれぞれの立場から、経済、防衛それぞれの分野におきまして適切に対処してきておるわけでございまして、今後ともそのような観点から対応していくことが重要である、そういう考えに立って対処してまいりたいというふうに考えております。

なお、先生御指摘の、国家安全保障会議の会合に商務長官が正式のメンバーとして入るべきであるという動きがあるという御指摘でございますが、そのようなことを可能にするような法案が米の議会に出されておることは承知しておりますが、現在のおところそれにつきましては特段の措置がとれておるというふうには承知しておりません。

○竹内(勝)委員 ちょっと時間の関係で全部できませんので、もう一点伺いしておきますが、SDIにおける技術交流、そしてまた今回のFSX問題などを踏まえてハイテク技術摩擦にかかわることでございますけれども、我が国の対外技術移転、これの対応、基本原則、政策なりについて、これは通産省ですか、どちらでも結構でございます、御答弁をいただきたいと思います。

○杉本説明員 先生の御質問の趣旨は、我が国の高度技術移転の基本原則というふうにとらえております。我が国の基本政策といたしましては、現在東西対立の構造が変化しつつある、こういう状況でありますけれども、他方、東西間の基本的相違というものは依然として存在しております。したがって、国際の平和と安定が基本的にはまだ力の均衡と抑止によって維持されているという厳然たる事実もございまして、したがって、我が国を含む自由主義諸国は、その安全保障確保の観点から、戦略的に重要な物資、技術の東側諸国への移転についてはケース・バイ・ケースで慎重に検討していく必要がある、こういうふうに認識しております。

○竹内(勝)委員 もう一点伺いしておきます。FSX共同開発の摩擦問題あるいは技術摩擦、今後いろいろ考えられる問題の中で、日米間の特許の問題について特許庁にお伺いしておきます。日本の先願主義と米国の先願主義、両国の差異があるわけでございまして、いろいろ問題が生じてくるのではないかと考えますが、どんなことが考えられ、どんなように処理しようとおられるのか、御説明いただきたいと思います。

○清水説明員 お答えいたします。今先生御案内のように実は二つの特許のとり方がございまして、一つは先に発明した者が権利がとれる、これがいわゆる先願主義でございます。それから、今先生御案内のように、先に発明した人がその権利を得られるというのが先発明主義でございます。先発明主義のもとでは、複数の人が相前後して出願した場合にどちらの人が先に発明したかということが非常に重要な意味を持つてきます。したがって、先発明主義のもとでは、実際どちらが先に発明したかということを確認していく手続が必要になってきます。この手続と申しますのは、出願に当たりましては弁護士さんを使うわけでして、非常に多額の費用と時間を要します。つまり、要約いたしますと、先発明主義のもとではだれが一番先に発明したか、それを

特定するための手続、これに非常に時間とお金がかかるということでございます。一説によりますと、この争いだけで五年から六年かかると、費用も数十万ドルかかるといふケースも伺っております。また、この先発明主義に関連いたしまして、実はアメリカの法制のもとでは、米国内の企業、個人に對しましては、先発明主義に基づきまして発明した日にちをその発明時点として主張できるのに対して、外国からの、つまり米国外の企業、個人に對しましては、これは認めませんで出願日にするという差別的な取り扱いが生じております。これによりまして我が国の企業の一部が若干被害を受けたというケースも伺っております。

この先発明主義の問題、今とっている国は実はアメリカとフィリピンがございまして、フィリピンにおきましては、今議会でこれを先願主義に変えるべく検討している最中でございます。したがって、現在先発明主義を掲げているところは米、国だけという事態になります。

特許庁といたしましては、今申し上げましたように世界の特許保護の潮流が先願主義の方にありますので、米国が早期に先発明主義から先願主義に変えるべく、それとともに、先ほど申し上げました内外人差別の問題が解決されるようブッシュにいくことが一番得策と考えております。

具体的に申し上げますと、特許の問題は世界的所有権機構、WIPOと呼んでおるのですが、その場で特許保護の国際的なルールづくりが今検討されております。特許保護の基本的な項目、大抵二十項目が中に入っておりますが、その中の重要項目としてこの先願主義の問題も入っております。先願主義に統一すべきという観点から非常に積極的な議論が進んでいるところでございます。特許庁といたしましては、この多国間の国際的特許保護のルールづくりの場で、米国の先発明主義を先願主義に変えるという問題が成就できますよう、ルールづくりの議論に積極的に貢献しているところでございます。

○竹内(勝)委員 では、あと一問で終わります。ちょっと大事なものがあつたので、もう一問だけ外務省、お答えください。

御承知のように、北朝鮮に居住しておる日本人妻の問題、現在約六千人に及んでおると言われております。そのほとんどが離別後三十年以上も肉親と音信不通の状態だ。あるいはまた、わずかの音信を頼りに日本人妻自由往來実現のために尽力しておる、そういう状況でございます。そこで、日本におきましても、超党派の議員によりまして、自民党、社会党、公明党、民社党の議員が全部入っておりますが、日本人妻自由往來促進議員連盟ができております。とにかく大変貧困で困っておるか、砂糖などを買えないとか、そういういろいろな手紙なども来ておるという中で、救済物資をこの超党派の議員連盟におきまして今やっております。

これだけ御苦労をしておる人たちが六千人以上もおる。こういうことにかんがみて、政府としてぜひ何らかの対応を考えていかなければならぬ、そういう事態ではないかと思っております。ひとつ明快なる御答弁をいただきまして終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○今井説明員 お答えいたします。

いわゆる北朝鮮に在る日本人妻の方々がどのような生活を送っておられるかということにつきましては、必ずしも十分な情報を持つておるわけではございませんけれども、先生の御指摘になりましたような方々からのお手紙を見ますと、砂糖等が不足しており、非常に苦しい生活を送っておられるというふうに思われます。このような方々がこのような生活を強いられ、また北朝鮮に渡られて、数十年の長きにわたって一度も本国日本へ帰ってこれないという状況にありまことを考えますと、非常に胸が痛みます。

外務省といたしましても、とにかくこのような方々の里帰りを実現のものとなるようにすることが非常に先決問題であるという観点から、赤十字

あるいは第三回を通じまして累次働きかけをしてきております。ただ、遺憾なことに北朝鮮側から反応が得られておりません。このような問題につきましては、希望を失わずに粘り強く働きかけていくことが重要と考えておりまして、今後ともこのような努力を続けていきたい、かように存じております。

○竹内(勝)委員 終わります。

○吹田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時五十五分休憩

午後四時十八分開議

○吹田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 最初に、「なだしお」の航海日誌改ざん問題について尋ねます。

防衛庁は、「なだしお」の山下艦長が航海日誌の衝突時間十五時三十八分を四十分と書きかえたことについて、速力通信受信簿の記録を根拠にした、こう答弁しておられます。今まで防衛庁は、衝突の前後「なだしお」が三回機関停止をしたことを認めております。第一回はクルーザーとの衝突を避けようとしたとき、第二回は衝突が避けられて前進強速を命じたが、今度は第一富士丸と衝突しそうになって短音一声、面かじいっばい、停止、後進いっばいを命じたとき、第三回は衝突をして直ちに機関停止をしたという停止であります。

これを速力通信受信簿と比べますと、第一回は十五時三十六分、すなわちクルーザーを避けたとき、十五時三十七分に前進強速に移って第一富士丸との衝突を目前にした十五時三十八分に第二回の機関停止であります。第三回の機関停止は衝突した後で、これが十五時四十分ということになっております。十五時四十分機関停止の後に衝突警報が連続しておりますが、衝突警報は、これは当然第二回目の三十八分の機関停止の前に書

くべきものを過ってあるいは故意に変えているというところはこの受信簿を見れば一遍で明らかになります。ましてや衝突前後の指揮をとっていた山下艦長から見れば、衝突時刻は第二回目の停止の後であって、すなわち三十八分三十九分であって、第三回の衝突後の停止のときではないというところはすぐわかることであろうと思いますが、そうではありませんか。

○米山政府委員 衝突時刻の十五時四十分、これは速力通信受信簿の時刻がより正確であろうというところで、航海日誌の方にその数字をもって書きかえたということでございます。これは、速力通信受信簿には十五時四十分の、今先生御指摘のように、その同じ分の記載事項のところに停止と衝突警報と二つの事項が記載してございます。衝突は衝突警報の直後であったという証言もございまして、衝突時刻につきましては十五時四十分と判断をしたというふうに報告を受けているところでございます。

○柴田(睦)委員 報告を受けているということではなくて、恐らく皆さんが見ても、あの経過、三回の停止があつて、衝突は二回目の停止の後で、三回目の停止の前であるわけですから、これははっきりしているでしょう。だから報告がそうであっても、受信簿を見れば四十分警報というのは間違いないだれでもわかることでしょう。そうではありませんか。

○米山政府委員 十五時四十分のところに停止と衝突警報、二つの事項が記載してあるということをお先ほども申し上げましたが、そのことから艦長は十五時四十分衝突という判断をしたと私も承知をいたしております。

○柴田(睦)委員 改ざんされた航海日誌でも、後進いっばいという二回目の停止があります。三回の停止は衝突の後でしよう。そうすると、速力通信受信簿は二回目の停止、後進いっばいのところにあるわけでしょう。それから三回目の停止は衝突後のものだから、その十五時四十分の停止の前に衝突をしているということは、自分でそれ

を命令した人ならば当然わかるはずなんですけれども、それはそう思いませんか。

○米山政府委員 先ほども、衝突時刻については十五時四十分と判断をした根拠につきまして報告を受けたことを御説明申し上げましたが、いずれにいたしましても、こういった事実関係につきましては現在海難審判で審理が行われている最中でございますので、第三者機関において正確に事実関係の認定と申しますか、確認がなされていくものと思っております。

○柴田(睦)委員 それは違うのですよ。防衛局長が前に答弁しておられること、それから国会の理事会に出された資料によっても、その三回目停止の前に衝突している。衝突をしたから防衛局長は直ちに停止した。これが三回目なんです。クルーザー、それから後進をかけるとき、衝突した後で停止が三回目なんです。だから、実際にそれを命令した人ならば、これを見れば停止の前が衝突だということがさつとわかるはずなんです。防衛局長、どうですか。

○日吉政府委員 私が事故直後、間接的に担当いたしました関係上お答え申し上げたことはございしますが、今柴田委員からお尋ねのように、衝突前に至ります相関の内容につきましての事実関係を私は御説明をいたした記憶はないわけでございます。私は、当時専ら衝突後の救難作業関係の部分を担当しておりましたので、その関係で、なぜ衝突後船が後方に下がったのか、それは救難活動を回避したのではないか、こういうふうな御質問がありましたときに、かかっておりまして後進が働きました後下がつたわけでございます。決して救難活動を回避するために後ろに下がったのではないと申し上げたい。御説明をした記憶がございしますが、衝突に至る経緯の相関上のことにつきまして御説明を申し上げた記憶はございません。

○柴田(睦)委員 去年の七月二十五日に防衛庁から出された衝突事故についてというのとその事故概要図というのがあって、これによっても停止が

クルーザーのときに一回目、それから今言いました短一音、面かじいっばい、停止、後進いっばい、こうなっていて、それから衝突に至るわけなんです。だからそれをまさに通信受信簿は写しているわけですから、これを見れば、三回とまったということを言っている人ならばすぐわかることだし、ましてやそれを命令した人ならばわかる、私はこう言っているのです。艦長はそう言っているからというところで言われますけれども、艦長とすれば、最初三十八分に衝突、そういうことで電報を打ったりいろいろな処置をしているのです。そういう人が、三十八分というように書きかえた。これは重大な問題があるわけです。というのは、本人ならばなかなかそういうことはできないと思うのです。ところが、そこで書きかえたということにはやはり何か別な力が働いたと私は考えるわけです。結局、この書きかえというのが、今までの答弁を見ておきますと、高原第二潜水艦隊司令官や寺下隊司令官が「なだしお」に乗艦されていたわけですが、そういう中で開かれまして土官室の会議で決められた。そうでなければ、自分が直接指揮して公式に報告している三十八分衝突ということは何か別な考え方がないと変えるようなことはあり得ないというふうに思うわけです。だから、この土官室の会議、それによって決まった、こう見るのが当然ではないでしょうか。むしろ山下艦長の意思よりも会議の意思だ、こういうふうに見るべきだと思いますが、いかがですか。

○米山政府委員 衝突後「なだしお」に高原群司令官が乗艦をしたという事実につきましては私も承知をいたしておりますが、私どもが承知をしている限りでは、その当時一生懸命救助作業に当たっていた、その救助作業に関する指示を与えるために乗艦をし、七時ごろ退艦をしたというふうに承知をいたしているわけでございます。

なお、会議ということをおっしゃられましたのが、具体的にどういうものであるか、何らかの形で艦長を中心に三十八分と四十分、二つある数字

をどちらがより正しいものであるかという相談をする場というのがあるいはあったという事は承知はいたしておりますが、具体的な内容等については私もつまびらかにはいたしておりません。

○柴田(陸)委員 要するに防衛庁の方はこの問題を本格的に調べてない。ただ報告を聞いて、はいそうですかと言っただけだということを見えられていると思うのです。

そこでもう一つ、防衛局長が言われた問題ですけれども、去年の七月二十八日、衆議院の連合審査で、「なだしお」はおおむね停止した状態で衝突して、直ちに機関停止したが、この機関停止というのが私が言っている三回目の機関停止ですが、情力で約二、三百メートル後退したという回答をしておられます。衝突のときの「なだしお」に幾らかの行き足があり、あるいは行き足がゼロであった。その場で機関停止をすれば、衝突現場で停止するだけで、後方に進行する力は生れない、これは初級物理学の問題であると思います。後進いっばいで現実には後進するようになって、それで後退していったから二、三百メートル後退したというふうに見えなくちゃならないと思うのです。日吉防衛局長の答弁は、直ちに機関停止した。これは直ちにではなくて衝突と機関の停止までの間には時間的な間隔がある。直ちにではなくて、現実には後進が始まってから機関停止をした、こういうことではありませんか。これは防衛局長の前の答弁です。

○日吉政府委員 当時、事故直後でございますし、私も、私どもの部下といえますか「なだしお」の乗組員等から報告を聞いておるものに基づきましてこういう報告を受けているというふうな申し上げたわけでございます。その後、海難審判所及び海上保安部におきましていろいろ事実関係が明らかにされてきているわけでございまして、したがって、第三者機関で明らかにされているものに基づきまして御判断をいただければと思います。

ただ、私ただいまこの担当を離れておりますという事と、突然のお尋ねでございましてので記憶が必ずしも明確でございせんが、海難審判所及び海上保安部のお調べの結果は、片方はほとんど行き足がとまっていたというふうな、片方は三ノットか四ノットだったというふうな、ちょっと不正確でございせんが、いずれにいたしましても衝突はそれほどのスピードのものではないというふうな御判断をいただいていたと思います。

それからもう一つは、私、技術的なことは正確に存じませんが、船は陸上の車両と違っていてブレーキをかけまして直ちに止まるという構造ではございせんが、とめますときにはスクリュウを逆回転させましてそうしてとめる、こういうふうな方法をとるものでございせんが、とめますときには後進をかけているわけでございまして、機関を停止いたしましたも何がかそれによりまして後ろの方に下がっていきというふうな構造になっていると理解をいたしております。

○柴田(陸)委員 だから、ブレーキをかけてもその瞬間はまだ幾らか前に進む。ともかく前進全速をやっていたわけですから、それでブレーキをかけてもその瞬間には前に進む。そして静かにとまってい。その前に進んでいる段階、あるいはとまった段階、その段階で今度は停止をしなければならぬ。これは当然でしょう。それが現実には後進し始めている。そこに機関の停止をする。この場合は情力で行くということが考えられますけれども、情力で防衛局長は今まで答弁されておりますので、私はその点をむしろ訂正してもらいたいというふうな気持ちで聞いているわけです。

○鈴木(海)政府委員 少し技術的なことを補足説明させていただきます。潜水艦の推進機というのは、この場合はディーゼルで発電いたしまして、それをある抵抗等を入れてましてモーターで推進するという形になっておりまして、エンジンをすぐとめるように命令いたしましたときに、ある回転数で、この場合は後進でプロペラが全力で回っている状況でござい

ます。そういう状況で命令をかけたときにばたっとスクリュウが止まるというわけにはまいりませんで、その間に抵抗をどんどんふやしてモーターに行く電流を徐々に減らして、やがてその電流がモーターに行かなくなりまして、なおかつ、その場合でもスクリュウのイナーシャがございまして、スクリュウは後ろ方向に回り続ける。そういうことで、命令したら即スクリュウがびたっと止まるということにはならない構造に機械的になっているようにございせん。

○柴田(陸)委員 そう言われるならまた聞かなければなりませんが、要するにブレーキをかけてもまだ行き足がある、前に進んでいる、その段階にあるいはそれがとまって大体停止する状態。そういうときに機関の停止をすれば、これはその段階で二百メートルとか三百メートルとか情力で後退しますか。すぐとまるでしょう。

○鈴木(海)政府委員 突然の御質問でございますが、そのことにつきましても海上保安庁でよくお調べいただいたことと思っておりますが、ほとんど行き足がとまっておるような状況で完全に停止するまでには何秒か時間がかかりまして、その場合、そのままスクリュウは後進の回転を続けておりますと後ろへずつつとイナーシャで行きます。風の状態とか水流の状態とかいろいろあると思いますが、今度は前進のスクリュウを回しませんが、その行き足というのはなかなかとまらないことになるのではないかと考えられます。

○柴田(陸)委員 かえって混乱するような答弁でありますけれども、私が聞いているのはブレーキをかけた後ですよ。後進いっばいにした場合でも前に進んでいる。あるいはようやく停止状態になっている。ここで今度は機関停止をすれば、その近くでとまるのじゃないか、潜水艦というのは二百メートルも三百メートルも情力で後退する特殊なものであるのか、そのところだけ、あるのかないのかを答えてください。

○鈴木(海)政府委員 正確にいつ、行き足がどのくらい、一メートル毎秒でありましたものか二メートルのスピードでありましたものか私もよく承知してはおりませんが、もうほとんどとまったような状況とか、いずれにしましても、そのときは後進いっばいをかけておりました、スクリュウは後ろ方向にフル回転をしておった、そういう状況でありまして、行き足を一生懸命とめておる、やがてそれがいつの時点で後進いっばいをとめるような命令が出されたのかも詳しくはわかりませんが、その前後に後進いっばいの命令をかけたというたしとしても、もうすぐにとまって後ろへ戻り始める……(柴田(陸)委員)いや、戻り始めてないときなんだ、聞いているのは「と呼ぶ」そのところは、また詳しくは海上保安庁で調べておられると思いますが、後ろへいっばいかけておられるという形になるわけでございまして、そこへ後ろへイナーシャがつきますと、なかなかこれは、イナーシャが非常に大きいものですので、前進をかせませんととまらない状況になります。

○柴田(陸)委員 物理学の初歩の問題を超えた見解で、何か潜水艦だけ魔術があるみたいな言い方ですから、もう質問はこれでやめておきます。「なだしお」の問題につきましては、あした東中委員が質問することになっておりますので、私はこの程度にしておきます。

次に、PACEXへの自衛隊の参加問題についてお伺いします。

八月の下旬から十月の末までに行われましたPACEX 89、これは米太平洋軍にとって初めての陸・海・空・海兵隊四軍の統合演習で、空母四隻、約八万人が参加した、しかもカナダ、オーストラリア、フィリピン、タイ、シンガポール、日本、韓国、そうした太平洋周辺各国も参加したかつてない大規模な、過去前例のない統合実動演習として行われました。

このPACEXの一環として行われた日米共同演習、これはやはり過去最大の規模で実施されて、従来になく実戦的な形式が随所に盛り込まれ

て、軍事面における日米一体化の深まりを一段と印象づけるものになっております。大変私は危険なことだと思っております。

○米山政府委員 お尋ねの件でございますが、本年度の海上自衛隊演習は、九月二十九日から十月十四日までの間に実施をいたしました。その際、海上自衛隊の一部の艦艇と米軍の輸送艦、今お話に出ました揚陸艦、事前集積船、これらが共同訓練を行ったわけでございますが、これは安全に兵力や物資の輸送を達成することを目的として潜水艦等の脅威を撃退し、あるいは空からの脅威を防ぐという訓練でございます。本州東南方海上において実施をしたものでございます。

○米山政府委員 その東南方海上というのはどこからどこに至るまでを言うのですか。

○米山政府委員 本州の東海域及び南方海域でございます。

○米山政府委員 そうすると、今の共同訓練は当然アメリカ海軍と一緒にやったということですね。

○米山政府委員 米軍の艦艇は、事前集積船及び揚陸艦でございます。

○米山政府委員 それから、横須賀と大湊の護衛艦がアメリカの海兵師団を乗せた沖繩からの揚陸艦船団を、また、佐世保の護衛艦がグアムからの事前集積船団を護衛して苦小牧沖まで北上する、そういう訓練を続けていたということであり続いて、九月三十日になりますと、アメリカの

第七艦隊の旗艦ブルーリッジなど米艦が八隻、ヘリ搭載艦「しらね」、これは我が海上自衛隊護衛艦、このヘリ搭載艦の「しらね」などの海上自衛隊護衛艦八隻が横須賀を出港いたしました。それから、北上した日米主力艦隊は、十月二日に千島列島沿いに南下してきたと推定されます。空母エンタープライズ、戦艦群と、北海道根室南方と岩手県宮古東方を結ぶ海域で合流したと言われております。この海の日米共同演習は、前半の総合演習と後半の戦技演習に分けて行われたというようにお聞きしたのですが、演習ではどんな作戦が実施されたのか、お伺いいたします。

○米山政府委員 先ほども申し上げましたが、海上自衛隊演習、九月二十九日から十月十四日まででございます。その際、米空母エンタープライズを中心とした艦艇グループとおおむねその演習期間全般にわたって共同訓練を行っております。この共同訓練は、海上自衛隊と米空母等がそれぞれの戦術技能の向上を図り、我が国有事における共同対処行動を円滑に行うためのものとして、具体的には、対潜戦、防空戦等について訓練を行ったものでございます。

○米山政府委員 次に、青森県の三沢基地の問題ですが、PACEX参加のアメリカ太平洋軍と海上自衛隊との共同演習が行われておりました。十月八日午後一時五十分から二時にかけて、青森県三沢基地を見学いたしますと、アメリカのS3A対潜哨戒機が飛ぶ、これには尾翼部分にNLという記号がありますから原子力空母カール・ビンソンの艦載機であるわけです。この哨戒機が海上自衛隊のP3Cに誘導されて三沢基地に着陸した、こういう報告を聞いております。これは私のところに写真もいただいているわけです。このS3A対潜哨戒機というのはカール・ビンソンに十機搭載されておいて、対潜哨戒機としてレーダーデータや聴音データ処理能力があつて、核爆弾B57二個を搭載可能な航空機であると言われております。しかも原子力空母カール・ビンソンには核兵器百個が積み込まれていると言われておりますし、核

攻撃機A6イントルダー十四機も積載されていると言われております。こういう面から見ますと、核攻撃部隊そのものであります。この核攻撃部隊と海上自衛隊が共同演習を行ったということを示しております。

そこでお聞きいたしますけれども、この核空母カール・ビンソン及び核搭載可能な艦載機との訓練、これはどういう訓練でありますか、お伺いします。

○米山政府委員 海上自衛隊は、海上自衛隊演習の後半、十月八日から十四日の間でございまして、米空母カール・ビンソン搭載の艦載機及び対潜哨戒機等との間で共同して艦艇の防空に当たる防空戦、それから潜水艦の捜索、攻撃を行う対潜戦について訓練を本州南方及び東方の海域で実施いたしました。

○米山政府委員 その点で、カール・ビンソンという核で武装した艦艇との共同訓練、演習、これは何か特別の意味があるのじゃありませんか。

○米山政府委員 従来から、米国は、特定の艦艇、航空機等における核の存在については肯定も否定もしないという政策を堅持してきているわけでございますが、いずれにいたしましても、自衛隊と米軍との共同訓練は我が国の個別自衛権の行使が必要となる事態に備えて行われるものでございまして、米軍部隊の装備等のいかによって共同訓練が実施できるかとあるいはできないといったものではないと考えております。

○米山政府委員 去年の十月にアメリカの長期統合戦略委員会が「封じ込め戦略の将来」という報告書を出しております。その中に、ソ連の対日攻撃に対する日米共同の反撃作戦についてというのがあります。それを見ますと、「まず、宗谷、津軽、対馬の三海峡を封鎖してソ連太平洋艦隊の出口をおさえる。」「二番目に、「つぎにソ連太平洋艦隊の基地ウラジオストクと、カムチャツカ半島のソ連戦略潜水艦基地ベトロブプロフスク間の海上交通路を遮断する。」「三番目に、「そのあと米第七艦隊の空母機動部隊がカムラン湾にあるソ連軍

事基地を破壊する。」「四番目に、「これと並行して、ソ連潜水艦隊を一掃する作戦を展開する。」「五番目に、「別の米空母機動部隊がソ連極東部の海軍航空隊基地を攻撃し、同時に、シベリア鉄道も破壊して陸上の補給路を切断する。」「六番目に、「海上からの追加戦力投入と並行して強襲上陸部隊が千島列島に反撃戦力として上陸する。」「こう言っておりまして、報告書は、この一連の作戦遂行のためにも「日本は本土および周辺海・空域の防衛にもっと努力しなければならぬ」と強調しております。

これが今のアメリカのアジア・太平洋における戦略であるということは間違いないと思うのであります。この戦略は同盟国である日本の投入を前提にしております。PACEX演習というのはこの戦略に沿って行われているものであつて、これに日本が参加するということは、もうそれ自体アメリカの戦略に日本が組み込まれているということを示すものだと思います。個別自衛権だとか個別演習なんて言われましても、実際は、そういうアメリカの戦略の訓練、その中の一環として行われる、そういう性格を持つものではないですか。御所見を伺います。

○米山政府委員 いわゆる太平洋演習PACEXは米軍の幾つかの訓練を総称した呼称でございます。米軍独自の訓練のほか、各国との共同訓練を含む演習をそういう言葉で総称したものでございます。個々の演習につきましてはそれぞれ別個のものでございまして、相互に関連はなく、太平洋演習が統一的なシナリオに基づいて行われているものではないというふうに承知をいたしております。我が国との共同訓練も、あくまでも我が国有事に備えての日米対処行動の円滑化を図るというところとそれぞれの戦術技能の向上を図るという観点から例年どおり行つたものでございます。

○米山政府委員 そう言われますけれども、マスコミなどの報道を見てみましても、やはりその全体像の中の組み込まれている姿、こういうことが強調されておりますし、私も当然そう思うわけで

す。ですから、本当に個別的な演習であるということ、これを主張されるのでしたら、それこそ日米共同演習のシナリオを示してそういうものじゃないんだということを言わない以上は、これはPACEXという全体の戦略に参加していると見られても仕方がない、こう見るのはまた当然だということに思わなければならない。

それではもう一つは、アメリカ太平洋軍の空前の大演習PACEX89が自衛隊を巻き込んで実施されているなか、十月十四、十五の両日に第九回日米安全保障事務レベル協議が初めて東京で開かれました。その協議は、十五日の午前中は会議場所である外務省の飯倉公館を離れて防衛庁の中央指揮所で行われておりますが、中央指揮所では何が協議されたのか、なぜ中央指揮所が使用されたのか、このあたりをお答え願いたいと思います。

○日吉政府委員 最近、日米防衛事務レベル会議、いわゆるSSCは、ワシントンと東京の中間のハワイで行われるのが慣例化されておりましたけれども、古くさかのぼりますと東京で行ったことがございまして、ことし東京で行いましたのが初めてというわけではございません。ところが最近の慣例を破りまして東京で行ったのはなぜかというところとありますが、これは、レーガン政権からブッシュ政権になりまして米側の安全保障関係のスタッフの決定がおくれたわけでございますが、そのうち我が方は国会の会期を迎えたものでございまして、私も国会中に東京を離れるわけにはいかないということで、東京で開かれたわけでございます。したがって、ウィークデーも使うわけにはいきませんので、十月十四、十五というふうに、今御指摘ありましたように土曜、日曜日に開いたわけでございます。

そのときに飯倉公館以外に中央指揮所をどうして使ったのかということでございますが、これは十五日の午前中だけ使ったわけでございます。十五日の午前中の主たる議題は、極東を中心とした国際軍事情勢に関しまして米側から私どもは

ブリーフィングを受けるということが主たる議題の内容でございました。その場合に、特段の意味があったわけではございませんで、単に米側の国際軍事情勢についてのブリーフィングをするにはスライド等の器材を使用した方が説明が便利であるということがございまして、かつまた、その内容の秘密保全に十分留意するというようなこともございまして、そういう点で設備の完備いたしておりました中央指揮所を使ったということでございます。

○柴田(睦)委員 協議の内容につきまして、今言われましたように極東を中心とした軍事情勢についてということが報道されているのがありますけれども、そのほか、例えば「朝雲」の報道を見ますと、「二日目は午前中、防衛庁内の中央指揮所第二調整室に会場を移し、日米防衛協力の通信面の相互運用性について統幕と在日米軍が共同で説明。研究が順調に終了したことが報告された。」と報道しておりますが、こういう協議があったのですか。

○日吉政府委員 午前中の日程の中には今御指摘のものもございまして、午前中は今御指摘の点の協議も行われました。

○柴田(睦)委員 去年の五月十七日の内閣委員会で、防衛庁は指針に基づく共同研究の中で、防衛関係の通信接続について、ハワイ会議で日米双方から中間報告が行われ、引き続きこの研究を進めていくことを合意した、こういうことを言っておられます。今「朝雲」の記事を読み上げましたが、「防衛協力の通信面の相互運用性について、研究が順調に終了したことが報告された。」こうなっておりますが、今私が申し上げました研究はどうなっているのか、防衛庁からお答え願いたいと思います。

○日吉政府委員 今お尋ねいただきましたのは、私もインテロオペラビリティ、相互運用性の研究と称しているものを指しているのだと思っております。これは日米間の防衛関係の通信接続に限っているわけではございませんで、日米防衛協力の

ための指針に基づきますインテロオペラビリティの研究として、昭和六十二年より通信面全般の研究を進めてきたところでございますが、本年の九月にこれまでの研究がある程度まとまってきたことから一応の区切りをつけたところとございまして、この通信面でのインテロオペラビリティの研究につきましては、我が国有事の際の幾つかの典型的な共同作戦を例にとりまして、防空作戦というのの中の一つとして取り扱われているということでございます。この成果を今回のSSCでも日米双方の研究担当者から報告をしたということでございます。

○柴田(睦)委員 そこで、先ほど中央指揮所を使った理由に、スライド等の器材と言われましたけれども、スライドというのは大体こんな部屋でもできると思われるので、秘密性ということもございまして、そうすると、この研究の成果について中央指揮所で実際に検証してみたいということが必要だったから中央指揮所が使われたのじゃないか、私はそういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○日吉政府委員 SSCは私どものような文官、シビリアン、それからユニホームといいますが、制服の人たちも入りましてところで言うわけでございますが、今柴田委員お尋ねのように実際作戦上の運用を試してみたいという場ではございませんで、あくまでもテーブルを囲まして話し合い、意見交換をする場でございます。したがって、今申しましたように飯倉公館でなくして中央指揮所を使ったということは、単にスライド等を利用するに既に備えつけの設備がございまして、便利であるというだけの単純な理由でございまして。

○柴田(睦)委員 これは大分前ですが、昭和六十年の三月二十八日に、私が中央指揮所と横田の在日米軍司令部を結ぶ専用の通信回線について質問をいたしました。そのときは、通信連絡手段は電話、ファックス及びテレタイプだけである、そしてそのころは特に新しい通信手段についての計画

もない、申し入れもないという趣旨の答弁でありましたが、この司令部の通信連絡手段は当時から変わりがあのかどうか、現在はどうかになっているのか、お伺いします。

○日吉政府委員 委員御指摘になりましたときに我が方の政府委員からお答え申し上げましたことと状況に変化はございません。

○柴田(睦)委員 これは司令部と中央指揮所のことでありますが、そのほかに通信のインテロオペラビリティの研究、当然これを研究すれば実際にということが出てくると思うのですが、在日米軍と自衛隊の間には、そのトップだけではなくてそれぞれのところでのいいのですが、映像の送受信ができる、そういう通信回線はあるのでしょうか。

○日吉政府委員 共同作戦に関連いたします通信施設等の内容につきましては、事柄の性質上、詳細に申し上げることは差し控えておいた方がいいと思います。

○柴田(睦)委員 それは、あるかないとも言えないわけですか。

○日吉政府委員 御勘弁をいただきたいと思っております。

○柴田(睦)委員 それでは、その映像の送受信をやる手段、方法、そうしたものの今度は研究、あるいはそれを改善する研究は、当然このインテロオペラビリティの研究の中に入っておりますか。

○日吉政府委員 抽象的に申し上げますと、インテロオペラビリティの研究の中では、自衛隊と米軍との間の司令部なりあるいは部隊がそれぞれどういふような内容をどういふような手段でもって情報を交換することが望ましいか、あるいは現状はどうなっているか、それを改善するためにはどういふようなことをすればいいかというような研究がなされるのは当然でございます。したがって、そういうふうな研究はなされているわけでございます。

○柴田(睦)委員 次に、在日米軍の駐留経費負担

問題であります。

アメリカの政府及びアメリカの議会などから一段と要求が強まっております。在日米軍の駐留経費の負担増の問題、これはアメリカの要求も年々エスカレートし、負担額も日本の負担額は大幅にふえてきております。日本政府の在日米軍に対する負担は、八八年度で約三千百七十億円に達しております。それにもかかわらず、さらに負担を増額しようという動きであります。

松本防衛庁長官はさる十一月十四日に北海道に行かれて、その際の函館市での記者会見で、アメリカの議会による在日米軍経費負担増の要求問題に触れられて、現行の枠組みの中で応分のことはやっていかなければならないだろうという趣旨のことを述べておられます。これは、アメリカの議会の負担増の要求があるということも見た上での発言だと思っておりますが、この真意、どういうお考えで述べられたのか、まずお伺いいたします。

○松本防衛大臣 在日米軍駐留経費の負担増を求める米議会の上院、下院の議決があり、また、昨日、大統領が署名になったことは既に御承知と思いますが、今後、米政府がこれに対してどのように対応していくのが注視していく必要があると思っております。いざにしましても、我が国の安全保障にとりまして、日米安保体制の効果的な運用を確保していく、これはもう不可欠なことであり、重要なことであるという観点を持っておりますので、従来からも在日米軍の駐留経費の負担につきましてはできる限り努力を行ってまいりました。今後、この問題につきましては自主的に考えて対処していく、こういう考えでございます。

○柴田(護)委員 アメリカの下院の国会議決から上院本会議で、在日米軍駐留経費の日本の負担増の要請を盛り込んだ一九九〇会計年度の国防歳出権限法が可決されて、昨日、大統領が署名をし

て、結局最終的に成立するということになりましたが、この対日要求の部分について、どういう内容になっておりますか、外務省、お伺いします。

○重家説明員 先生の言及されました対日関係部分の主たる内容は、アメリカ議会の意向でございますが、その意向としまして、「日本は、自国の安全保障のために一層の責任を荷うべきである」とあるいは「在日米軍の展開に当たって米国の負担している直接経費(米軍人の給与及び手当を除く)の直接経費を相殺すべきである。」「それから「日本の経済的地位にふさわしい安全保障上の貢献を担うべくODA及び防衛費を合計した支出の対GNP比が一九九二年までに概ねNATO諸国の平均値になるように増大すべきである。」「こういうようなことを書いてございます。さらに、「大統領は、在日米軍の直接経費に見合う貢献を日本が行うことに同意を得るべく日本と協議する」ということと規定されておるわけでござい

ます。

○柴田(護)委員 大変な内容になっております。思いやり予算による在日米軍の駐留経費の新たな負担増問題については、七八年から基地に働く日本人従業員の労務費の福利費、管理費、七九年から国家公務員の給与水準を超える格差給与、語学手当、退職手当の一部負担、これは日米地位協定二十四条一項で本来は米側負担と義務づけられている経費です。にもかかわらず日本政府は地位協定を拡大解釈して、アメリカの要求に対して積極的に負担の増額にに応じてまいりました。政府は、これ以上の負担増は拡大解釈では無理だということになったので、八七年には地位協定に関する特別協定を結んで日本人従業員の退職、扶養、年末手当、こうした八手当の半額を負担いたしました。そして今度は、一年もたない八八年三月にはこの特別協定を改正して、八手当の全額を持

つという内容にいたしました。これも地位協定上はアメリカの負担と義務づけられた経費であります。

きのうも問題になっておりました八九年八月のアメリカ下院軍事委員長へのアメリカ会計検査院の報告では、日本の防衛力増強、在日米軍駐留経費の負担増、政府開発援助の大幅増額、防衛関連技術の協力、戦時の受け入れ国支援、平和維持活動の支援、こうした分野にわたって詳細かつ具体的に要求が出ております。その中で、円ベースの経費の項では、円建ての経費としては米軍基地に働いている日本人の給与、公共料金、日常的メンテナンス、契約に基づく艦船の修理が含まれる。これが要求する内容になっているのですが、ここに言っております日本人従業員の基本給、公共料金、日常的メンテナンス、契約に基づく艦船の修理費、これは地位協定二十四条一項の本来アメリカが負担すべき経費であると思うのですが、どうですか。

○重家説明員 先ほど、米議会会計検査院の報告書についてお話がございましたが、これは米議会の一部の考え方等をまとめたものでございまして、アメリカの行政府から我が方に対して、具体的な項目等について具体的な要請が行われておるといっていただいてもいいと思います。したがって、これをどうするかということにつきましては、ここでお答えをさせていただくことは適当ではないのではないかと、いふふうに考えております。

いざにしましても、政府といたしましては、日米安保体制の効果的な運用という観点から、現行の地位協定及び現行の特別協定の中でできることを最大限行い、努めてまいっているとござい

ます。この問題につきましては、今後とも自主的に考えていくべきものであるといふふうに考えております。

○柴田(護)委員 ちょっとお答えになっておりませんけれども、時間ですからやりますと、PAC EX 89の中で日米の共同訓練、大変な訓練をやっております。それから、今のアメリカの要求に対して、今までの経過から見ても、これを自主的という名によってほとんどみんな認めてきたということ、それから、インテロオペラビリティの研究なども大変なところに進んでいるという問題、結局、軍事面における日米協力体制の拡大強化が一段と進行しておりますし、その内容は日米の一体化であって、アメリカと一緒に日本の自衛隊は戦え、そういう自衛隊づくりだ、こういう方向に進んでおります。これは、日本国憲法が厳然としてある中で全く相入れない事態、これをさらに進めるものでありますので、私は厳しく抗議をして終わります。

○吹田委員長 次に、広瀬秀吉君。

○広瀬委員 最初に、防衛二法の審議に関連をして、外務大臣においでをいただきましたので、日本対朝鮮政策について、特に北半分の朝鮮民主主義人民共和国との関係について、今、日朝の関係がまさに底冷えといえますか冬の季節の真ただ中にあるような気がしてならないわけでありす。我々も戦後四十五年目を迎えるようとしていくわけでありすが、戦争が終わって日本の三十六年間にわたる朝鮮に対する支配体制から朝鮮民族が解放されて、その後半世紀に近い期間、何らの外交関係あるいは国交の関係改善がなされないままに進んでいる、そういう異常な状態にある。世界に目をやると、今や百八十数カ国というような時代を迎えて、たった二つ、一衣帯水の朝鮮民主主義人民共和国とだけはいまだに関係正常化が行われない、これは日本外交の戦後における一つの恥すべき点だと私は思っているのですが、その辺のところをまず外務大臣からお伺いをいたしたい。

○中山国務大臣 委員御指摘のように、北朝鮮との間に日本の外交的な正常な関係が確立されていないことはまことに残念なことだと考えております。

北朝鮮に対する日本政府の考え方は、去る三月に竹下総理が国会で御答弁を申し上げております考え方と、現海部内閣におきましても何らの変化はないということをまず申し上げておきたいと思っております。北朝鮮と日本との間の外交関係が一日も早く改善をされていくことが望ましいという考え方を持っております。

○広瀬委員 この委員会でも前の宇野外務大臣にも二回にわたって聞いたのですけれども、全く同じような答弁であった。そういう状態で大変遺憾だと言われながら、さてそれではどうしたらいいのかという点について、両国が友好的に関係改善に向かつて一歩でも二歩でも新しい展開を示せる、そういうものについて、外務大臣としての考えが何かあつてしかるべきだろうと思うのです。

とにかくもう半世紀も植民地抑圧の清算も終わらない、贖罪も終わらない。なるほど、言葉の上ではようやく竹下総理が三月三十日の衆議院予算委員会において一定の答弁をされて、過去の事態をよく認識して自覚をしている、そして反省をいたします、それからまた、戦後の問題についても全く疎遠に打ち過ぎておった、このことも大変に遺憾に思う、そして自覚と反省の上に立って関係改善を進めたいと思っておりますという趣旨の答弁をされて、我々、ことしの七月に朝鮮民主主義人民共和国の第十三回世界青年学生祭典に招かれて行った際に、許綾書記とお会いした際にもそのことを申し上げました。幾らかでもそういう遺憾の意を表明される、反省もされる、そして関係改善に向かつて進みたいという総理大臣としての意思表示がございました。その点につきましては、朝鮮側も、これは一定の評価はできる、しかし、

その後一体日本国政府が我々との関係改善の方向に向かつて具体的に何をなさいましたか、こういう反問をされたときに、我々は一つ答えることができない状態になつてしまつておるわけですね。朝鮮側としては、総理がそういう方向を示されたならば、友好親善の方向に向かつての何か具体的な施策というものが形を持ってあらわれるであろう、こういうふうに考えるのは当然だと思つておるのです。それがなされてない、これが現状だろうと思つておるのです。その点について、政府としても前提をつけずに両国政府同士で話し合いたいというところも言われておるわけでありまして、そういうような立場に立って、両国政府同士でひざを突き合せて話し合えるというところに向かつて実現可能な何かいい知恵はないのか。友好親善の総理答弁を裏づける具体的な友好的な措置が政府によつてとられない限り、これはいつまでたつても言葉だけあつて一向に実行されない、こういうことになつてのじゃなからうかと思つておるのです。だから、友好親善を求める方向に向かつての具体的な措置として外務当局は何を実行されるか、そういう具体性を持った答弁をいただきたい。

○中山国務大臣 委員が両国の関係の改善に大変御心痛をいただいておることに敬意を表しております。外務省といたしまして、何もしないで、竹下総理が発言をし、北朝鮮に対する日本政府の考え方というものを国会の場で申し上げておるというところだけではなしに、第三国におきまして日本国の大使館から北朝鮮の大使館の方に電話をかけ、再三お話し合いの場をつくるべく今日まで努力をしておりますし、その時点におきましては、大変積極的な対応をしようという状況ではなかったという報告を正式に受けております。

なお、先生の御指摘のように、外務省としては、引き続き第三国を通じて、日本の大使館から先方の大使館に対して一日も早く前提条件な

しに話し合いができるような窓口を設定するための接触を続けてまいりたい、このように考えております。

○広瀬委員 中山大臣は、過般の九月二十六日の国連の総会で演説をされました。実に立派なことを言つておる。私もこの格調の高い演説全文を外務省からいただきまして、読ませていただいたわけでありまして、こういう国連の総会で、国際舞台で、大舞台で演説をされたわけですから、世界一の経済大国になった日本の外務大臣として実にふさわしい演説だと私は拝見したわけなんです。

「国際社会は、対立から対話へ、抗争から協力へ」という大きな変化の中にあり、地域紛争の恒久的解決、繁栄の持続、地球環境の保全、人間尊重社会の実現等のグローバル・チャレンジの時代を迎えております。まさにそのとおり、実に立派なお考えだと思つておるのです。そしてまた、「東西関係における肯定的な変化は、地域問題、地域紛争の話し合いによる平和的解決にはずみをつけています。」「こういう認識も持たれて表明されておるわけですから、なるほど今お答えになりましたように、第三国を通じてというように、これを私流に理解しますと、近い国で中国があります。北京に日本の大使館がある。そういう大使館を通じて朝鮮民主主義人民共和国の大使館との接触というように、これは同じ北京のことですからあり得ると思つておるのですけれども、そういうようなまどろっこしいことをやらずとも、日本政府がもっと友好親善の手を伸ばして、日本独自の立場で具体的な措置というものがやれないのか。こういう点が非常にいららるるような、もどかしい気持ちがあるわけで、私は大変不満なんです。もっと主体性を持った自主的なアプローチというのがあり得ていいんじゃないか、そういうふうに思つておるのです。

でも、あなたも竹下総理のあの考えを全く踏襲をする、全くその気持ちでやりたいということをおっしゃつたんだから、解散・総選挙が近い、新内閣がどうなるかわからぬというふうな状態だけれども、それはそれとしておいて、あなたの内閣の中でこの朝鮮問題を打開をする、解決をするというぐらゐの気持ちになつてもいいという要望を私からも申し上げたわけですが、私もそのつもりで一生懸命やらせてもらいます、こう総理も言つておられるわけなんです。

そういうことですから、特にこういう立派な国際認識を持たれ、それを演説の中で言われる大臣が外交を担当されているわけですから、これは何か知恵があつてしかるべきであらうと思つておるのです。

それで、日本の非友好的な態度、朝鮮側ではむしろ敵視政策とまで言つておるのですよ。いつでもそう言う。我々は、その敵視政策を持つておるわけではないだろうとむしろ弁明をし、かわつて釈明をしているようなわけなんですけれども、しかし、向こうがそう見るのは、特に向こうから政治関係のお客さんをお迎えする、政府のある程度高級レベルの人たちなんかが、かつて、そのトップレベルと言われないまでも、朝日友好協会の副会長をやつておられた玄峻極さんが来られた。それは日朝漁業暫定合意書の延長を目的にしてその交渉のために来られるというときに、日本政府がビザの発給を断つたというふうな国際的な非礼なことがございました。それはやはり国交がないというところから来るわけであつて、政治的な発言、それから国会への出席なんというところは一切やらぬでもらいたいという一札をとられてビザをもららぬ。それに新聞記者が承知しないで、会見を申し入れる。そして、どうだこうだとインタビューをされる。そういう場合に、率直な発言をしましたら、それがとがめられて、政治的な発言を

した、政治的な行動をした、入国目的以外の行動だということ、もう次は来ないでもらいたいというようなことでビザの発給を停止をする、こういうようなことがあったのですね。例えば、元外務大臣をやられ、我々が行っていつもお会いをする朝鮮労働党の書記であり、前に大臣もやられた許談書記、この方なんかは日本のこともよく承知をしておりますし、日本の政治家で行った人たちなんかは大概の人が会っておるわけですね。こういう人たちについて、無条件にきていたでいて、向こうも政治家なんですから、国内へ入ったって言論の自由のある日本なんですから、憲法上もそういう国なんですから、そういう点についても余り条件なんかをつけない、こういうような立場ぐらいいないのか。七月に行きましたときに、課長クラスの人と許談書記と会った後雑談をしたわけでありましたが、一番あなた方が敵視政策と想っているのは具体的に何なんだと実はさくばらんに聞いてみたのです。そうしましたら、

そのいうようなことで、もう本当に前提をつけずに、将来に対して政府間接触という立場でいくためには、向こうの高級レベルの政治家もあるいは官僚も呼ばれる、政府の高級的な地位にある人たちもお呼びをしてそこから話をつけるというふうな、やはり何かそういう具体性を持った一歩の前進というものがいいとこれはだめだろうと思うのです。

米国の前のアジア担当の次官補であったシグール氏と私はもう十数年来の友人でございまして、私はちょうどアジア・太平洋の關係會議に出張する朝でございまして、午前八時から朝食をとらしてビョンヤンのお話を承っております。そのように、外務大臣としてはできるだけこの北朝鮮との間の問題を解決するための糸口、そういうものに對して実は心を砕いているということをお願いしておきたいと思ひます。

その認識では一致しているわけですが、そのいう点で、朝鮮における南北の問題というの、置きかえてみれば、東西關係のはざまで、三十八度線の休戦ラインなどというのでもできたりして両方に分断をされておる。今や東西両ドイツで、この間ヨーロッパ首相が再統一の問題を構想して、いろいろ憶測はありますけれども、とにかくもうそういうところまで来て、ベルリンの壁は壊れた、なくなった、こういう事態を迎えておるわけですね。

この前、ここでも私が質問をいたしました、新潟で卓球の国際大会をやったときに、法務省の当時の熊谷局長に質問をいたしました、これを受け入れるか、受け入れます、それはもう卓球の競技をやるために来るんだということで、スポーツの目的というところでビザもいたでいて、来たわけですね。ところが、新潟で、朝鮮総連の支部がある、下部機関があるわけですね、そこが昼食パーティーを競技の間にやったわけですね。そこへ選手団が出席をいたしましたら、途端にこれは目的外の行動である、こういうようなことで、こういうものは渡航目的にはないんだ、こういうことで非常に失礼な態度で接したというようなことなものですから、途中から競技をやめて、あす決勝戦で恐らく優勝したであろうに、本国と相談して帰ってしまった。ああいうような非礼なことばもう我慢がなりませんということがあるわけですね。

あるいはまた、インテルサット、日本のKDDが行って向こうでも準備をした。そしていつでも、日本の郵政大臣の判を一つ押してくればインテルサット条約機構のオブザーバーのような形で、これは正式な会員にはまだなれませんけれども、そういうことで放送衛星通信というものがすぐにもできる状態になっている。それに対して、ソウル・オリンピックに参加をしたらというふうなことではいったんですけれども、参加をしなかったというところでそれもだめになってしまったというふうないろいろな問題があるのです。

なほ、御案内のように、先生も私の国連演説を褒めていただきましたけれども、歴史は大きな音を立てて変化を起しているわけでありまして、ヨーロッパの今日の変化、それにはそれなりの長い歴史が積み上げられてきたと思ひます。しかし、ヨーロッパに比べて、この東西の対立の緩和そして對話の時代、協力の時代へ向かう中で、アジアはこれからどのように変化を起していくのか。その変化を日本政府としてはいち早く認識をして、そしてその平和な環境を醸成していくために日本国の政府としてもできるだけの努力をしなければならぬ、このように私自身は考えております。

本が何もしてない。それから、アメリカ軍が軍隊を送り、そしてまた経済的にも日本やアメリカの相当なてこ入れもあって、韓国も非常に発展をして、これはこれなりに結構なこと。同じ朝鮮民族の国家でありますから、アメリカもシグールさんが行ったのですから、日本だって大臣が行ったってちっともおかしくないわけだし、アジア局長が行かれたってちっともおかしくないと思ひます。そういうような一歩踏み込んだ、一皮むけた具体的な対策というものをやっているだけかなければならぬ、そういうふうに思っているのです。これはひとつ頭に置いてください。返事は要りません。

この前、ここでも私が質問をいたしました、新潟で卓球の国際大会をやったときに、法務省の当時の熊谷局長に質問をいたしました、これを受け入れるか、受け入れます、それはもう卓球の競技をやるために来るんだということで、スポーツの目的というところでビザもいたでいて、来たわけですね。ところが、新潟で、朝鮮総連の支部がある、下部機関があるわけですね、そこが昼食パーティーを競技の間にやったわけですね。そこへ選手団が出席をいたしましたら、途端にこれは目的外の行動である、こういうようなことで、こういうものは渡航目的にはないんだ、こういうことで非常に失礼な態度で接したというようなことなものですから、途中から競技をやめて、あす決勝戦で恐らく優勝したであろうに、本国と相談して帰ってしまった。ああいうような非礼なことばもう我慢がなりませんということがあるわけですね。

あるいはまた、インテルサット、日本のKDDが行って向こうでも準備をした。そしていつでも、日本の郵政大臣の判を一つ押してくればインテルサット条約機構のオブザーバーのような形で、これは正式な会員にはまだなれませんけれども、そういうことで放送衛星通信というものがすぐにもできる状態になっている。それに対して、ソウル・オリンピックに参加をしたらというふうなことではいったんですけれども、参加をしなかったというところでそれもだめになってしまったというふうないろいろな問題があるのです。

なほ、御案内のように、先生も私の国連演説を褒めていただきましたけれども、歴史は大きな音を立てて変化を起しているわけでありまして、ヨーロッパの今日の変化、それにはそれなりの長い歴史が積み上げられてきたと思ひます。しかし、ヨーロッパに比べて、この東西の対立の緩和そして對話の時代、協力の時代へ向かう中で、アジアはこれからどのように変化を起していくのか。その変化を日本政府としてはいち早く認識をして、そしてその平和な環境を醸成していくために日本国の政府としてもできるだけの努力をしなければならぬ、このように私自身は考えております。

本が何もしてない。それから、アメリカ軍が軍隊を送り、そしてまた経済的にも日本やアメリカの相当なてこ入れもあって、韓国も非常に発展をして、これはこれなりに結構なこと。同じ朝鮮民族の国家でありますから、アメリカもシグールさんが行ったのですから、日本だって大臣が行ったってちっともおかしくないわけだし、アジア局長が行かれたってちっともおかしくないと思ひます。そういうような一歩踏み込んだ、一皮むけた具体的な対策というものをやっているだけかなければならぬ、そういうふうに思っているのです。これはひとつ頭に置いてください。返事は要りません。

この前、ここでも私が質問をいたしました、新潟で卓球の国際大会をやったときに、法務省の当時の熊谷局長に質問をいたしました、これを受け入れるか、受け入れます、それはもう卓球の競技をやるために来るんだということで、スポーツの目的というところでビザもいたでいて、来たわけですね。ところが、新潟で、朝鮮総連の支部がある、下部機関があるわけですね、そこが昼食パーティーを競技の間にやったわけですね。そこへ選手団が出席をいたしましたら、途端にこれは目的外の行動である、こういうようなことで、こういうものは渡航目的にはないんだ、こういうことで非常に失礼な態度で接したというようなことなものですから、途中から競技をやめて、あす決勝戦で恐らく優勝したであろうに、本国と相談して帰ってしまった。ああいうような非礼なことばもう我慢がなりませんということがあるわけですね。

あるいはまた、インテルサット、日本のKDDが行って向こうでも準備をした。そしていつでも、日本の郵政大臣の判を一つ押してくればインテルサット条約機構のオブザーバーのような形で、これは正式な会員にはまだなれませんけれども、そういうことで放送衛星通信というものがすぐにもできる状態になっている。それに対して、ソウル・オリンピックに参加をしたらというふうなことではいったんですけれども、参加をしなかったというところでそれもだめになってしまったというふうないろいろな問題があるのです。

なほ、御案内のように、先生も私の国連演説を褒めていただきましたけれども、歴史は大きな音を立てて変化を起しているわけでありまして、ヨーロッパの今日の変化、それにはそれなりの長い歴史が積み上げられてきたと思ひます。しかし、ヨーロッパに比べて、この東西の対立の緩和そして對話の時代、協力の時代へ向かう中で、アジアはこれからどのように変化を起していくのか。その変化を日本政府としてはいち早く認識をして、そしてその平和な環境を醸成していくために日本国の政府としてもできるだけの努力をしなければならぬ、このように私自身は考えております。

本が何もしてない。それから、アメリカ軍が軍隊を送り、そしてまた経済的にも日本やアメリカの相当なてこ入れもあって、韓国も非常に発展をして、これはこれなりに結構なこと。同じ朝鮮民族の国家でありますから、アメリカもシグールさんが行ったのですから、日本だって大臣が行ったってちっともおかしくないわけだし、アジア局長が行かれたってちっともおかしくないと思ひます。そういうような一歩踏み込んだ、一皮むけた具体的な対策というものをやっているだけかなければならぬ、そういうふうに思っているのです。これはひとつ頭に置いてください。返事は要りません。

一つである、朝鮮民族は一つであるというのを北も南も同様に言っているわけだ。これは南の場合だ、七十何％というのには常に朝鮮は一つだという、国民投票をしても世論調査をしてもそういうことになることだし、北は国家を挙げてそう言っているわけだ。したがって、二つの朝鮮というものに結びつくような行動というものは、これは北側にとっては一番不愉快きわまることなんだですね。その辺のところ、その方向をむしろ是認するように、国連加盟の問題について「日朝関係改善に努力するとともに、南北対話のための環境作りにも貢献したい」と考えます。更に、朝鮮半島統一に至る過渡期の措置として、「ここから先が問題なんです、南北が同時に別々であれ国連に加盟することを、国連の普遍性を高めるとの観点からこれを歓迎し、支持するものであります。」というこの部分は、そういう今までの日本政府の態度、朝鮮半島の南北の政権が二つの朝鮮に結びつくような策動ではないか、政策ではないかと言って一番不愉快に思うところをすばり出したような気がしてならないわけでありまして、自主的平和統一という問題と南北別々、韓国が先にということだ、結構ですというように言いい方にとれるわけですが、その辺のところはどういうお気持ちでやられたのか、お伺いしておきたいと思うのです。

○中山国務大臣 朝鮮半島におきます平和と安定が確保されて平和的な統一の日が一日も早く来ることに私どもは何らの異議を唱えるものでもありません。また、南北の両国が、両国と申しませんが、韓国あるいは朝鮮民主主義人民共和国がそれぞれ国連へ加盟する条件が整って申請をされるという場合について、これを妨害する意思も全くないわけでありまして、国連加盟国が日本国の周辺に一国でも多く誕生することは私は好ましい現象である。だから、こういう状況の中で、大

韓民国であれ朝鮮民主主義人民共和国であれ国連加盟の申請をされる場合には、日本としては条件が整ってあれば何ら異議を唱えるものではないと思います。この点だけは明確に申し上げておきたいと思ひます。

○広瀬委員 大臣、これは大分時間がたつちやいましたので時間が心配なんですけれども、そのお気持ちにはそれはそれなりに理解できますが、そうすることによって自主的平和統一というのがより一層逆の方向に向かっているように思ひます。善意で押しやられたらどうなるとは思ひませんが、自主的平和統一への方向からは逆に離れていく、乖離していく、そういう方向性を出されたのではないかと、非常に大きな心配があるし、そのことに對して、我が党の嶋崎議員が我が党の朝鮮対策特別委員会を代表して使節団で行きましたが、向こうでは非常に不愉快の念を示された、そういうようなことがまさに自主的平和統一を支持するという立場からは出てこないはずであるというのが北の、朝鮮民主主義人民共和国の考えである。そういう点を踏まえてこれから賢明な、賢い、クレバーな選択をしてもらうように。この問題だけをやっていいますと肝心の防衛問題の方をやらなくなりますが、きょうはそれだけでこの論議をどうもしますが、どうぞひとつ日本政府が言ってきた自主的平和統一を害さないように、その方向に向かうような施策というものを、そして、友好への一歩前進というものを具体的な姿で一つ一つ出していくような方向で外務大臣としてもお考えいただきたい、このことを要望して、きょうはお帰りのいたいて結構であります。

もう二日間やっておりまして、前に何人かの皆さんが随分質問をされました。今度の防衛二法も、幾分でも、少なくとも自衛隊を増強して充実

させていくということであり、常識的に考えれば、軍備を少しでもふやしていく方向である、こういうような内容になっているわけでありまして、自衛官の数をふやす、あるいは予備自衛官の数をふやす、こういうことであります。そのほかまた、中期防に從つていろいろ兵器、装備等の質的改善等を図っていく、こういうような方向にあることは間違いないわけでありまして。

今国際的な情勢は、随分皆さんからも言われましたけれども、本当に米ソ対立ということ、あるいは対決と言つてもいいでしょう、そういう時代の終えん、冷戦構造というふうなもの、終わつて、そして人類は共存共生の時代に入った。その背景にはいろいろ経済的要因もある。また、核抑止力に頼つて、核抑止力は結局は巨大な軍事費を支出して、お互いもう経済的に耐え得るぎりぎりまで来てしまった。そういうようなことで、国の資源の配分というふうなことは環境問題が今非常にクローズアップされてきている。そういうようなものを含めて、人間尊重という立場に立つたら、国民大衆の、グローバルな意味では人間そのものの生存を脅かすような時代をつくってしまった。その根源に軍事産業、科学技術の発展というふうなものなんかもあって、しかもそれを支える経済的な力はもう限界に達した。

かつて世界を支配したドルの力もはや、三百六十円から今や、きょうあたりは百四十二円ぐらいいですか、そういう状態にもなっている。ひところは百二十円台あるいは百十九円台までドルの価値も下がる。しかも、かつての対外債権国、八千億ドルと言われたような巨額の対外債権を持ったアメリカが今や逆に五千億ドルもの対外債務を持つ世界最大の債務国に転落したというふうな状況、そしてまた社会主義で国を立て、共産党の一元独裁的な政治体制を築いてきたソ連も、アメリカとの対抗というふうなことで軍備増強に次ぐ軍

備増強を続けてもはや耐えがたいところに来て、しかもこれ以上経済の停滞は許されない、国民生活をもっと豊かにしなければならぬという要請、そういうもので、国の限られた資源を軍備に向けるか、国民生活、福祉に向けるかという決定的な土壇場まで来たといふような状況まで来てしまった。

そういう中からINF合意が生まれた、そしてまたSTARTも、少なくとも半分ぐらいに減らそうじゃないか、地上軍もそれぞれ減らそうじゃないかということが米ソ両方から言われている。そして、軍事費もそれぞれに削減しようということがそれぞれの大統領あるいはゴルバチョフ書記長、こういうようなところから提案をされている。そしてまた、ここ数年、毎年一遍ぐらいは両方の首脳が会つてお互いの信頼を高めていく、CBMというのですか信頼安全醸成措置というふうな段階を迎えている。そういう中で、ひとり日本だけがここ数年五％以上、六％、七％に近い軍事費の増大を計上をしている、こういうことについて防衛庁長官としてどんなふうに御所見をお持ちですか。

○松本国務大臣 広瀬委員御指摘のとおり、世界は大きく動こうとしております。冷戦構造も終わりを告げようとして、特にヨーロッパにおきましてはNATOとWPOの対峙というものが大きく変貌しようとしていることは事実でございます。世界の流れは軍縮と対話の方向に行っていることは事実でございます。

ただ、人間の社会というものは、やはりきょうからきょう、きょうからあすへと歴史が流れておるわけでございます。一瞬にして舞台が百八十度変わるということはなかなかないわけでありまして、とりわけアジア・極東におきましては、そういう欧州に起こつておる大きな流れが一日も早く実現をして、そういう文字どおり平和な姿が現

出することを期待するわけでございます。しかし、まだまだ極東の実態はそこまで行かないわけでございます。期待と現実、理想とありのままの姿というもののギャップは抜かたないものがあるわけでございますので、そういう中であつて、私たちがいたしましては、いかに防衛政策を樹立し、対処していくかということが課題になるわけでありまして。

そして、その際どうしても御理解いただかなければなりませんことは、日本の場合、五十一年のあの大綱というものに基づいて、専守防衛に徹するにしても最小限の程度までは自衛力を持たなければやらない、こういう考えで来ているわけでございます。せめてその水準に達するた

めに最後の努力をしているというのが今の姿でありまして、平成二年度の予算が実現確保できればおおむねその水準に達すると思ひますが、そういうことで、大きく増強するというよりは最小限のところに到達するためにおくれながら走つておる、歩いておる、それが今の姿でございます。どんどん増強しているという側面をこらんなるかもしれないませんが、ゼロからスタートした日本としてはまだまだ十分どころまでいってない、十分どころまで到達しようとして努力しているところであるということの御理解をお願いしたいと思ひます。

○広瀬委員 お答えが懇切丁寧であつたわけでございますが、今国際的な軍事費の比較で、いろいろ物差しの違いや何かで比較はしかく簡単ではないと思ひますけれども、最近では米ソを除いたらその次は日本の軍事費が一番高いのじゃないか。これはNATO方式で軍人恩給などを入れるとか入れないとかいう議論があつたり、また為替相場の変動による計算の難しさなんかもあるだろうし、あるいは武器、兵器等の中身にもよるだろうが、少なくとも軍事費として支出をするもので

す。日本は経済大国になつても軍事大国にはならないのだというのはいさし認める、日本の政界、国会においても常識になつて言葉だと思ひます。しかしながら、二億三千万と二億六千万、人口的にもほぼ拮抗するような米ソに次いで軍事費が多いのは日本だろう、もうイギリスを抜いたというようなことが言われているわけです。いろいろな比較があつて、第六位だといふ説もあつたりしますが、防衛庁としては世界第何位と理解をしておるのですか。数字をもつてお示しをいただきたい。

○藤井(一)政府委員 お答えいたします。ただいま先生から日本の防衛費が先進国第二位、世界で第三位というふうな御発言がございましたが、これは先般発行されました「ミリタリー・バランス」の本文に書いてある数字でございます。なお、同じ「ミリタリー・バランス」の巻末の防衛費の比較におきましては、日本の数値は第六位というふうになつております。

先生もおっしゃいましたように、各国の国防費の比較といふのは、定義、範囲それぞれ異なつておりました、何をもちて比較すればいいかといふことがなかなか困難な問題でございます。私も今までは「ミリタリー・バランス」のい

るような比較をもつてお答えを申し上げている、こういう状況でございます。

○広瀬委員 私もあつちからこつちからいろいろ資料をあさつて調べてみたのですけれども、一九八八会計年度各国通貨による金額といふことで、防衛関係費三兆七千三億、旧軍人恩給費一兆五千九百八十九億、海上保安庁千二百五十三億、NATO方式で言えばこの三つを全部足したものが広い意味で軍事費といふことで、イギリスなどもそういう中に含まれているし西ドイツでも、それと五兆四千二百四十五億になる。これ

を仮に百四十四円で換算をいたしてみますと三百八十七億ドルになるわけです。米ソはけた違いで大きいわけでありまして、アメリカが二千八百六十億、ソ連は二百何億ドルといふような公式的なソ連発表があつたようでありまして、ゴルバチョフさんが実際には三・八倍を出しているのだというように訂正をされて七百三十三億ドル、ドルに直しますと千二百九十億ドルといふまじにけた違いの大きさになるわけでありまして、イギリスは軍人恩給費などを含めて日本に直せば四兆五千三百五十億、これをドルに直せば三百五十七億ドルだ。先ほど私が申し上げた三百八十七億ドル、百四十四円で計算してもそのくらいになるということになれば、軍事費の支出ではもうイギリスを抜いた。同じように計算して西ドイツは三百五十億ドル、フランスが三百五十四億ドル、イタリアが百九十一億ドル、こんなことになりました。世界の経済的な大国を上位から出して見て、こういうふうな結果になるという数字もあるわけなんです、もう一遍この数字についてどこかおかしいところがあつたら御指摘をいただきたい。あなた方は、こういうふうなことで世界の主要大国のドル換算の軍事費はほぼこんな順序かなといふことを肯定されますか、否定されますか。

○藤井(一)政府委員 ただいま先生のお述べいた

だきました数字でございますが、防衛関係費に旧軍人恩給費、海上保安庁の経費を足しますと五兆六千三百二十億、となつていふのは、そのとおりでございます。ただ、NATO定義が果たしてそれで正しいのかどうかということに関しましては、実はNATO定義そのものが秘になつておりまして私も詳しくわかりません。おっしゃいますように、NATO定義の議論をいたしますときに軍人恩給費とか準軍隊と申しましようか、そういう経費を合わせて議論されることが多いわけ

でございますが、果たして今申し上げましたような経費を足したものがNATO定義と一致するかどう

うかということ、実は私もわかりません。それから、あえて申し上げますと、諸外国のNATO定義の場合には恩給費の一部が入つてい

ようでございますけれども、我が方の場合、自衛隊と旧軍隊というのは一応関係がないという

ようなこと、また、NATO定義の中でも、すべての恩給費でなくて、どうも職業軍人の恩給費ではないのだからかといふ考え方もあるようでございます。それから、準軍隊に關しましては、我が国の場合、海上保安庁は法律で軍隊の機能を営まないといふようなことが書いてございまして、こうしたものを足してNATO定義として各国と比較することが果たしていいかどうかといふ問題がござい

ますが、数字だけで申し上げれば、ただいま先生のおっしゃいました数字は我々の持つております数字と合致しているものでございます。

○広瀬委員 この数字のとり方は、私もイギリスでは軍人恩給費を全額入れてゐるのか、あるいはどういふ限定条件があるのかをこまめに詳しく調べておるわけじゃないから、結局この論争は若干水かけ論的なものにならざるを得ない要素を最初から持つてゐるわけです。日本が世界一の高物価の国であるといふようなこともあつてい

るかもしれないという気持ちもあるのです。しかし、少なくともこういうような数字が日本の学者や評論家の人たちなんかから出てくるというやうなことが最近相対的に多くなつてゐる、また、アメリカあたりの見解なんかもそういう認識を持たれてゐる。したがつて、今までアメリカはソビエトを対決する存在、相手としておつたわけでありまして、むしろ日本こそが脅威であるといふやうに感ずるやうになつてゐる。これは主として経済の面だろうとは思ひますが、今、日米安保条

約があつて、アメリカのブレゼンズによつて平和が保たれておるのだという認識も国民の間にもあるわけでありますから、それらの点は譲るにいたしましても、今相當な軍事大国になりつつあるのではないかと、今疑ひは國民がもう持ち始めています。そう思つて差し支えないだらうと思ふのですね。

そこで、私はいつもこの防衛二法審議の際に日本国憲法を引き合いに出すわけでありますが、これは単なる理念論争と一笑に付きないで、やはり防衛庁長官にも真剣に考えていただかなければならぬ問題だと思ふのです。これは、経済大国になつても軍事大国にはならないのだ、そして平和憲法の前文に基づいて日本は国際的信義に依拠して、人類の生存、国民の生々發展を期するのだと

いうことが言われているわけです。そして第九条を持っているわけでありす。第九条は、少なくとも戦争の放棄そして非武装、戦力の放棄、こういう内容だと思ふのですね。しかし、少なくとも今世界は主権国家時代で、その独立の主権国家である以上は、やはり自衛権というもののは当然あるだらう、これは憲法も否定するところではないという、言うならば解釈憲法ということで、我々違憲説をずっと長いこととってきたわけでありすが、しかし、我々もこうして国会で参加をして自衛隊法あるいは防衛庁の法の審議をしているわけでありすから、法的に存在をするそういう自衛隊である、防衛庁である、こういうような観点はすっかり踏まえておるわけでありすけれども、やはり憲法前文を何回読んでも、九条を何回読んでも、どんどん軍備をふやして——専守防衛という枠があったり、あるいは非核三原則があったり、こういうものを国是としていくんだという、そういうものなんかも実はそういう点から出発をしているのじゃないか。これはやはり憲法が明文をもって自衛権を認めているわけじゃない、解釈

上そういうことが許される。こういう立場だろう
と思うのですね。

したがって、そういうところからいえば、これはもういろいろなところで政府も言っているわけですから、節度ある防衛力。一％枠を突破したときの閣議決定をした後、官房長官談話が出ているわけですが、一専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであります。我が国の方針は、今後とも引き続き堅持する所存であります。これは当時の後藤田官房長官だったと記憶しておりますが、こういうことが基本だろうと思うのですね。

したがって、憲法が平和主義に徹して、非武装、戦力を持たない、戦争を放棄する、自衛戦争だからいんだということは解釈上出てくるものであるということ、それも専守防衛の枠の中でのいうようなおのずからなる枠というものがそういう中から設定されてきている。そういうものは防衛庁長官としてはしっかり踏まえておいていただきたい。そういう希望を私は申し上げざるを得ないわけであります。世界情勢がここまで緩和の方向、そして対決から共存、共生、そして人類の生き残り、そして力があつたら地球環境をそのために守つていこうじゃないか、その方にむしる国家的資源配分をしなければ人類は生き残れないぞというところまで来た段階において、もう一遍憲法の原点を読み直すというか、認識し直すというか、自衛隊の存在自体も、そういう角度を常に忘れない、そういうところが必要だろうと思うのですが、その辺、長官からお伺いをいたしたいと思います。

○松本国務大臣 委員御指摘のとおり、我が国の防衛政策、専守防衛に徹しまして、憲法を遵守し

ながら、経済大国にはなつてまいりましたが、絶対に軍事大国にはならない、この信念には変わりはありません。

一言申させていただきますと、ことしの一月です。総理府が世論調査をやりまして、国民がどの国を軍事大国と思っているかという調査をしたのですが、ソ連については八八％が軍事大国と考えております。アメリカについては八五％、中国については二二％が軍事大国だと言っております。ですが、事日本につきましては六・五％でございます。大方の国民も日本の現在の姿というものは決して軍事大国ではない。あるという方が六・五というのは少ないということでございます。まして、国民の皆様も今の自衛隊の姿が節度ある中で整備されているという御理解をいただいているものと考えたいわけでございます。そういう意味で、絶対に今後軍事大国への道は進まないというところだけは、委員御指摘のとおり憲法を熟読しながら拳拳服膺してまいりたいと考えております。

○広瀬委員 今松本長官は、軍事大国とは思っていないという人が九三%だ、こういうことを言われましたが、それを余り引用されてはいかぬのじやないかと私は思うのですね。

実は、これもまた論争をしたら切りのないところだと思ふのですけれども、最近防衛白書を出されました。私も質問するに当たって一生懸命読んでみました。特に前段のところで「極東ソ連軍の軍事態勢と動向」、日本の自衛隊はやはり対ソ脅威あるいは上陸、侵攻というようなこと、仮想敵国と言わないまでも、事象上は少なくともそれを目標にして組み立ててこられた、そういう認識はひが目の認識ではないだろうと思ふのですね。

そこで、防衛白書が果たしている役割というものの、これはやはり正確でなければならぬだろうと思うのですね。ところが、強調し過ぎているとい

う点が最近良心的な軍事評論家等からは指摘をされておりますね。一つの資料を用意してみました。一九八〇年から一九八九年まで。防衛白書では主要水上艦艇、これは一九八三年からしかございませんが、順繰りに、八十五隻、八四、五、六年は九十隻、そして八七年に九十五隻、一九八八年には百隻、一九八九年も百隻、こういうように白書には出ているのです。

それで、次には潜水艦、一九八〇年で百三十隻と推定をしている。そして原子力潜水艦はそのうち六十隻である。八一年がちょっと数字がないのですけれども、一九八二年には百三十五隻、原潜六十五隻。八四年まで同じですね。そして八五年になると、潜水艦百四十隻、原潜七十隻。八六年も同じと推定をしている。八七年では百四十隻、原潜が七十五。八八年同じく、八九年も同じく、こういうように白書には書いてあるわけですね。これだけずっと明確な数字を示しておるわけですよ。

総隻数では、七百八十五、八百、それから八二年がちょっとなくて、八百二十、八百二十五、八百三十五、八百四十、八百四十、八百四十五、八百四十隻、こういうように総隻数を挙げておられる。

アメリカの「ソ連の軍事力」、米国防省で出しておるはずであります。が、アメリカの国防省が出しておるのでは、これは八三年以前はちよつと資料がないのですけれども、八四年、防衛庁の見積もりの水上艦艇九十隻に対して八十九隻、八五年では八十七隻、八六年は防衛庁見積もり九十に対して八十五、八七年は九十五に対して八十六と見ておる。それから、八八年の百隻に対して七十七、八九年は百隻に対して六十九隻、こういうように見積もつておるのですね。

潜水艦になると、またこれも大分差があります。一九八五年からの数字を挙げますと、防衛庁は百四十隻と言っているが百三十四隻、そのうち

彈道ミサイル潜水艦が三十一、通常目的潜水艦が百三隻、こういうふうに言っております。同じように八十六年百十五隻、二十五隻、九十隻、八十七年では百二十隻、三十二隻、八十八隻、一九八八年では百四十隻に対して百二十二隻、そして原潜七十五に対して三十隻、通常潜水艦が九十二隻、八十九年では全体で百十八隻、彈道ミサイル潜水艦が、これは核弾頭の載ったものという意味だろうと思いますが、二十六隻、そして通常潜水艦が九十二隻、こういうような見方も出しておるのですね。

そして総隻数についても、一九八三年でも五十五隻の差がある。さらに八四年度では十九隻の差がある。自衛隊の防衛白書の方が多く見積もっているわけです。八五年度は二十五隻余計に見積もっている。八六年はこれはまた大変な差が出まして、四百三十隻の違いがある。八七年では、これがまた四百二十三隻の違いがある。アメリカの方が見積もった方がうんと少ないわけです。そして八八年が四百二十一隻の差があるわけですね。それで八九年度ではこれがさらに開いて、防衛庁の白書にあるのは八百四十隻だけれども、アメリカの「ソビエト・ミリタリー・パワー」というその見積もりは二百六十二隻である。これは約六百隻もの差がある。五百七十八隻の差がある。これはもうべらぼうに差が出ているのですね。

それで、「ミリタリー・バランス」なんかでも相当な差が見られました。一言言っていると時間がかかってどうしようもありませんからこれ以上言いませんが、「ミリタリー・バランス」における数字とも大変な差があるのですね。それからジェーン海軍年鑑等を見ましても大変な差が見られます。こういうようなものは一体どっちを我々は信頼したいのでしょうか。こういうものがちゃんと出ているわけですね。

したがって、松本大臣がおっしゃられた九三%は日本は軍事大国だと思つてないというの、ソビエトの戦力、ソビエトの極東に対する配備あるいは全体的な軍備の陸海空にわたつての内容とい

うものが非常に誇大に宣伝をされている、書かれているということがあるのではないかと。そういうようなところは、これは先ほど長官がせっかく言明されました認識とこの防衛白書のソビエトの軍事力に対する見方というものが余りにも、意図的とも思えませんが、意図的に、こういう脅威があるのだからもっともと軍備をふやさないといかぬのだというところを国民の間にいつの間にか浸透させようという意図が働いておるのではないかと。そうしてまた、そういうことで予算獲得のためにプラスになるといふようなところがあるのじゃないかと思うのです。

そのほかいろいろな兵器の部分で資料は大分あるのです。アメリカのSMPとか、いわゆる国際戦略研究所の「ミリタリー・バランス」だとか、ジェーン海軍年鑑だとか、そんなところを見ただけでもこういう差がある、その辺のところは一体どうなっているのかと疑わざるを得ないわけなんです。その辺のところをひとつはつきりさせてください。

○小野寺政府委員　ただいま委員から防衛白書における極東ソ連軍の軍備力が非常に過大に見積もられていないかという御質問でございます。すけれども、防衛庁におきましては極東ソ連軍、一般にソ連軍の軍事力につきましては、公開の各国の資料、先ほど委員の方からも御指摘されたいろいろな資料を参考にしつつ、また、我々の持つております情報等を総合いたしまして判断をしております。防衛白書に記載しているわけでございます。決して意図的に誇大に数字を挙げているというところはございません。

先ほど、委員から、特に米国防務省が公開いたしております「ソビエト・ミリタリー・パワー」との比較でいろいろ数字を挙げられました。私の聞き取れました範囲ではその数字というのは、私もそのとおり数字かと思つてます。その中で、一つまずお断りいたさなければいけませんのは、「ソビエト・ミリタリー・パワー」にいたしましてはジェーン海軍年鑑にいたしまして、それから

イギリスの戦略研究所が出しております「ミリタリー・バランス」も、これらのいずれの資料も、挙げられている数字については時々その基準の変更が行われております。すなわち、艦船についてはいかなる艦船を含むかというようになるといふ基準の変更が行われておまして、それが実際にその公刊物の中に注として書いてあることもよくございます。例えば「ミリタリー・バランス」の場合には、非常に年々変わつてくるので、前年と比べるの仕方が変わつてきているので、前年と比べるから数字が上がった、下がったというように形の評價には適していないということがわざわざ断つてございます。したがって、一覽表として、この年には白書はこう、SMPはこう、ジェーンはこうという比較は、必ずしも的確な結果が出るということにはならないということではないかと存じます。

それから、特に「ソビエト・ミリタリー・パワー」との比較をいろいろなさいましたけれども、恐らくこれはその艦船を数える場合の基準の違いによつて生ずる差かと存じます。我々の方としても、米国のいかなる基準に基づいて船を数えているかというところは必ずしもわかりません。これはいづれも具体的な点になりますと秘になつていくわけでございます。

例えば、一つは水上艦、主要水上艦の定義自身ものが恐らく違つていふふうな思われまふ。あと、存在する船、これがあるかないかという点とは比較的簡単にわかるかと思つていただけます。その船がどういふステータスにあるかという点、ここに非常な差があり得るわけ、その評価の差ということがアメリカの資料と日本の資料との間に差が出てくる一番大きな原因ではないかと思つてます。

ちなみに、先ほど外国の公刊の資料は過去等において比較するのは必ずしも適当ではないと申し上げましたけれども、日本の防衛白書の方は基準を一定させて、基準を変更しないでずっと計算をいたしております。したがって、防衛白書の場合

は過去との比較は可能であるといふふうに申し上げたいと思つてます。

潜水艦についても全く同様のことかと思つてます。潜水艦につきましても、彈道ミサイル潜水艦といふのは米ソ間のSALT交渉に基づくはっきりした限定がございますので、この数については一般的にどの国においても差は出てこないかと思つてます。原子力潜水艦自身についても日本とアメリカの評価においては余り差がないような気がいたします。ですから、むしろ通常型の潜水艦において、艦はあつたけれども、その艦がいかなるステータスにあるか、実際に実戦的に部隊に配備されているかどうか、予備艦として港に置いてあるかどうか、そういうようなところから差が出てくるのではないかと存じます。

○広瀬委員　いろいろ工夫、苦勞をされて数字を出しておられるのだと思つて、執筆をされる人も、どういふところからどういふ的確な情報をとつて国民に正しく知らせるか、こういうことではなければやはり白書の意味がないと思うのです。本当にどれだけの脅威があるのか、脅威の目標になつていふソビエトの極東軍備配置はどうなんだという点についても、少なくともゴルバチョフ以前のソビエトならばそういうことであるけれども、ソビエトも最近では極東における軍備も全体的な軍備縮小の中で減らしますというところも言つておるのです。

さつきは艦艇の問題を取り上げましたけれども、極東ソ連の「航空戦力は、着実に増強されておる」と五十ページに書いてあります。その点をやはりSMPの数字を見ますと、戦術航空機は千二百機であり、SMPの八四年版の千八百四十機に比し三五%減になつていふ。海軍機数は、五年前が四百四十機、今日四百八十機、これは若干の増。爆撃機は、全ソ連で当時八百五十機、今は八百六十機、これも少しふえているというふうなことがあります。

また、SMPの数字によりますと、ソ連の航空機生産量は十年前に比べはるかに少ない。表で

は、一九八六年から八八年の平均で年約六百八十機。戦闘機生産、一九八〇年前は千三百機と言っていた。

こういう資料なんかから見ても、数字が少し正確を欠くというが、ソビエトの軍実力に対する過度の警戒心を国民の中に起こさせようというところでの作為があるのではないかと疑われる面があるわけですね。この辺の航空機の問題についてもちょっと簡単に答えてください。

○小野寺政府委員 委員御指摘のとおり、航空機につきましても、防衛白書と「ソ連の軍実力」の間に差が出てきていることは事実でございます。ただ、「ソ連の軍実力」におきましては、極東ソ連軍の作戦機について戦術航空機と海軍機との機数を掲載しております、その細部、内訳について明らかにしていないわけでございます。それがどういふものを含んでいるのかということがはっきりいたしておりません。一方、白書におきましては、極東ソ連軍の作戦機として爆撃機、戦闘機、哨戒機の機数を挙げておられます。これは恐らく、アメリカ側のその資料の中には入っていない飛行機というのがあることによつてそういう数字の差が出てきているものと思えます。我々としては決して過大に評価しているものではなくて、非常に良心的に数えたものを掲げているつもりでございます。

ソ連の航空機の生産状況について、これは我が方は確たる情報、独自の情報は持ち合わせておりません。しかし、その航空機の生産が減ったとしても、これが配備の減に直結するかどうかというところは、必ずしもそういうことではないのではないかと存じます。

○広瀬委員 話題を変えますが、F S X交渉が終つてもう実行段階に入っているのじゃないかと思ひます。この交渉につきましても日本の立場から見ると、金は一〇〇%日本が負担をする、日本の技術は全く無償でアメリカに渡します、アメリカの技術には特許料、ライセンス料を払います、日本は得た技術を他に転用はいたしません、そう

いうように縛られている。アメリカは、自由自在に日本の技術を転用いたします、アメリカは技術提供に制限を加える、こういう内容で、これはいかにも日本が一方的にアメリカから押しまくられて、新しい次期支援戦闘機をつくるに当たつてのアメリカとの技術交流——日本は武器輸出についても非常にシビアな態度をとっておりまして、アメリカにだけしか認めないはずであります。これは安保条約のおかげであるのでしょうか。しかも、日本から出した技術がそういうような条件のもとで開発をされ、日本の技術を含んだ航空機が第三国にどんどん輸出をされていく、そしてアメリカはそれですでに利益を得る、こういうようなことになっておられるのではないかと疑いがある。我々聞いておられるわけなんです。その辺のところの進行状況、そういうものがどうなつておられるのか、そして今私が指摘した問題はまさにそのとおりなのか、この辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○鈴木(輝)政府委員 御答弁いたします。

先生お尋ねの件は、先般行われましたクラリフィケーションのことをお尋ねと思ひます。クラリフィケーションにつきましても、米国防府が国内手続に基づきます対日技術供与にかかわる通告を進める過程で、F S X合意を円滑に実施するために取り決めたしましたものを米国防府が日本政府にクラリフィケーションを要請してきたことを受けまして、日本政府といたしまして、米側の事情を踏まえて話し合いを進めてきたものでございまして、既存の取り決めに加えて、これはM O Uでございますが、新たな合意を行つたり、その取り決めの変更や修正を行つたというものでございませぬ。このような意味合いにおきまして、先生おっしゃいますように日本側が譲歩したというところにはなつていないと考えております。

○広瀬委員 例え日本から提供したF S Xの技術、こういうようなものは、アメリカでそれを使つて戦闘機をつくつて、さらに営利会社でやるわけですから、その日本からの高度な技術をそのま

ま航空機に使つたものを諸外国に売るといふようなことは、ちゃんときちつと制限されておるのですか、そんなことはないのですか。

○鈴木(輝)政府委員 日本から提供いたします技術につきましても、M O Uにもはつきり書かれておられるわけですが、武器技術供与の枠組みの中で供与されるということになつております。武器技術供与の枠組みで供与されるということとは、それを他の目的に使用とか第三国に移転すること、あるいは場合によっては協力が行われるということが規定してありますので、先生がおっしゃいますように、自由に無制限に使われるというふうには考えておりません。

○広瀬委員 改めて協議するということなんですすが、その際また押し切られるんじゃないですか。

○鈴木(輝)政府委員 そのときは、米国防府に要請を受けました段階におきまして、その武器技術供与の趣旨、それから日米共同開発の趣旨を踏まえて、慎重に判断していくことになるかと思ひます。

○広瀬委員 その際にはまたアメリカの強力な力によつて、日米安保条約でおまえた米軍のプレゼンスによつて、また、共同作戦やガイドラインに基づくそういう方向で恩恵を受けているんだからという立場で押し切られてしまふおそれがある、そうなるのであれば武器輸出三原則等に触れることにもなるのではないかと、そういうふうに思ひます。

この武器輸出三原則だけではなくて、我々いつも関心を持つておられるのは非核三原則、これが二、五分の一だとか言われておられるわけですが、タイコンデロガが沖縄の海岸近くに水爆を落としたり、そのままだよ同様なものを積んでおつたに違いないものが横須賀に入港した、こういうようなことが新聞でも大々的に報道されたわけでありまして、その辺のところの事実関係というものはどうなつておられるのでしょうか。その船が同じ時期に来たということなんかきちんと確認をされているのでしょうか。

○日吉政府委員 本件は外務省の所掌でございますので外務省からお聞きいただけたらよろしいかと思ひますが、日本側は非核三原則に基づきまして、米側がもし核を持ち込みます場合には米側から事前に協議が求められて日本側の同意を求められておられるというふうな形になつておられると聞いております。

○広瀬委員 これはまた外務省に改めて聞くことにいたしました。

もう時間もございませぬので、最後に、先ほど憲法論争を長官との間にいたしましたけれども、そういう立場で、世界の情勢、特に国際政治の枠組みが全く変わつて冷戦構造が終えんした、こういう認識のもとで米ソがあそくまで突っ込んだ和解、そして軍縮の交渉に入つておられる、そして私の立場からすれば、ソビエトも今までのような脅威にはなつてこないであらう、これは信頼醸成措置ということが国際政治の舞台で非常に強く叫ばれているようでありまして、やはりそのためにはお互い同士触れ合い、話し合う、こういうことをやつたらいいと思ひます。

きょうの新聞のトップに、これは日経でしたか、ソビエトの極東に日米欧三国の合弁会社を設立して石油化学の大プラントをつくらうといううなことも計画されているのですね。今までだつたら、ソビエトの力をあつて軍事的脅威に結びつく、したがつてそういう方向はできなかつた、そういうことが現に行われる時代に入つてきた。ソビエトも、決定的な軍事大国、しかも極東からどんどん軍備を増強しているんだという方向、そういうようなものではなくて、これとの間にもやはり信頼関係を醸成するといふような立場で、過般の極東海軍のソビエトの演習に招待を受けたがこれは実益が何もないだらうというところで断られるというふうなことなんだけれども、やはりそういうところにもどんどん出ていく、これは得るものがある、同じようにお返しをしてこちらにも来てもらつたといふことには日米双方からの反発があるかもしれぬが、そういうよう

なことだつてやつていく。信頼醸成ということがこれからの共存共生の人類が生きて残る道。軍備拡大によって、国民の豊かな暮らしというものが、福祉ができなくなるというそういうぎりぎりのところまで来たような中で、ペレストロイカあるいはグラスノチ、そういうような政策が本物として定着している。今まで完全な支配体制をとって定着した東欧に対しては何らの武力行使もしないし、それをちゃんと理解をしながら眺めている今日のゴルバチョフの政権、もうソビエト自体がそこまで経済的にどうにもならない事態にきているのだらう、したがって、もう全部発想を転換して新思考でやつていこうとされている。そういうようなものとの間にもっともつと軍備で対抗するということがいつたら、やはり日本も、これはもう先ほどから軍事大国になったかどうかについて若干のすれ違いはあるけれども、そういうことになつて日本自身がまた経済的に今の繁栄を続けることができない、国民の側からの不満がうっせきをするというようなことにもなりかねない日だつて来ないとは限らぬわけでありませう。早目にそういうものから脱却をして、そして本当に世界人類全体が生きて残る、サバイバルのための環境保全というようなところに国の貴重な限られた資源を使つていくという方向にぜひひとつ進めていただく。そのためにはやはり節度ある防衛力。その根拠には、少なくとも憲法の明文からは自衛隊の存在を認定するという方向は出てこない。これは解釈上さうだし、法的存在であることは認めるけれども、そういうものと考えるわけだ。したがって、そういう点で非常にその原点を踏まえた対応というものを弾力的にとつていかなければならぬだらう、こう思うのですが、最後に長官の御見解を聞かせていただいて、時間が参りましたので、終わりたいと思います。

○松本國務大臣 委員御指摘のとおり、まず今進んでおりますヨーロッパにおける対話の進展、軍縮、平和への前進が一日も早く速いテンポで進むことを期待し、その流れが世界の動きが極東・アジアにも及んでくることを切望してやまないわけでございます。おっしゃるように、日本とソ連、海を隔てて近い国でありますから、信頼関係の醸成はもちろん大事でございますが、そのために、四十数年來の懸案であります北方四島の返還問題を処理して、日ソの間に平和条約が結ばれ、また一方で極東に二十数年間にわたつて、それ以上になつて蓄積されたソ連の軍勢力というものが目に見えて激減しまして、我々もそれに対応して軍縮の方向に向かつて大きく巨歩を進めることができますように願つてやまないところでございます。そういう理想がアジア・極東に訪れる日が一日も早いことを祈りつつ進んでまいりたいというふうに考えております。

○広瀬委員 終わります。

○吹田委員長 御苦労さまでした。

次回は、明十二月一日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十四分散会

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 二千円

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千円

ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 六千二百円

ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 八千三百円

ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万四千五百円

ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万二千五百円

ト 使用距離が片道三十キロメートル以上である職員 一万四千六百円

第十二条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「二万二千円」を「三万円」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条之二 官署を異にする異動又は在勤する官署の移動に伴い、住居を移動し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移動の直前に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額額は、二万円（人事院規則

で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、一万八千円を超える範囲内で交通距離の区分に応じて人事院規則で定める額を加算した額）とする。

3 検査官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移動し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の三第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第十九条の四第二項中「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては」を削る。

第十九条の六第一項中「から第十三条まで」を「第十二条、第十三条」に改める。

第二十二條第一項中「二万八千七百円」を「二万九千六百円」に改める。

附則第十三項中「昭和七十二年十二月三十一日」を「平成八年十二月三十一日」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 103,400	円 126,300	円 146,600	円 177,800	円 193,900	円 212,200	円 230,100	円 249,500	円 280,000	円 315,100	円 359,300
2	106,600	132,100	153,700	185,800	202,300	221,100	239,100	258,900	291,500	327,400	374,300
3	110,000	139,000	161,000	193,800	211,000	230,000	248,200	268,400	303,000	339,800	389,400
4	113,500	146,500	168,400	202,100	219,500	238,900	257,300	278,100	314,600	352,200	404,400
5	117,300	153,200	175,900	210,700	228,000	247,800	266,600	288,000	326,300	364,700	419,400
6	121,700	158,700	183,400	219,100	236,400	256,700	275,900	297,800	338,000	377,300	434,400
7	126,300	164,200	190,600	227,300	244,700	265,600	285,300	307,600	349,800	389,900	449,400
8	130,500	169,400	197,700	235,400	252,800	274,700	294,700	317,400	361,600	402,400	464,300
9	134,300	174,100	203,900	243,200	260,900	283,800	304,100	327,100	373,300	414,800	478,800
10	137,700	178,500	209,800	250,700	268,900	293,000	313,500	336,900	384,700	426,700	493,200
11	140,600	182,700	215,600	258,400	276,900	302,300	322,700	346,600	395,500	436,800	504,300
12	143,600	186,900	221,200	266,100	284,500	311,600	331,800	356,300	406,300	446,400	511,500
13	146,100	191,000	226,800	273,300	291,800	320,600	340,400	365,500	415,600	454,400	518,400
14	148,500	194,200	231,900	280,300	299,100	329,200	348,000	374,500	422,900	461,900	524,900
15	150,900	197,200	236,800	286,600	305,000	337,200	354,900	381,900	430,000	466,500	529,700
16	152,500	200,200	241,600	292,700	310,500	343,600	361,000	388,800	434,900		
17		203,100	246,000	297,200	315,500	349,600	366,400	393,400	439,800		
18		205,900	249,700	301,100	319,600	354,000	371,100	397,700	444,100		
19		207,900	253,200	304,800	323,500	358,200	375,300	402,000			
20			255,900	307,700	326,900	362,300	379,500	406,200			
21			258,600	310,400	330,000	366,400	383,700	410,000			
22			261,200	313,100	333,200	370,400	387,400				
23			263,800	315,900	336,400	374,400					
24			266,200	318,700	339,500	378,000					
25			268,600	321,400	342,500						
26			271,000	324,100	345,300						
27			273,300	326,700							
28			275,500	329,100							
29			277,700								
30			279,900								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	92,700	128,900	145,100	163,400	188,300	214,400
2	95,500	134,200	151,200	169,700	194,700	221,200
3	98,500	139,600	157,300	175,900	201,000	228,000
4	101,400	145,100	163,400	182,100	207,400	235,500
5	104,100	150,600	169,600	188,300	213,800	243,000
6	107,300	156,000	175,800	194,500	220,300	250,800
7	110,900	161,400	181,700	200,100	226,400	258,600
8	114,600	166,700	187,500	205,600	232,100	266,400
9	118,700	171,900	193,300	211,100	237,600	274,300
10	123,500	177,000	198,800	216,500	243,100	282,000
11	128,900	181,900	204,000	221,500	248,600	289,600
12	134,200	186,700	209,000	226,500	254,100	297,000
13	139,500	191,400	214,000	231,500	259,600	304,500
14	144,600	195,800	218,800	236,500	264,900	311,100
15	149,600	200,100	223,600	241,400	270,100	317,500
16	154,300	204,100	228,300	246,400	275,200	323,900
17	158,700	207,900	233,100	250,800	280,000	330,200
18	163,000	211,600	238,000	254,900	284,600	335,800
19	166,800	215,300	242,400	258,500	288,900	341,200
20	169,800	217,900	246,500	262,000	293,000	345,800
21	172,700	220,200	249,800	265,200	296,900	350,400
22	175,700	222,500	252,700	268,300	300,600	355,000
23	178,500	224,700	255,200	271,300	303,300	358,400
24	181,100	226,800	257,700	274,200	305,900	
25	183,500	228,900	260,000	276,800	308,400	
26	185,700	231,000	262,300	279,400	310,800	
27	187,800	233,100	264,600	281,800		
28	189,900	235,300	266,800	284,000		
29	192,000	237,300	269,000			
30	193,900	239,200	271,200			
31	195,700	241,100	273,200			
32	197,500					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額
1	円 117,900	円 178,900	円 213,200	円 250,000	円 280,000	円 315,100	円 359,300
2	122,200	186,800	222,100	259,400	291,500	327,400	374,300
3	126,800	194,800	231,000	268,900	303,000	339,800	389,400
4	132,700	203,300	240,000	278,700	314,600	352,200	404,400
5	139,500	211,900	249,100	288,400	326,300	364,700	419,400
6	147,000	220,300	258,000	298,100	338,000	377,300	434,400
7	154,500	228,600	267,200	307,800	349,800	389,900	449,400
8	161,900	237,000	276,500	317,500	361,600	402,400	464,300
9	169,400	245,100	285,800	327,100	373,300	414,800	478,800
10	176,800	253,100	295,100	336,900	384,700	426,700	493,200
11	184,200	261,200	304,400	346,600	395,500	436,800	504,300
12	191,300	269,100	313,700	356,300	406,300	446,400	511,500
13	198,400	277,000	322,800	365,500	415,600	454,400	518,400
14	204,400	284,500	331,900	374,500	422,900	461,900	524,900
15	210,200	291,800	340,500	381,900	430,000	466,500	529,700
16	216,000	298,600	348,000	388,800	434,900		
17	221,400	303,800	354,900	393,400	439,800		
18	226,900	307,800	359,300	397,700	444,100		
19	231,900	311,700	363,500	402,000			
20	236,800	315,000	367,600	406,200			
21	241,600	318,300	371,700	410,000			
22	246,000	321,100	375,800				
23	249,700	323,900	379,900				
24	253,200	326,500	383,500				
25	255,900						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	114,600	143,100	168,600	202,800	220,400	239,000	256,800	276,100	305,300	338,200	374,400
2	119,000	150,000	176,200	211,500	229,200	247,900	266,400	285,800	315,100	350,100	386,400
3	123,700	157,100	184,000	220,300	238,000	256,700	276,100	295,600	325,100	362,000	398,300
4	128,900	164,900	191,600	229,000	246,800	266,300	285,800	305,300	335,100	373,400	410,300
5	134,400	170,900	198,900	237,700	255,400	276,000	295,400	315,100	345,100	384,800	422,300
6	139,700	175,800	206,100	246,400	264,100	285,600	305,000	324,800	355,200	394,900	434,400
7	144,100	180,400	213,000	254,700	272,800	295,200	314,700	334,600	365,200	404,800	449,400
8	147,000	184,300	218,700	262,800	281,300	304,800	324,300	344,500	375,300	414,600	464,300
9	149,700	188,000	224,300	270,900	289,700	314,400	333,900	354,500	385,300	424,300	478,800
10	152,300	191,700	229,800	278,800	297,900	323,900	343,500	364,500	395,000	434,000	493,200
11	154,400	195,300	235,000	286,700	304,900	333,400	353,100	374,600	404,500	443,600	504,300
12	156,400	198,600	240,200	294,300	311,100	342,900	362,800	384,600	414,000	453,200	511,500
13	158,300	201,800	244,700	300,000	317,200	352,400	372,500	394,100	423,400	462,700	518,400
14	159,900	204,900	248,700	304,600	323,300	361,900	380,200	403,600	432,500	470,800	524,900
15		207,000	252,400	309,000	328,700	371,200	387,600	412,100	441,400	475,200	529,700
16			255,800	313,300	334,100	377,900	394,300	419,800	446,000		
17			258,000	316,700	339,000	384,200	399,900	424,300	450,600		
18				320,000	342,900	389,600	405,200	428,700	454,700		
19				322,900	346,800	393,900	409,500	433,000			
20				325,700	350,400	398,100	413,600	437,300			
21				328,300	353,200	402,200	417,700	441,100			
22				330,800		406,200	421,400				
23				333,200		410,100					
24						413,700					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 119,500	円 129,400	円 146,100	円 186,600	円 220,900	円 239,000	円 256,800	円 276,100	円 305,300	円 338,200	円 374,400
2	124,200	134,400	154,000	194,700	229,700	247,900	266,400	285,800	315,100	350,100	386,400
3	129,200	139,400	162,100	203,200	238,600	256,700	276,100	295,600	325,100	362,000	398,300
4	134,200	145,800	170,200	211,900	247,300	266,300	285,800	305,300	335,100	373,400	410,300
5	139,200	153,500	178,400	220,800	255,900	276,000	295,400	315,100	345,100	384,800	422,300
6	145,300	161,400	186,100	229,600	264,500	285,600	305,000	324,800	355,200	394,900	434,400
7	152,600	169,000	193,500	238,400	273,200	295,200	314,700	334,600	365,200	404,800	449,400
8	160,200	176,600	201,000	247,000	281,700	304,800	324,300	344,500	375,300	414,600	464,300
9	167,500	183,800	208,700	255,400	290,100	314,400	333,900	354,500	385,300	424,300	478,800
10	175,100	190,900	216,500	263,700	298,500	323,900	343,500	364,500	395,000	434,000	493,200
11	182,100	198,000	224,100	271,900	306,700	333,400	353,100	374,600	404,500	443,600	504,300
12	189,200	205,200	231,800	279,700	314,700	342,900	362,800	384,600	414,000	453,200	511,500
13	196,300	212,700	239,500	287,500	322,600	352,400	372,500	394,100	423,400	462,700	518,400
14	203,400	220,200	246,600	295,200	330,600	361,900	380,200	403,600	432,500	470,800	524,900
15	210,600	227,700	254,000	302,700	338,600	371,200	387,600	412,100	441,400	475,200	529,700
16	217,900	235,200	261,500	310,100	346,200	377,900	394,300	419,800	446,000		
17	224,800	241,800	269,100	317,200	353,500	384,200	399,900	424,300	450,600		
18	231,200	248,500	276,800	324,500	360,100	389,600	405,200	428,700	454,700		
19	237,200	255,200	284,500	331,700	366,100	393,900	409,500	433,000			
20	243,500	261,800	292,000	338,400	370,500	398,100	413,600	437,300			
21	249,700	268,400	299,400	345,000	374,200	402,200	417,700	441,100			
22	255,700	275,100	306,500	351,600	378,000	406,200	421,400				
23	262,000	281,600	313,800	357,400	381,600	410,100					
24	268,200	288,200	321,000	361,300	385,100	413,700					
25	274,200	294,600	327,700	364,700	388,600						
26	280,100	300,900	334,300	368,100	391,800						
27	285,700	307,000	340,900	371,500							
28	291,200	313,100	346,700	374,800							
29	295,500	318,500	350,600	378,100							
30	299,700	323,300	354,000	381,100							
31	304,000	328,100	357,400								
32	308,200	331,300	360,700								
33	310,800	334,400	364,000								
34		337,500	367,300								
35		340,600	370,200								
36		343,300									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	114,600	143,100	168,600	202,800	220,400	239,000	256,800	276,100	305,300	338,200	374,400
2	119,000	150,000	176,200	211,500	229,200	247,900	266,400	285,800	315,100	350,100	386,400
3	123,900	157,100	184,000	220,300	238,000	256,700	276,100	295,600	325,100	362,000	398,300
4	129,500	164,900	191,600	229,000	246,800	266,300	285,800	305,300	335,100	373,400	410,300
5	135,400	170,900	198,900	237,700	255,400	276,000	295,400	315,100	345,100	384,800	422,300
6	141,300	176,600	206,100	246,400	264,100	285,600	305,000	324,800	355,200	394,900	434,400
7	146,300	182,200	213,000	254,700	272,800	295,200	314,700	334,600	365,200	404,800	449,400
8	151,100	187,600	219,300	262,800	281,300	304,800	324,300	344,500	375,300	414,600	464,300
9	155,500	192,700	225,500	270,900	289,700	314,400	333,900	354,500	385,300	424,300	478,800
10	159,600	197,600	231,600	278,800	297,900	323,900	343,500	364,500	395,000	434,000	493,200
11	163,700	202,400	237,500	286,700	305,500	333,400	353,100	374,600	404,500	443,600	504,300
12	167,900	207,300	243,100	294,300	312,400	342,900	362,800	384,600	414,000	453,200	511,500
13	172,100	212,200	248,600	301,000	319,200	352,400	372,500	394,100	423,400	462,700	518,400
14	175,900	217,100	254,100	306,500	325,900	361,900	380,200	403,600	432,500	470,800	524,900
15	179,800	221,400	259,500	311,700	331,600	371,200	387,600	412,100	441,400	475,200	529,700
16	183,500	225,600	264,200	316,700	337,300	377,900	394,300	419,800	446,000		
17	187,000	229,300	268,900	320,500	342,400	384,200	399,900	424,300	450,600		
18	190,000	233,000	273,200	323,900	346,500	389,600	405,200	428,700	454,700		
19	192,900	235,100	276,700	326,800	350,600	393,900	409,500	433,000			
20	195,800		279,200	329,600	354,300	398,100	413,600	437,300			
21	197,800		281,700	332,300	357,500	402,200	417,700	441,100			
22			284,300	335,000	360,300	406,200	421,400				
23			286,900	337,600		410,100					
24			289,400	340,000		413,700					
25			291,900								
26			294,100								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 122,000	円 157,900	円 202,300	円 243,000	円 275,100	円 309,000	円 386,300
2	127,900	165,800	211,700	253,600	285,900	321,600	399,200
3	135,100	174,500	221,300	264,300	296,700	334,200	412,100
4	142,200	183,100	231,000	275,000	307,400	346,800	424,700
5	149,500	191,600	240,600	285,400	317,800	359,100	437,200
6	157,100	199,600	249,900	295,700	328,100	371,200	449,500
7	163,800	207,000	259,100	305,800	338,100	383,100	461,800
8	170,600	214,200	267,900	315,300	347,900	395,000	472,800
9	177,300	221,400	276,100	324,400	357,500	406,500	483,000
10	183,300	228,400	284,100	333,000	366,900	417,300	491,600
11	187,700	234,900	292,000	341,500	376,300	427,800	499,800
12	191,900	240,700	299,400	350,000	385,200	438,200	507,700
13	195,800	246,400	306,800	358,500	393,700	447,600	514,500
14	199,700	252,100	314,100	367,000	402,100	455,900	520,600
15	203,000	257,200	321,300	374,500	409,200	463,500	525,200
16	206,200	262,000	328,400	381,900	415,300	470,500	
17	209,400	266,800	335,200	389,100	421,000	477,000	
18	212,700	270,100	341,600	394,500	426,200	481,700	
19	214,800		345,300	398,900	431,400	486,400	
20			349,100	403,300	436,300	490,900	
21			352,800	407,700	440,700	495,000	
22			356,500	411,800	444,600		
23			359,900	415,900			
24			363,300	419,900			
25			366,700	423,600			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	円 105,700	円 129,700	円 159,400	円 186,300	円 216,500	円 246,400
2	108,400	135,100	165,700	193,700	224,000	253,900
3	111,400	141,000	172,200	201,100	231,600	261,400
4	115,200	147,300	179,000	208,700	238,700	268,900
5	119,600	153,000	186,200	216,300	245,400	276,600
6	124,200	159,000	193,600	223,600	251,800	284,600
7	129,400	165,000	201,000	230,700	257,900	292,600
8	134,800	170,800	208,500	236,900	263,900	300,600
9	140,200	177,000	216,000	243,000	269,800	308,500
10	146,400	183,300	223,200	249,000	275,600	316,400
11	152,100	189,600	230,100	254,700	281,400	324,200
12	157,900	195,800	236,000	260,200	287,300	332,200
13	163,800	201,600	241,900	265,400	293,200	340,200
14	169,300	207,300	247,700	270,400	298,800	347,600
15	174,600	213,000	253,100	275,300	304,400	354,300
16	179,800	218,500	258,300	279,900	309,600	361,000
17	184,800	223,700	263,000	284,100	314,400	367,300
18	189,800	228,700	267,700	288,100	318,800	373,200
19	194,600	233,700	272,200	292,000	322,100	379,000
20	198,800	238,100	276,200	295,400	325,400	384,200
21	201,900	241,800	279,500	298,700	328,700	389,100
22	204,700	245,100	282,600	301,700	331,900	393,900
23	206,700	248,000	285,600	304,500	335,100	397,600
24		250,700	288,200	307,100	338,300	
25		253,200	290,700	309,700	341,300	
26		255,500	293,100	312,200	344,200	
27		257,800	295,500	314,700	347,100	
28		259,900	297,900			
29			300,200			
30			302,400			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(-)

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	121,600	149,400	202,900	235,600	301,400
2	126,900	158,100	211,900	245,900	312,500
3	132,600	166,700	221,000	256,300	323,900
4	139,600	175,700	230,300	266,700	335,200
5	146,800	184,700	239,700	277,300	346,500
6	154,100	193,800	249,200	287,900	358,200
7	161,600	202,800	258,900	298,400	369,800
8	169,400	211,800	268,600	308,800	381,500
9	177,800	220,800	278,300	319,200	392,900
10	186,200	229,700	287,900	329,300	404,400
11	194,600	238,500	297,100	339,000	415,900
12	202,600	247,100	306,200	348,000	427,400
13	210,100	255,700	315,100	356,800	438,900
14	217,400	263,200	324,000	365,400	450,500
15	224,100	270,600	332,900	373,700	462,100
16	230,700	277,300	341,300	382,100	473,400
17	236,900	283,700	349,500	390,100	483,400
18	243,000	290,000	357,600	398,100	493,300
19	249,000	296,300	365,600	405,800	503,100
20	254,700	302,400	373,600	412,900	512,300
21	260,400	308,500	381,200	419,900	520,700
22	265,900	314,600	388,800	426,800	527,000
23	271,000	320,400	395,500	433,000	532,400
24	276,100	326,100	401,900	439,200	537,200
25	280,100	331,800	406,300	444,700	
26	284,100	336,600	409,900	448,600	
27	287,900	340,500	413,500	452,500	
28	291,400	343,900	417,100	456,000	
29	294,100	347,300	420,300		
30	296,700	350,700			
31	299,300	354,000			
32	301,900	357,300			
33	304,400	360,500			
34	306,900	363,500			
35	309,300	366,500			
36	311,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	112,700	140,400	258,300	349,700
2	116,700	148,100	267,800	359,600
3	121,500	155,800	277,100	369,500
4	126,400	163,300	286,500	379,400
5	132,000	170,900	295,700	389,300
6	138,500	178,700	305,000	399,200
7	145,300	186,400	314,300	409,100
8	152,400	194,200	323,500	418,800
9	159,600	201,800	332,900	428,500
10	167,100	209,600	342,300	438,300
11	174,400	217,800	351,600	447,800
12	181,700	226,800	361,100	456,700
13	189,000	236,000	370,100	464,700
14	196,300	245,100	379,100	472,700
15	203,500	254,200	387,900	477,300
16	210,800	263,200	396,700	
17	217,900	272,200	405,400	
18	225,100	281,200	414,100	
19	232,100	290,100	422,800	
20	238,400	299,000	430,600	
21	244,600	307,800	438,200	
22	250,500	316,500	445,600	
23	256,300	325,200	452,800	
24	262,000	334,000	457,000	
25	267,500	342,200		
26	272,800	349,900		
27	278,100	357,600		
28	283,100	365,400		
29	288,200	373,000		
30	291,800	379,700		
31	295,400	386,100		
32	298,900	391,500		
33	302,100	396,400		
34	304,700	401,100		
35	307,100	405,900		
36	309,500	408,900		
37	311,900			
38	314,300			
39	316,600			
40	318,800			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	112,700	121,500	220,800	345,800
2	116,700	127,500	230,200	354,700
3	121,500	133,800	239,600	363,600
4	126,400	140,400	249,000	372,300
5	132,000	148,100	258,300	381,100
6	138,500	155,800	267,800	389,900
7	145,300	163,300	277,100	398,700
8	152,400	170,900	286,500	407,200
9	159,500	178,700	295,700	414,900
10	166,900	186,400	304,900	422,600
11	173,900	194,200	314,000	429,600
12	180,900	201,800	322,300	436,500
13	187,600	209,600	330,600	442,300
14	194,300	217,800	338,900	447,800
15	200,700	226,800	347,200	451,900
16	207,000	236,000	355,300	
17	213,300	245,100	363,300	
18	219,300	254,200	371,400	
19	225,200	263,200	379,400	
20	230,800	272,200	387,200	
21	236,100	281,200	394,600	
22	241,200	290,000	401,200	
23	246,000	298,800	407,300	
24	250,500	307,500	412,400	
25	254,200	315,400	416,600	
26	257,800	323,100	420,100	
27	261,000	330,800	423,500	
28	263,800	338,200	426,500	
29	266,400	345,100		
30	268,800	351,800		
31	271,100	358,300		
32	273,400	364,500		
33	275,500	370,300		
34		376,000		
35		380,900		
36		385,200		
37		389,300		
38		393,400		
39		396,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表四

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	126,300	159,200	202,900	256,300	392,800
2	133,700	167,300	211,900	266,700	404,300
3	141,500	176,000	221,000	277,300	415,800
4	149,400	184,900	230,300	287,900	427,300
5	157,100	193,900	239,700	298,400	438,800
6	164,900	202,800	249,200	308,800	450,400
7	172,700	211,800	259,200	319,200	462,000
8	180,900	220,800	269,200	329,300	473,400
9	189,000	229,700	279,700	339,000	483,400
10	197,300	238,600	290,100	348,600	493,300
11	205,100	247,500	300,400	358,200	503,100
12	213,000	256,800	310,700	369,800	512,300
13	220,500	266,100	320,800	381,500	520,700
14	227,700	275,500	330,500	392,900	527,100
15	234,700	284,600	339,800	404,400	532,500
16	241,500	293,700	349,000	415,900	537,300
17	248,000	302,300	357,900	427,400	
18	254,300	310,600	366,800	438,900	
19	260,400	318,600	375,300	450,500	
20	266,200	326,700	383,400	460,600	
21	271,500	334,800	391,100	467,500	
22	276,900	342,800	399,000	474,000	
23	282,200	350,800	406,100	480,400	
24	287,100	358,600	413,000	486,800	
25	291,500	366,200	419,700	492,400	
26	295,900	373,600	425,200	497,500	
27	299,000	380,800	430,800	501,800	
28	302,300	387,700	434,800		
29	305,400	394,400	438,800		
30	308,600	400,200	442,300		
31	311,700	405,700			
32	314,600	411,200			
33		414,900			
34		418,600			
35		421,900			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	103,500	131,800	210,500	249,300	289,900
2	106,700	139,400	220,200	259,200	301,400
3	110,100	147,800	229,800	269,200	313,000
4	113,700	156,100	239,500	279,200	324,900
5	117,900	164,400	249,200	289,200	336,900
6	123,200	172,800	259,000	299,000	349,700
7	128,700	181,200	268,700	308,600	362,600
8	134,300	189,600	278,300	318,200	375,600
9	141,500	198,000	287,900	327,400	388,600
10	148,800	206,400	297,100	336,500	401,500
11	156,400	214,600	305,500	345,500	414,300
12	164,000	222,700	313,700	354,500	427,000
13	171,600	230,600	321,500	363,400	439,600
14	179,200	238,100	328,400	372,300	452,100
15	186,700	245,600	335,000	381,000	464,500
16	194,200	253,000	341,600	389,700	476,700
17	201,400	259,800	347,900	398,400	488,900
18	208,500	266,600	354,100	407,100	499,400
19	214,600	273,300	360,300	415,600	507,200
20	220,300	279,900	366,100	422,900	514,000
21	226,000	286,500	371,600	430,000	519,800
22	231,600	293,000	376,700	435,100	525,500
23	237,000	299,400	381,500	440,100	529,700
24	242,300	304,600	385,700	444,100	
25	247,300	309,600	389,600		
26	251,300	313,400	393,400		
27	255,100	317,100	396,900		
28	258,100	320,700			
29	261,100	324,300			
30	263,900	327,900			
31	266,600	331,100			
32	269,100				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(-)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	円 179,900	円 245,900	円 281,300	円 364,900
2	189,800	257,500	293,300	376,900
3	200,000	269,400	305,300	388,700
4	211,400	281,300	317,200	400,400
5	222,900	293,200	329,000	412,000
6	234,400	305,000	340,900	423,400
7	245,900	316,800	352,900	434,500
8	257,300	328,500	364,900	445,300
9	268,600	340,200	376,800	456,000
10	279,600	351,800	388,500	466,600
11	289,000	362,000	400,100	477,200
12	297,800	371,700	411,000	487,800
13	306,500	381,200	421,800	498,400
14	315,100	390,400	432,400	509,000
15	323,700	399,500	442,900	518,400
16	332,300	408,600	452,900	527,100
17	340,800	417,600	462,800	535,200
18	348,200	426,600	472,600	541,700
19	353,300	433,600	482,400	547,200
20	358,300	440,300	489,700	552,000
21	361,400	446,400	497,000	
22		450,800	502,000	
23		455,100	506,800	
24		459,300	511,600	
25		463,300	516,400	
26		467,000	520,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	106,700	130,600	164,900	187,800	221,100	258,900	290,100	351,700
2	110,200	136,200	172,400	195,700	230,200	268,400	301,800	364,300
3	114,100	143,200	180,000	203,600	239,400	278,100	313,600	377,300
4	118,900	150,100	187,700	211,800	248,600	288,000	325,400	390,300
5	123,700	157,000	195,500	220,100	257,800	297,800	337,300	403,300
6	129,000	163,900	203,300	228,400	267,100	307,600	349,200	416,300
7	134,600	170,800	211,400	236,800	276,300	317,400	361,100	429,300
8	141,200	177,600	219,500	245,200	285,500	327,100	373,000	442,300
9	147,900	184,700	227,700	253,400	294,700	336,900	384,700	455,000
10	153,900	191,600	235,800	261,600	303,900	346,600	395,500	467,400
11	159,300	198,300	243,700	269,600	313,100	356,300	406,300	475,200
12	164,600	204,300	251,300	277,600	321,900	365,500	415,600	482,000
13	169,700	210,300	258,800	285,300	330,300	374,500	422,900	488,400
14	174,200	216,300	266,300	292,800	338,300	381,900	430,000	494,500
15	178,700	221,900	273,600	300,300	344,800	388,800	437,000	500,200
16	182,900	227,400	280,600	306,200	351,200	393,400	441,800	504,700
17	187,100	232,600	287,300	311,800	356,800	397,700	446,100	
18	191,200	237,500	293,800	317,300	362,000	402,000		
19	194,500	242,300	298,500	321,400	366,300	406,200		
20	197,400	246,800	302,700	325,400	370,400	410,000		
21	200,200	250,300	306,600	329,100	374,400			
22	202,500	253,000	309,600	332,700	378,400			
23	204,500	255,600	312,400	335,900	382,000			
24		258,100	315,100	338,900				
25		260,500	317,800	341,700				
26		262,700	320,500					
27			323,100					
28			325,500					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	111,800	128,500	170,800	191,400	221,600	253,700
2	115,900	134,500	177,200	198,500	229,600	262,600
3	120,100	140,400	184,300	205,700	237,600	271,600
4	124,300	146,500	191,300	212,900	245,500	281,000
5	128,500	152,500	198,300	220,100	253,300	290,500
6	134,500	158,500	205,300	227,300	261,000	299,900
7	140,300	164,500	212,400	234,600	268,600	309,300
8	146,300	170,600	219,300	241,900	276,200	318,800
9	152,300	176,500	226,300	249,100	283,700	328,300
10	158,100	182,600	233,200	256,200	291,000	337,800
11	163,900	188,600	240,100	263,300	298,400	347,300
12	169,700	194,500	246,900	270,400	305,800	356,700
13	175,200	200,300	253,800	277,400	313,200	366,000
14	180,700	206,000	260,700	284,300	320,600	374,900
15	186,100	211,700	267,600	291,100	328,100	383,800
16	191,400	217,300	274,400	297,700	335,600	391,900
17	196,500	222,800	280,800	304,300	342,700	399,900
18	201,600	228,100	287,200	310,900	348,900	407,300
19	206,600	233,300	293,600	317,500	353,900	413,900
20	211,600	238,700	299,700	323,100	358,500	418,300
21	216,400	244,000	305,900	328,400	363,100	422,500
22	221,000	249,200	311,700	333,600	366,800	426,200
23	225,500	254,500	316,700	337,500	370,400	
24	229,500	259,700	321,400	341,300	373,100	
25	233,100	264,900	325,900	344,600		
26	236,600	270,000	329,300	347,700		
27	240,000	274,600	332,700	350,700		
28	243,100	278,800	335,500	353,300		
29	245,700	283,000	338,300			
30	248,200	285,700	341,100			
31	250,700	288,300	343,600			
32	253,100	290,900				
33	255,400	293,500				
34	257,600	296,000				
35	259,800	298,400				
36		300,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
		円
1		494,000
2		546,000
3		607,000
4		672,000
5		724,000
6		779,000
7		846,000
8		912,000
9		977,000
10		1,041,000
11		1,103,000
12		1,125,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五條第一項の改正規定、第十二條の次に一条を加える改正規定及び第十九條の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定

を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替等)

3 平成元年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替

日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

4 (切替期間における異動者の号俸等)

切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

5 (切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の法の規定を適用する場合において、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

9 (地方自治法の一部改正)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四條第二項中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加え、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

10 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加え、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

11 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

附則第十七項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に改める。

附則第十八項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に、「昭和六十五年十月一日」を「平成二年十月一日」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

12 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

附則第七條の二第二項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に改め、同条第二項の表中「昭和六十四年

九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に、「昭和六十五年十月一日」を「平成二年十月一日」に改める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成元年八月四日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額並びに初任給調整手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定等を行うとともに、単身赴任手当を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

第三条第二項中「百九万千円」を「百十二万五千円」に改め、同条第三項中「百三十三万八千円」を「百三十七万九千円」に、「七十万二千円」を「七十二万四千円」に改める。

第四条第二項中「二万八千七百円」を「二万九千六百円」に、「五万千円」を「五万二千八百円」に改める。

第七条の三中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

第九条中「二万八千七百円」を「二万九千六百円」に改める。

円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、八三五、〇〇〇円」を「一、八八二、〇〇〇円」に、「一、三三八、〇〇〇円」を「一、三七九、〇〇〇円」に、「一、二七九、〇〇〇円」を「一、三一九、〇〇〇円」に、「一、〇九一、〇〇〇円」を「一、二五、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」を「一、一五、〇〇〇円」に、「一、〇六九、〇〇〇円」を「一、一〇三、〇〇〇円」に、「九四八、〇〇〇円」を「九七七、〇〇〇円」に改める。
別表第二俸給月額の欄中「一、二七九、〇〇〇円」を「一、三一九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」を「一、一五、〇〇〇円」に、「一、〇六九、〇〇〇円」を「一、一〇三、〇〇〇円」に、「九四八、〇〇〇円」を「九七七、〇〇〇円」に、「八四二、〇〇〇円」を「八六八、〇〇〇円」に改める。
別表第三俸給月額の欄中「四二八、六〇〇円」を「四四一、〇〇〇円」に、「三九二、六〇〇円」を「四〇四、〇〇〇円」に、「三五五、九〇〇円」を「三六六、九〇〇円」に、「三一五、二〇〇円」を「三二九、一〇〇円」に、「二八五、五〇〇円」を「二九四、四〇〇円」に、「二五四、八〇〇円」を「二六三、〇〇〇円」に、「二三〇、一〇〇円」を「二三七、七〇〇円」に、「一一一、〇〇〇円」を「一二八、四〇〇円」に改める。

(国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)
第二条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。

第六条中「百八万千円」を「百十一万五千円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中特別職の職員の給与に関する法律第二条及び第七条の三の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」といふ。)及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「昭和六十二年法律第六十五号」といふ。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 この法律による改正後の給与法又は昭和六十二年法律第六十五号の規定を適用する場合においては、この法律による改正前のこれらの法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するとともに、秘書官について単身赴任手当を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び通勤手当」を、「通勤手当及び単身赴任手当」に改め、「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加え、「調整手当及び」を「調整手当、単身赴任手当及び」に改める。

第十八条第二項中「六千十円」を「六千三百十円」に改める。

第二十二條の二第一項中「調整手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

第二十五条第二項中「七万三千三百円」を「七万四千八百円」に改める。

第二十七条第二項中「及び通勤手当」を、「通勤手当及び単身赴任手当」に改め、「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加え、「落下さん隊員手当」を「落下傘隊員手当」に改める。

国家公務員退職手当法第七條第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「参事官等若しくは事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十八條の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「国家公務員法第七十九條」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十三條」と、「職員」とあるのは「自衛官」と、「同法第八十二條の規定による停職その他これらに準ずる事由」とあるのは「又は同法第四十六條の規定による停職」と、「月数(同法第四十八條の六第一項ただし書若しくは国营企業労働関係法(昭和二十三年法律第二十五号)第七條第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実には職務をすることを要しなかつた期間については、その月数を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替へるものとす。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職 俸 給 月 額
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
1	195,400	274,200	307,700	346,300	394,900	1	494,000
2	204,200	284,500	320,400	359,800	411,400	2	546,000
3	213,100	295,000	333,100	373,400	427,900	3	607,000
4	222,300	305,600	345,800	387,100	444,400	4	672,000
5	233,200	316,500	358,600	400,800	460,900	5	724,000
6	243,000	327,300	371,500	414,700	477,400	6	779,000
7	252,900	338,100	384,400	428,500	493,900	7	846,000
8	262,800	348,800	397,400	442,200	510,300	8	912,000
9	272,800	359,500	410,300	455,900	526,200	9	977,000
10	282,800	370,200	422,800	468,900	542,000	10	1,041,000
11	293,000	380,900	434,700	480,000	554,200	11	1,103,000
12	303,200	391,600	446,500	490,600	562,100		
13	313,500	401,700	456,700	499,400	569,700		
14	323,900	411,600	464,800	507,600	576,900		
15	334,200	419,700	472,600	512,700	582,200		
16	344,500	427,300	478,000				
17	354,600	432,300	483,200				
18	364,600	437,100	488,200				
19	374,100	441,800					
20	382,500	446,400					
21	390,000	450,800					
22	396,700						
23	402,700						
24	407,900						
25	412,200						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係）

階級 号 俸	陸海空 将将将	陸海空 将将将	俸給月額		1 1 等 等 空	俸給月額		2 2 等 等 空	3 3 等 等 空	陸海空 士士士	長 1 等 士	2 2 等 士	3 3 等 士							
			(一)	(二)		(一)	(二)													
1	494,000	494,000	430,300	389,900	374,600	324,500	291,700	269,800	227,400	199,700	189,300	180,500	174,300	174,000	156,200	148,000	136,900	131,400	121,000	115,800
2	546,000	546,000	445,500	403,300	388,000	335,500	302,500	279,700	237,100	208,500	194,000	189,500	183,300	183,000	164,900	155,800	142,400	136,900		
3	607,000	607,000	460,700	416,700	401,400	348,200	313,500	289,700	247,000	217,400	198,700	198,500	192,300	192,000	173,900	164,400	148,000	142,400		
4	672,000	672,000	476,500	430,300	414,800	361,200	324,500	300,500	256,900	226,500	207,200	207,000	200,800	200,500	182,900	173,000	154,700	146,800		
5	724,000	724,000	493,500	445,200	428,300	374,600	335,500	311,400	266,800	235,500	215,700	215,400	209,200	208,900	191,900	181,500	162,500			
6	779,000	779,000	508,800	460,200	440,900	388,000	346,500	322,400	276,700	244,600	224,200	223,800	217,600	217,300	200,400	189,900	170,100			
7	846,000	846,000	523,800	476,000	453,000	401,400	357,600	333,100	286,300	253,800	232,700	232,200	226,000	225,700	208,800	198,200	177,400			
8	912,000		538,800	493,000	465,100	414,800	368,700	343,800	295,900	263,000	241,200	240,600	234,400	234,100	217,200	206,100	184,700			
9	977,000		553,900	508,300	477,000	428,300	379,800	354,500	305,400	272,200	249,600	249,000	242,800	242,500	225,600	213,900	189,600			
10	1,041,000		571,000	522,600	490,000	440,800	391,000	365,100	314,800	281,200	258,000	257,400	251,200	250,900	234,000	221,700				
11	1,103,000		579,900	536,100	501,200	452,900	402,300	375,700	324,000	290,200	266,400	265,700	259,500	259,200	242,400	229,500				
12			588,700	548,800	512,200	465,000	413,700	386,200	333,100	299,100	274,700	273,900	267,700	267,400	250,800	237,300				
13			597,500	555,000	521,300	475,500	425,100	396,700	342,200	308,000	283,000	282,100	275,900	275,600	259,100	245,100				
14				561,200	529,900	483,500	436,400	407,200	351,300	316,900	291,300	290,500	284,100	283,700	266,900	252,900				
15					535,200	491,500	447,200	417,700	360,100	325,700	299,500	298,500	292,300	291,800	274,600	259,100				
16					540,500	497,100	457,600	425,500	368,900	334,300	307,700	306,700	300,500	299,900	282,300	265,300				
17					545,700	502,700	465,600	432,600	377,700	342,900	315,900	314,900	308,700	308,000	290,000	271,500				
18					550,900	508,200	473,600	438,700	386,000	351,400	324,100	323,100	316,900	316,100	297,700	276,700				
19						513,400	479,200	444,200	394,200	359,700	332,200	331,200	325,000	324,300	304,700	281,400				
20						518,600	484,800	449,700	401,500	366,000	340,200	339,200	333,000	332,200	311,800					
21						523,700	490,300	455,200	408,000	375,900	348,100	347,100	340,900	340,100	318,700					
22						528,900	495,500	460,700	413,500	383,600	356,000	355,000	348,800	348,000	325,500					
23							500,700	466,000	418,900	390,900	363,000	362,300	356,100	355,300	332,300					
24							505,800	471,100	424,000	397,400	370,700	369,600	363,400	362,600	339,100					
25							510,800	476,200	429,100	402,900	378,000	376,900	370,700	369,900	345,200					
26								481,200	434,200	408,300	384,500	383,400	377,200	376,400	350,700					
27									439,200	408,400	389,900	388,800	382,600	381,800	355,400					
28									444,000	418,400	395,100	394,000	387,600	386,800						
29									448,700	423,000	400,300	399,200	392,600	391,800						
30										428,300	405,300	404,200	397,500	396,500						
31										438,000	410,300	409,200	402,300							
32										415,200	414,100	407,000								
33										420,000	418,900	411,700								
34										424,700	423,600									

備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項、第二十二條の二第一項及び第二十七條第二項の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定及び第二十八條の二の改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、平成元年四月一日から適用する。
- 3 この法律による改正後の防衛庁職員給与法第二十八條の二第四項ただし書及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後に防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十七條第二項の教育訓練又は同法第十八條第二項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）としての正規の課程を終了した者について適用し、同日前に学生としての正規の課程を終了した者については、なお従前の例による。
- 4 平成元年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄又は（三）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。（旧俸給月額を受けていた期間の通算）
- 5 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員

- に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。
- 6 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
 - 7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。（切替日前の異動者の俸給月額等の調整）
 - 8 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（旧俸給月額等の基礎）

- 9 附則第四項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。（給与の内払）
- 10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。（政令への委任）
- 11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この法律（第二十八條の二の改正規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、単身赴任手当を新設し、あわせて、退職手当の算定の基礎となる勤続期間を計算するに際し防衛大学校等の学生としての在職期間について自衛官としての在職期間に通算する場合の要件を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律案

平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例に関する法律（平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等の特例）

第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する扶助料（以下「扶助料」という。）又は恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号、以下「法律第五十一号」という。）附則第十五条に規定する傷病者遺族特別年金（以下「傷病者遺族特別年金」という。）で平成元年四

月から同年七月までの期間の全部又は一部の期間に係る年額に法律第五十一号附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第四項の規定による年額の加算をされたものを受けた者（その者がこの法律の施行前に死亡したときは、恩給法その他恩給に関する法令の規定により当該扶助料又は傷病者遺族特別年金を受けることができる遺族、遺族がないときは当該死亡した者の相続人）に対し、当該期間の分として支給した扶助料又は傷病者遺族特別年金の額と、恩給法等の一部を改正する法律（平成元年法律第三十二号）第六条の規定による改正後の法律第五十一号附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第四項の規定を同年四月一日から適用するとしたならば当該期間の分として給すべきこととなる扶助料又は傷病者遺族特別年金の額との差額に相当する金額を給するものとする。

(権利の裁定)

2 前項に規定する差額に相当する金額は、法律第五十一号附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第四項の規定による加算額とみなす。

(総理府令への委任)

第二条 前条に規定する差額に相当する金額を受ける権利の裁定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

第三条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令で定める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

恩給受給者の福祉の向上を図るため、平成元年八月分から実施した扶助料等に係る寡婦加算及び遺族加算の年額の引上げ措置を同年四月分から同年七月分までの扶助料等についても実施する必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、恩給費として平成元年度約八億四千万円の見込みである。

平成元年十二月九日印刷

平成元年十二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局